

## 第十章 戦国の争乱と中世後期の文化・社会



端谷城跡出土の鎧  
(神戸市教育委員会蔵)

第一節 戦国の争乱

第二節 南北朝・室町時代の仏教

第三節 自然災害と社会

## 第一節 戦国の争乱

### 1 細川京兆家の分裂抗争と西摂地域

撰津下郡  
室町時代、十五世紀になると、神戸市の海岸部を含む撰津国西部は広く下郡（しものこわり）と呼ばれるようになる。おおよそ千里丘陵より西の平野部を中心に、古代律令制の郡名でいうと豊島郡（とよしま）、川辺

郡南部、武庫郡（むこ）、菟原郡（うはら）辺りを指し、山間部の能勢郡（のせ）、有馬郡（ありま）や川辺郡北部は含まれないようである。実はこれに先立ち、十四世紀半ばには京都に近い島上（しまがみ）・島下（しましも）両郡を中心とした地域が上郡（かみのこわり）と呼ばれているから、下郡の呼称も同時期には成立していたと思われる。ちなみに神崎川以南の東成（ひがしなり）・西成（にしなり）・住吉郡（すみぎ）（大阪市にほぼ相当）一帯は十五世紀半ばには（かけの）闕（くわ）郡（こわり）と呼ばれていた（天野忠幸「戦国期撰津における三好氏の地域支配と都市」、石本倫子「戦国期撰津における国人領主と地域」）。上郡、下郡、闕郡、いずれも令制で定められた古代以来の郡名とは異なった新たな地域呼称である。これら上・下・闕郡は、中世前期における基本的な支配上の単位であった荘園や公領（こくが）（国衙領）の枠組みを越えた広い地域が、政治、経済、文化、さまざまな要因から一定のまとまりをもつようになって形成されてきた新たな地域といえる。撰津国の西端、福原や須

磨が含まれる八部郡が下郡に含まれたか否かは史料上判然としないのだが、ともかく神戸市域の海岸部は下郡の西端あるいはそれにつらなる地域ということになる。

守護細川

応仁の乱以降も、摂津国の守護は、赤松氏の一族有馬氏が分郡守護を世襲した有馬郡を除けば、

京兆家

基本的に細川氏の惣領家（当主は代々右京大夫を称したので、その唐名にちなんで右京兆、あるいは京兆家と呼ばれる）がつとめている。細川京兆家は、そのほかに丹波・讃岐・土佐の守護を兼ね、山城国も

実質的に手中におさめつつあり、また和泉や淡路・阿波にも一族を守護として配していた。応仁の乱後多くの守護大名が京都を離れてそれぞれの分国へ下っていくなかで、畿内とその周辺地域を一族で押さえる細川京兆家の発言力は幕政運営上でも大きなものがあつた。

京兆家分国のなかでも、摂津国は京都と瀬戸内海地域・西国を結ぶ山陽道（西国街道）が上郡・下郡を貫通しており、京都を押さえるうえでも重要な位置を占めたが、京都に居住する京兆家当主が摂津へ下向する際には、上郡の芥川や高槻、吹田にもうけた居館に滞在することが多かった。上郡は摂津の中でも京都に近く、政治的にも京都の影響を受けやすい地域であり、茨木氏など京兆家内衆に登用される国人もいた。一方、下郡は、海岸部には尼崎や西宮などの港湾がひらけ、また山陽道からは湯山街道や能勢街道が分岐して山間部との結節点となるなど、流通商業が発達して、池田氏、伊丹氏、河原林氏など守護細川氏に対して自立性の強い有力な国人が成長した地域であつた。

細川京兆家

永正四年（一五〇七）六月二十三日、京兆家当主の細川政元が京都自邸の湯殿で殺害された。

の分裂抗争

政元は文明五年（一四七三）五月、父勝元の死去をうけて家督を継承し、明応二年（一四九三）

には、現職の將軍足利義材よしまきを更迭し、新將軍足利義澄を擁立する、いわゆる明応の政変を起こして幕政にも大きな影響力を行使してきた人物であるが、一方、分国・家中（家臣団）支配の面では、安富、薬師寺、香西かざい、上原、内藤、寺町、秋庭氏ら有力内衆の統制に苦慮していた。彼らは各分国においては守護代をつとめ、また京兆家の意思決定機関である評定衆の構成員でもあり、実質的に京兆家の分国と家中の支配を担当する有力者であった。政元暗殺の背景には、畿内国人を近習に登用し自身の権力強化を図る政元と、分国支配の実権を掌握しようとする有力内衆の対立があったとされる（末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」）。暗殺に先立つこと四年、文龜三年（一五〇三）八月、政元は兵庫で被官高橋光正を切腹させている（『鹿苑日録』『不問物語』など）。高橋は当時、内衆筆頭の地位にあった安富元家の寄子よりこで、兵庫代官をつとめていた。寄親である安富元家はこの後すぐに遁世出家しているから（翌年七月に京都で死去）、これは京兆家被官のなかでも最有力者である安富元家を標的にした弾圧策であり、内衆・評定衆に対する掣肘策の一つと言える。政元と内衆との緊張関係は、抜き差しならぬものとなっていたのである。元家は文明年間（一四六九〜一四七七）には兵庫津もその内に含まれる福原荘代官をつとめ、延徳・明応年間（一四八九〜一五〇一）には兵庫と並ぶ要港堺の所在する和泉国堺南荘も知行しており、大阪湾の二大要港の富を手中にしうる立場にあった。

政元の死を契機に、その二人の養子が家督の座をめぐる抗争をはじめ、京兆家は分裂する。一人は前関白九条政基の子九郎澄すけあき之であり、一人は一族阿波守護細川義春の子六郎澄元である。澄元の背後には阿波の有力国人三好之長ゆきながが控えていたから、薬師寺長忠（摂津守護代）、香西元長（山城守護代）ら有力内衆は澄之を支持し、政元殺害の翌日には澄之側が澄元・之長主従を京都から追い、澄之が家督の座につく。しかし澄元

は細川氏庶流の政賢（典厩家）、尚春（淡路守護家）、そして一度は政元の養子にもなった高国（備中守護細川政春の子）らの支持を得て京都に攻め上り、八月一日澄之ならびに有力内衆のほとんどを討ち取って家督を継承した。ところが、翌永正五年四月には細川高国が澄元・之長を攻め落とし、おりから政権奪還を企図して大内義興（周防・長門守護）ら中国勢を率い上洛してきた前將軍足利義尹（義材から改名。七月一日將軍職に再任）と結んで家督に認められた。ここに、一年に及ぶ京兆家の分裂抗争は一応の終止符を打つのであるが、澄元はなお存命であり、再起の機会を窺っていた。なお明応の政変で細川政元に擁立された將軍足利義澄は、義尹が上洛の途についたと報じられると、四月十六日密かに近江に逃れ、永正八年八月湖東の岡山城（滋賀県近江八幡市）で没している。

#### 河原林正頼

このように政情が混沌とするなかで、下郡の有力国人河原林正頼が灘地域に築城を始める。

#### と灘五郷

河原林氏は武庫郡瓦林を名字の地とするが、文龜・永正年間（一五〇一―一二）の畿内の政治情勢を活写する信頼性の高い史料として注目される『不問物語』（尊経閣文庫所蔵）には、「彼正頼、豊嶋郷知行ナレバ、郷中ニ常ノ宿所ハ有ナガラ、自然時無城郭テハ叶ハジトテ、近所ニハ可然殺所ナカリケレバ、豊嶋郷ヨリ四里計西ニ武庫山ノ尾崎、難太郷内鷹尾ヲ城ニソ被構ケル」と記されている。正頼の普段の居館は豊島郷にあったが、近くにはふさわしい殺所（切所とも。要害の地）がなかったため、危急の事態に備えて難太郷武庫山の尾根先端に築城を始めたという。これが今も遺構が残る鷹尾城（普屋市城山）である。

これに続けて、『不問物語』には興味深い記事がみえる。正頼が築城を計画した「難太五郷」の地は「本八本所領ニテ守護代ニモ不随、侍之数及千人、自然ト勢ヲ揃時ハ三四千人モ打奇在所也」、すなわち、も

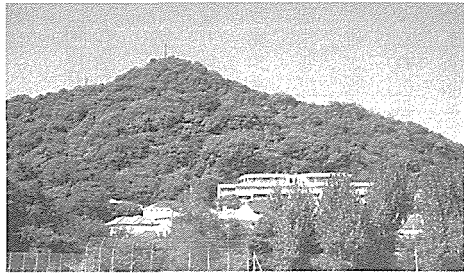


写真123 鷹尾城跡（芦屋市）

ともと本所Ⅱ公家領（非武家領）であつたため守護の支配が及びにくく、また侍が多数居住する地域であつた。ところが「鷹尾ニ城ヲ被<sup>かま</sup>構<sup>えら</sup>バ、定<sup>さだ</sup>而<sup>ため</sup>地下人色々煩ハシキ事共有ナント思ひ、難太郷内本城ト云在所ト西宮トハ多年中惡テ動<sup>や</sup>ハ取<sup>ち</sup>合<sup>あ</sup>ケルガ、俄ニ口入出来テ中ヲナリケリ」、これまで仲の悪かつた「本城」と西宮が和解し、協力して鷹尾築城に抵抗をはじめたといふのである。「本城」とは本庄、現在の東灘区南東部から芦屋市南部にかけての地域である。

戦国時代における灘（灘太）五郷がどの範囲を指すのか、にわかには確定し難い。十八世紀の史料であるが、寛延三年（一七五〇）頃に作成された

「山論会絵図縄引傍示所記」（『新修芦屋市史』史料篇二「久保清兵衛家文書」）に

「芦屋庄」「本庄」「山路庄」「都賀庄」「ふきや庄」の五荘をあげて「右は灘五郷と申す也」と記しているのが参考になるかもしれない。これを信じれば、現在の芦屋市から神戸市中央区の中央部あたりを指すことになる。元龜四年（一五七三）の奥書をもつ『細川両家記』（『群書類従』）には、「難太の多喜山の城衆」という表現が見えるから、戦国時代末期には滝山城のある生田川流域周辺までは確実に灘郷のうちに含まれる。

『不問物語』には撰津国を代表する国人（有力武士）を「接州上下ノ郡之面々、池田、伊丹、三宅、茨木、安威、福井、太田、入江、高概等ヲ初トシテ」と記している。そのほかの史料でも、撰津の有力国人としては池田、伊丹、三宅、それに河原林、有馬などをあげるものが多く、これら諸氏が当時撰津における有力領

主と認められていたと考えてよい。このうち、下郡を本拠とするものは池田、伊丹、河原林氏らである。池田・伊丹氏はそれぞれ現在の池田市・伊丹市内を本拠とする国人であり、河原林氏は芦屋市から尼崎市一帯に勢力を張っていた。実は神戸市域の海岸部にはこれら諸氏に比肩するような有力国人の存在は確認できず、「侍之数及千人」という場合の「侍」とは、一般に土豪・地侍と称される小規模な武士のことである。彼らは村落内の有力農民層に出自を持ち、苗字を名乗り帯刀するなどして一般農民とは区別されるようになった、いわゆる「村の侍」であった。山陽道に沿い流通経済の発達した土地柄を考慮すれば、灘五郷にはこうした土豪や地侍が広範に成長したのである。実際、東灘区に所在した興福寺・春日社領山路荘では、公文（現地責任者たる荘官の一つ）をつとめた中嶋氏という土豪の存在が確認されている（『本庄村史 歴史編』）。

続けて『不問物語』を見よう。鷹尾城主河原林正頼は高国党であったが、灘五郷には高国と対立する澄元との与党が多く、その張本は河原林氏の一族足高（是高とも）某であった。足高某は細川高国からの軍勢催促にも従わず、地下人らに密かにかくまわれていたが、永正八年五月一日の払暁、鷹尾城より二〇名程の討手が遣わされ、足高を討ち取ったうえ、住居に火を懸けて引き上げようとした。これを怒った「本城之者共」が駆けつけ討手を包囲して殺害せんとしたが、討手衆はさすがに手練れぞろいであったため、かえって本庄衆が数名討たれる被害を出し、討手側は無傷で引き上げた。こうした本庄衆の抵抗を正頼はあえて咎めず、鷹尾城外堀の掘削を命じたが、本庄衆は一向に従わず、逆に五郷衆に触れを回して二千余人を集め、五月六日早朝、鷹尾城に攻め懸かった。この時、城方の正頼の弟吹田又五郎、一族河原林四郎二郎はじめ主立った二三名は一味神水し、本庄衆三百名が最も城際に攻め寄せていたのを幸い、城中から打って出でこれに切り



写真124 細川澄元像（永青文庫蔵）

掛かると、「名譽之悪僧」と評判の高い河嶋の浜兄弟、今西又座牧庵ぼくあんらを討ち取り、五郷衆をあっけなく突き崩したうえ、本庄に乱入して家々を破却し、七〇余の寺庵を壊して引き上げた。しかしこの後も五郷衆の抵抗は続き、国中の澄元方牟人衆や淡路守護細川尚春らと語らって六月六日にも鷹尾城に押し寄せたが、このときも城衆の堅い守りに阻まれて退却している。

京兆家家督の奪還を狙う細川澄元が京都進攻の兵を挙げたのはちょうどこの頃である。

細川澄元 永正五年（一五〇八）に高国によって京都を追われた細川澄元・三好之長主従は近江甲賀に潜の拳兵 伏したのち、翌年六月、京都東山の如意ヶ岳（京都市左京区）に布陣して京都を窺うが、この

時は高国・大内義興らの大軍に阻まれ、夜雨に紛れて阿波へ落ち延びた。その後、阿波で雌伏すること二年、澄元主従は政権奪還の兵を挙げる。

永正八年七月末、澄元方の細川尚春らの軍勢が兵庫へ押し渡り、灘深井（東灘区深江）に布陣して、灘地域における要害、河原林正頼の拠る鷹尾城に対峙した。七月二十六日の芦屋河原合戦では京都から派遣された高国馬廻衆が優勢で、淡路衆の首百余を討ち取って悠々と帰京した（『細川両家記』）。京都の公家近衛尚通ひさみちはその日記に「於撰州兵庫合戦、淡路衆千人計り打トルト云々、京都太平珍重々々」（『後法成寺関白記』七月二十七日条）と記している。しかし翌月には澄元の要請を容れた赤松義



村率いる播磨勢が着陣し再三にわたり鷹尾城に攻勢をかけたため、八月十日夜に正頼以下は城を落ちて伊丹城に合流した。このとき澄元方は、細川政賢（典厩家。代々、右馬助・右馬頭を称する細川家の有力庶流家）、細川元常（和泉上守護。和泉には上・下両守護がおかれていた）や遊佐氏率いる河内・和泉衆が和泉方面から北進する二方面作戦を展開したため、高国方はこらえきれず、八月十六日には將軍義尹や高国・義興らが丹波へ逃れる騒ぎとなった。澄元・之長は念願の入京を果たすが、二十四日京都に突入した高国・義興勢と船岡山に戦って大敗し、澄元らは再び阿波への撤退を余儀なくされた。伊丹城を攻めていた播磨勢もこの敗報を聞いて退却したが、福祥寺（須磨寺）の寺誌『当山歴代』は、赤松義村の宿老小寺加賀守（則職）は当寺に一夜の陣を布いたが、鎮守本尊の御夢想があり、仏罰を蒙って諸勢が伊丹より逃げ下ることになった、と伝えている。

細川高国は、このち、播磨や四国方面からの攻撃に備えて山陽道（西国街道）芥川宿（大阪府高槻市）の北に本格的な山城を構築する。これが以後摂津一国の守護所となる芥川山城である。河原林正頼も西宮から八町北の丘陵上にあらたに小清水城（越水城）を築いて居城とした。『不問物語』によれば、越水城は堀、土塁、矢倉を備えており、正頼は十余宇の建物がたつ山頂の本城に起居し、ときに月次連歌や古典の講義もなされた。外城には子息春綱ほか同名中（一族衆）や寄騎・被官が軒を並べて居住し、収容しきれぬ家人たち（けにん）は西宮に住んだという。これは十六世紀初頭における拠点城郭と城下の様相が判明する貴重な記述である。

下郡国人 家督の地位をめぐる細川京兆一家の抗争が続いたこの時期、摂津下郡の国人衆の動向はどうか。衆の動向 うであつたらうか。この地域を代表する三宅秀村、伊丹元扶、池田貞正、河原林正頼らは永

正四年（一五〇七）、澄之・澄元の抗争時にはいずれも澄元党であった。当時、摂津国では細川京兆家当主が守護の地位にあり、そのもとで有力内衆の葉師寺氏が守護代をつとめており、その他の有力内衆も国内に様々な権益を有していた。地域支配をめぐって、摂津生え抜きの人衆は他国出身の有力内衆としばしば軋轢を生じたであろうし、これら諸氏が基盤を置く大阪湾沿岸の地域は瀬戸内海を介して以前から四国との繋がりをもっていたものと思われる。そのため、京兆家有力内衆が澄之を擁立すると、下郡国人衆は四国勢の推す澄元のもとに結集したのである。

ところが、澄之が滅んで、澄元・高国の抗争になると、伊丹・河原林・三宅の各氏は高国党となり、澄元の信頼が厚かったという池田貞正が澄元党にとどまった。永正五年五月、足利義尹の上洛にあたって、貞正は池田城に籠もって抵抗し、三宅・伊丹・河原林氏ら高国党諸將の攻撃を引き受けて一族若党三百余人が討死したという（『不問物語』）。三宅秀村も、のち永正八年澄元の畿内進攻の折には澄元党に転じ、細川政賢ら上洛軍に参加している。

灘五郷の諸侍のうち、澄元党に与したものは牢人して、阿波へ下向したり、淡路や播磨（はま）を流浪するありさまであったという。河嶋兵庫助のように播磨で牢人したのち、つてをたよって正頼に帰参したものの、不奉公振りを咎められたり敵方内通の疑いをうけて生害させられたものもいたようである（『不問物語』）。

#### 細川澄元の 畿内再進攻

八年後の永正十六年（一五一九）、澄元は三たび兵を挙げる。京兆家家督の座に対する執心は並々ではない。十一月に兵庫津に上陸した澄元・之長勢は灘へ進んで越水城の河原林正頼を攻めた。細川高国も山城・摂津・丹波の諸勢を率いて十二月二日には池田城に進み、これに対陣した。高国

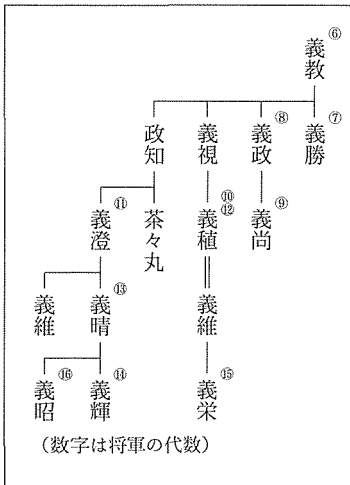


図81 足利將軍家略系図

波へ移った。二年前に細川澄元が京都に迫った折、一時的ながらも澄元を京兆家督と認めたことも両者の亀裂を広げたであろう。義植は淡路で高国討伐の兵を挙げる予定であったが、義植のもとに馳せ参ずるものはなく、やむなく阿波へ下ったという。將軍不在という事態に、高国は播磨の赤松義村のもとで養育されていた前將軍義澄の遺児龜王丸を上洛させ、將軍職に就けた。これが足利義晴である(当時十一歳)。若年の將軍を擁した高国の

方では伊丹元扶や内藤貞正(丹波守護代)が奮戦したが、戦況は徐々に澄元方が優勢となり、二月十六日の尼崎・長洲での合戦に敗れた高国は京都に逃げ上ったのち近江へ没落、これを追うように翌月には三好之長が入京した。このとき澄元は伊丹城に入り、かの地に留まりながら四月には將軍足利義植(義尹から改名)に京兆家督を認められた。ところが翌五月には近江守護六角定頼の軍勢を従えた高国が京都に攻め入ったため澄元勢は敗れ、三好之長は知恩寺で自刃、澄元も伊丹から播磨を経て阿波に逃れ、翌月死去した。京兆家の分裂抗争は澄元の死去によってひとまず終息したかにみえるが、遺恨の根が断ち切られたわけではない。

細川高国・ 永正五年(一五〇八)に足利義植(当時は義尹)とともに上洛した大内義興は、細川高国と共晴元の抗争によく幕政を支えたのち、永正十五年八月帰国する。以後、必然的に幕政における細川高国の発言力が大きくなるが、永正十八年三月七日、將軍義植は高国の専横を憤って京都を出奔し、淡路から阿

権勢は絶頂を迎えるが、思わぬことからほころびが生じる。

大永六年（二五二〇）七月、一門の右馬頭尹賢の讒言により、高国が丹波出身の有力内衆香西元盛を謀殺したことから、元盛の兄弟波多野種通・柳本賢治ら丹波国人衆の離反・蜂起を招いた。鎮庄に派遣された守護代内藤国貞や長塩・薬師寺・波々伯部氏ら京兆家内衆、河原林・塩川・池田氏ら摂津衆は相次いで敗退し、十二月には八上城に波多野氏を攻めていた池田彈正忠（波多野氏の甥にあたる）が寝返って河原林・塩川氏らの退路を断とうとしたため、彼らは有馬郡へ逃げ下った（『細川両家記』）。この機に乗じて、澄元の遺志を継ぐ三好勝長・政長兄弟（之長の弟勝時の子）以下阿波・淡路勢が和泉堺に進出して形勢を窺っていたが、大永七年二月十三日、ついに京都西郊の桂川畔で將軍足利義晴を擁する細川高国以下幕府軍と丹波・阿波勢が激突、幕府軍は敗北し、義晴・高国以下は近江坂本（滋賀県大津市）に逃れた。この後、高国は入京の機会を窺うが果たせず、翌大永八年五月には近江甲賀へ没落し、以後伊賀、伊勢、越前、出雲から備前へと、協力者を求めて流浪することになる。

一方、大永七年三月になると、かつて高国のために自害させられた三好之長の孫元長が、足利義澄のもう一人の遺児義維（義晴の異母兄弟、十七歳）と、細川澄元の遺児晴元（十四歳）を擁して和泉堺に着岸し、以後かの地を拠点に畿内支配に乗り出す。堺の足利義維は、將軍職にこそついていないものの、丹波・阿波勢の軍勢力を背景に山城・摂津・丹波といった旧高国分国を中心に支配を進め、「堺公方」「堺大樹」などと称された。近江坂本（のち近江朽木に移る）に義晴、和泉堺に義維と、あたかも將軍が並立するかのような状況が生まれたのである。この状況は細川晴元が三好元長を殺害し堺政権が崩壊する享祿五年（一五三三）六月ま

で、五年ものあいだ続く。この間、享祿三年七月には赤松氏の宿老浦上則宗を引き込むことに成功した細川高国が備前を發し、則宗率いる播磨・備前・美作三カ国の赤松勢とともに撰津に進攻する。しかし、翌年六月、三好元長の攻勢と赤松政村の裏切りにより、高国・則宗勢は大敗を喫し、高国は尼崎の広徳寺に自刃して果てた。この時期、撰津上下郡の国人は、当初伊丹元扶が高国方として抵抗したのを除けば、ほぼ堺の細川晴元に帰参することとなった。

一向一揆の猖獗と難太合戦 享祿五年（一五三二）六月、細川晴元が、股肱の臣でありながらこの頃には関係が悪化した

向宗徒）の力を利用したことを端緒として、畿内では一向一揆が猖獗を極める。同年八月には近江守護六角定頼と京都法華門徒（法華一揆）の連合軍が一向宗の中心である山科本願寺を焼き討ちし、十二月には池田・伊丹衆が下郡中の道場を残らず焼払うなど、一向宗に対する攻撃もなされるが、宗旨のもとに結集した一向一揆の勢いは衰えず、かえってその行動を過激化させつつ、以後天文五年（一五三六）頃まで撰津・河内方面を中心に猛威を振るう。天文二年にも、尼崎、伊丹、大坂の所々で一向一揆と晴元方・法華一揆との激闘が繰り返され、二月には晴元が一時淡路に退避を余儀なくされた。この地域の村々は度重なる戦闘や放火により甚大な被害を蒙ったことであろう。

天文三年六月、三好伊賀守・同久介が本願寺と結んで棕橋城（尼崎市もしくは大阪府豊中市）に籠もるといふ事件が起きている。この伊賀守は、同年十一月に同名熊法師とともに東大寺領長洲荘野地前田の代官職を請け負っている三好連盛なる人物である（京都大学総合博物館所蔵「宝珠院文書」）。伊賀守らは六月二十六日晴

元方の拠る椋橋城を攻めてこれを奪うと、八月十一日には晴元方の伊丹衆と合戦してこれを破った。さらに十月十九日から翌二十日にかけて、三好神五郎政長と伊丹・池田衆を一向一揆勢とともに灘に攻めて追い落とし、「難太(難)悉く放火候て敵数百人打取り候」と言われた『細川両家記』『私心記』。二十五日には民部少輔(みんぶしょうぶ)某ともども西宮で放火・合戦に及んでいる。中世の「難太」は芦屋市から神戸市中央区にかけての一带を指すが、この前後の戦闘は椋橋城や潮江など現在の尼崎市域を舞台としており、神戸市域にまで主戦場が及んだ可能性は低いようである。ちなみに三好伊賀守と久介はこの後木沢長政らの調停により細川晴元に帰参するが、同五年には椋橋城・西難波に籠もったところを中島の一揆勢に攻められ、河内・大和境(やまと)の信貴山城(しんぎ)に逃れている。

## 2 三好氏支配下の西摂・東播地域

三好長慶の 享祿五年（一五三二）六月に三好元長が細川晴元の策謀によって殺害された際、千熊丸と名

越水入城 乗っていた嫡男長慶(ながたか)はいったん阿波へ落ちたが、翌年六月には早くも本願寺と晴元との講和

を仲介し、政治の表舞台に登場する。数えでわずか十二歳である。その後長慶は晴元家中に復帰し、徐々に地歩を固めていくが、天文八年（一五三九）六月、幕府御料所であった河内国十七箇所（大阪府守口市）の代官職(しろむし)をめぐる一族の重鎮神五郎政長と争い、政長を支持した細川晴元に対して叛旗を翻す。長慶は摂津芥川山城を占拠し、さらに京都に迫ったが、將軍義晴らの仲介により晴元と和睦し、下郡の越水城に入った。

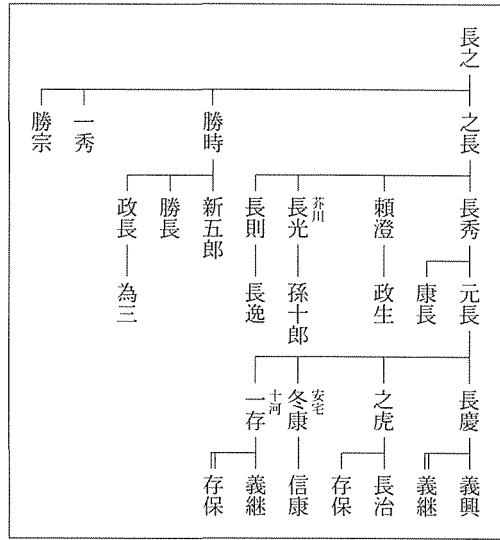


図82 三好氏略系図

半国守護代とみなす見解もあるが（今谷明『戦国三好一族』『守護領国支配機構の研究』）、少なくとも下郡の段銭徴収に関わる地位にあったことはたしかだろう。越水城は以後、摂津下郡の政治拠点として機能するようになる。

これに先立つ天文七年には出雲の尼子詮久（晴久）による播磨進攻が本格化する。置塩城（姫路市夢前町）を居城とする播磨守護赤松政村（晴政）は高砂を経由して淡路郡家（淡路市）に逃れたのち、翌八年には守護代別所村治の拠る三木城（三木市）に入ったが、村治が尼子方と内通しているとの風説が流れたため、三木

本願寺門跡証如は八月十二日付で「小清水（越水）に至り入城の由に候、時宜いか候や」と見舞いの書状を出しているので（『真宗史料集成』第三卷「証如上人書札案」）、越水入城の時期はこの少し前のことであろう。当時の長慶の公的な立場がどういったものであったのかは、長慶の発給文書が残されていないこともあって判然としないが、天文十年六月、細川晴元は「妙観院領摂州下郡御料所中郷并都賀庄御要脚反銭」を免除し、徴収催促を停止すべきことを三好孫次郎（長慶）ならびに平井新左衛門尉に命じている（『県史』一「天城文書」一一）。これをもって長慶を摂津

城を脱出して十二月末には摂津滝山城（神戸市中央区）に逃れ、ついで和泉堺の海会寺かいえに奔っている（『真宗史料集成』第三卷「証如上人日記」）。滝山城は後述するように、兵庫津から播磨方面を押さえる摂津下郡西端の拠点、堺も阿波細川氏や三好氏が畿内進出の折にしばしば足掛かりにしているところである。赤松氏の滝山城・堺海会寺への避難は、あるいは細川・三好氏との関係によるものかもしれない。

長慶、晴元を降す  
天文十五年（一五四六）夏以降、長慶は高国跡目を標榜する細川氏綱（右馬頭うまのあたか尹賢の子）とそれを擁立する遊佐長教（河内守護代）ら河内勢との戦いに東奔西走する。摂津上下郡の国人衆は

伊丹親興を除けばことごとく氏綱へ帰参という状況のもと、長慶は一門の重鎮政長や実弟三好之虎（入道実休）・安宅冬康・十河一存とせうかずまらの率いる阿波・淡路・讃岐勢の協力を得て徐々に退勢を挽回した。天文十七年四月にはついに氏綱・長教と晴元・長慶との和睦が成立し、長慶は遊佐長教の娘をめとることになる。

ところが世上の人々が久しぶりに訪れた天下静謐を喜んだのも束の間、長慶にとっては父元長を亡ぼした仇敵でもある三好政長との対立が表面化し、長慶は政長をかばう晴元と決別してこれまでの敵氏綱を擁立した。『細川両家記』が、

三好方へ一味の人々は、河内一国の衆、摂津上郡は三宅出羽守・芥川孫十郎・入江・茨木孫次郎・安威弥四郎、下郡は池田・原田・河原林弥四郎・有馬殿、西の岡にて鶏冠井けいこんいで・同物集女どうぶつじむめ、丹波国は内藤備前守、播州は衣笠兄弟衆、泉州は松浦肥前守、阿



写真125 三好長慶像（聚光院蔵）



第一節 戦国の争乱

波・讃岐・淡路国一味也。

と記すように、畿内周辺の武士を広く味方につけた長慶は、翌天文十八年六月二十四日、摂津江口に政長勢を破り、晴元は足利義晴・義藤（後の義輝）父子と近江坂本へ没落した。ここに細川晴元の畿内支配は一挙に崩壊し、氏綱を擁立する三好長慶が実質的な細川氏分国の支配者となった。

この後、長慶は六角義賢（定頼の子）の仲介によって近江朽木谷に退いた將軍義藤（父義晴は天文十九年五月近江穴太で死没）と和睦し、同二十一年一月末に義藤が還京すると、氏綱・長慶は上洛して義藤に拜謁、氏綱は京兆家家督に、長慶も幕府御供衆に列せられたのである。

同年四月、長慶は八上城（篠山市）の波多野氏を討つため撰津衆を率いて丹波に出陣するが、芥川孫十郎や池田氏ら寝返りの報が有馬重則

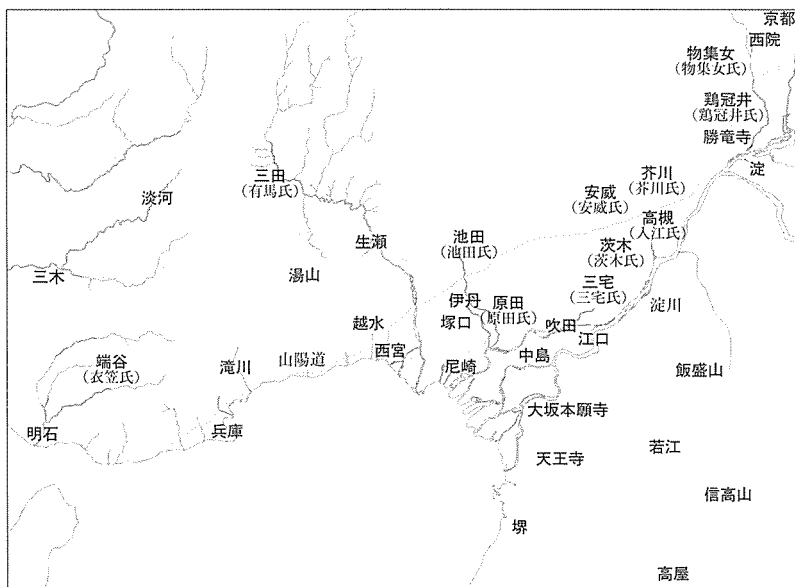


図83 三好長慶に味方した諸領主

(赤松有馬氏の庶流) よりもたらされたため、五月末、長慶は陣を払って越水に帰城した。芥川氏は摂津上郡の有力国人の一人であるが、長慶の祖父長秀の弟長光が養子として入っており、孫十郎はその子である。しかも長慶の妹を娶っていたという。孫十郎は十二月に氏綱に帰服するが、翌年再び謀反し、結局八月に城を明け渡し、三好実休を頼って阿波へ下ることになる。

### 三好氏支配

越水城は西宮の町場を見下ろす段丘先端に築かれた城郭である。西宮はもともと広田神社の新しい

別宮南宮社とその境内にあった戎社(のちの西宮神社)の門前町として発達したところで、室

町時代には醸造業が営まれ、土倉・酒屋も存在し、商業都市・港湾都市として発展が著しかった。その富に目をつけた守護細川氏もここに代官を置いており、永正年間(一五〇四～二一)には河原林正頼が八町北の丘陵上に越水城を造営し、一家臣は西宮の町場に居住したことは先にふれた。武庫川を渡って南西に延びる山陽道(西国街道)は越水城の山麓で真南に向きを変え、西宮の町場に至る。越水・西宮間は八丁はっちょうなわと呼ばれるこの直線道路によって結ばれていた。西宮神社では千句講と呼ばれる連歌会が営まれ、近隣の国人・僧侶神官・富商らが集う一種の文化サロンを形成していた。長慶は越水城を拠点とすることで、西宮の町に集まる富と人脈、商業流通のネットワークを掌握しようとしたものと思われる。長慶はこののち支配領域の拡大に伴い、上郡の芥川山城、さらに河内飯盛山城(大阪府大東市・四條畷市)へと拠点を移すが、いずれの城郭にも自ら城下町を営んだ形跡がとぼしく、この越水のように近隣の既存の町場の都市機能を利用するやり方をとっている。後述する松永久秀の滝山城と兵庫津の関係も同様であり、三好氏権力の特徴といえそうである。

三好氏による地域支配の特徴として、もう一つ、流通経済の把握という点が指摘できる。歴代三好氏が四国から畿内へ進出する拠点とした和泉堺もそうであるが、摂津では尼崎と兵庫が注目される。尼崎も古くから港湾都市として栄え、三好氏ら四国勢の上陸拠点としてしばしば利用された。室町時代に建立された本興寺は京都本圀寺と並ぶ法華宗日隆門派の本山で、三好氏とも所縁の深い堺の顕本寺、兵庫津の久遠寺（後述する正直屋極井氏ごまゐいが檀那）はじめ、淡路、讃岐、さらに遠く種子島にも末寺を擁した。三好氏は尼崎地域の精神的紐帯たる本興寺を手厚く保護しつつ、都市支配にも利用する一方、ひろく畿内から九州まで結ばれた日隆門派の寺院間ネットワークを利用していたと考えるむきもある（天野忠幸「大阪湾の港湾都市と三好政権」）。京都、堺、尼崎といった主要都市の有力町衆には法華門徒が多かったし、三好実休や松永久秀も世に聞こえた法華門徒である。兵庫久遠寺の檀那極井氏と三好氏との緊密な関係を考えれば、そのようなことも十分想定し得るだろう。

兵庫津に関しては、それまでの細川氏が福原荘や輪田荘東方などの荘園代官に被官を配することによって兵庫津に影響力を及ぼそうとしたのに対し、長慶は兵庫の富商を直接掌握し、流通経済面の支配をはかった。後述する正直屋極井氏ごまゐいがそれであるが、長慶の周辺にはこうした政商的存在の影が見え隠れする。これも三好氏権力の特徴といえ、細川氏段階よりもより直接的に流通経済システムを掌握しようとしたと言えることができよう。

松永久秀  
と滝山城

天文二十二年（一五五三）八月、芥川山城を開城させた三好長慶は、細川晴元の嫡男聡明丸（のち昭元、信良）を伴い越水城より芥川山城へ移った。芥川山城は従来摂津一国の守護所とし

て機能していた城郭であるから、長慶の権力の拡大が推察される。かわって下郡支配を担当することになったのが松永久秀である。

久秀の出自については山城（しものおか）西岡の出身とも、摂津島上郡（よすみ）五百住の生まれともいうが、よくわからない。天文十一年頃から三好氏被官としての活動が見え、大和や丹波攻めを担当する一方、この頃には三好長逸とともに三好政権の意思決定に関わる立場にあった。幕臣伊勢貞孝に宛てた年末詳の九月二十一日付久秀書状〔蟻川家文書〕七二八〕には「下郡一職申し付けられ候条、給人これ在る儀候」とある。下郡は摂津下郡を指すものと考えられ、久秀は長慶から下郡支配に関する全般的な権限を与えられており、諸所に給人（知行を与えた家臣）を配置していたことが判明する。



写真126 滝山城跡（中央区）

ところで、久秀がその支配の拠点としたのは越水城ではなく、摂津の西端、八部郡の滝山城であった。滝山城はJR新神戸駅の背後、標高三二〇メートルの城山山頂を中心に、東西に延びる峻険な尾根上に曲輪（くまわ）を配置した山城で、現在も石垣や土塁、堀切等の遺構が残る。新神戸駅北側の公園付近も曲輪跡だったと伝えられる。久秀は芥川開城の折には長慶と共に城を受け取り、そのまま芥川城に居住したといひ〔厳助往年記〕『改定史籍集覧』、天文二十二年九月には弟長頼とともに丹波八上へ出陣、翌年四月にも長慶の丹波桑田郡進攻に関わっており、久秀の滝山入城の時期は明らかではない。

なぜ久秀は下郡の中央に位置する越水城ではなく、西端の滝山城を選んだのであろうか。一つには、西方の播磨に対して睨みをきかせるということが考えられる。天文二十三年の八月から翌年春にかけて、三好勢は東播磨に進攻し別所氏らと交戦するが、滝山城はその足掛かりとしての役割を担ったのではないか。慶長国絵図をみると、生田村・熊内村の間を抜けて滝山城の東麓を北上する道と、山陽道上の走水村から北上して滝山城西麓を抜ける道が描かれており、この二本の道は滝山城の北西で合流して、丹生山田荘の上谷上村に至っている。ここから西に向かえば別所氏の本拠地三木に至る。また、海岸沿いに走る山陽道や瀬戸内水運の重要港である兵庫津は眼下に臨まれる。水陸交通を押さえる要地に位置する滝山城は、播磨方面への進出あるいは播磨に対する押さえという点からは、恰好の地なのである。

この点にも関わっていま一つ考えられるのは、兵庫津の掌握ということである。三好長慶は畿内の政治舞台で活動するようになると、早い時期から兵庫の有力商人に庇護を与え、緊密な関係をつくろうとしている。久秀もその意図を継承し、かつ兵庫の町と住民、さらにそこに蓄積された富を掌握すべく、兵庫津にほど近い滝山城を拠点としたのではなかったか。かつて三好長慶は西宮周辺の武士や神官・僧侶、富裕な町人の集う西宮神社千句講に新寄進という形で講田二段を安堵している（『県史』一「岡本文書」二〇）。これは連歌講に集う近隣有力者の人心掌握、西宮を象徴する文芸活動を保護・興行することを介しての都市支配策とも解釈できようが、次に述べる久秀が主催した滝山千句にも同様の意図が籠められていたと考えられなくもない。

永禄二年（一五五九）八月以降、久秀は大和平定を担当することとなり、大和国内に拠点を移すが、それまでの時期、滝山城は久秀の活動拠点となる。

滝山千句

久秀はのち永禄八年（二五六五）に將軍足利義輝を謀殺したり、同六年長慶の嫡男義興の急死や翌年の長慶による実弟安宅冬康殺害も久秀の陰謀とされるなど、希代の悪人のように評されることが多い。しかし実際の久秀は、三好実休とともに熱心な法華門徒として知られ、また実休同様、茶の湯に造詣の深い教養人でもあった。大名物として知られるつくも茄子の茶入や平蜘蛛の茶釜など、多くの名物茶道具を蒐集しており、天文二十三年（二五五四）正月には堺の南宗寺天慶院内にあった大黒庵で武野紹鷗（じょうおう）がもうけた朝茶の席に今井宗久ともども招かれているほどである。

このような文化人としての顔を持つ久秀が、弘治二年（二五五六）七月、滝山城に主人三好長慶を招き、盛大な宴を催した。この年の六月十五日は三好長慶の亡父元長の二十五回忌に当たっており、堺の顕本寺では長慶が主催する盛大な法要が営まれた。京都の土倉（金融業者）安井宗運が七月六日に東寺観智院・宝厳院に宛てた書状（『鼎史』六「東寺文書」（その他所領関係等）九五）によれば、長慶・久秀主従は七月三日に堺から海路出立し、長慶は尼崎に滞在したのち、八日に「多喜山」へ赴く予定であるという。「多喜山にて千句候て、其以後、観世大夫能有へく

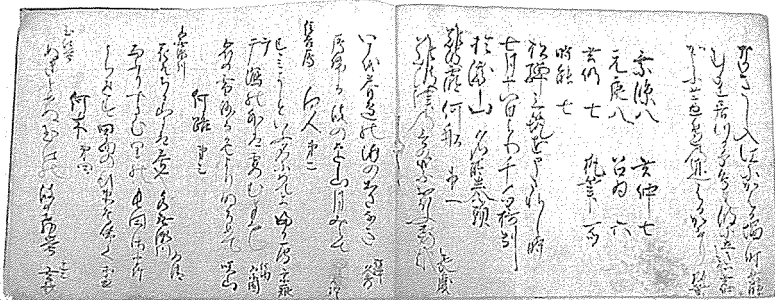


写真127 『瀧山千句』（群馬大学総合情報メディアセンター図書館蔵）

候」と、千句連歌や能楽の興行がなされることもしたためられており、この度の長慶を招請しての催しは京都をはじめ畿内に広く喧伝されたらしい。『細川両家記』にも「同七月十日に長慶、境(邊)より多喜山(一藏)へ松彈被(松尾清ら三好氏)申候也、種々御遊共、千句連歌も有之(これら)、観世大夫の能も有之、嘉辰令月とも此節可申哉(うすま)と世上人申候也」とみえ、安井宗運が記す通り、久秀は法要を終えた長慶を迎えて、連歌や能楽でもてなしたことがわかる。

とここでこの連歌会の記録が群馬大学図書館新田文庫に残されており、滝山千句と呼ばれている(鶴崎裕雄『滝山千句』と三好長慶)。

松彈(三好氏御用)、三筑を申されし時

七月十八日より千句 撰州

於滝山 名所巻頭

難波霞 何船 第一

難波津の言の葉おほふ霞哉 長慶

いまを春辺の浦のあさなき 松彈久秀

雁帰る波の遠山月みえて 元理

で始まり、第二「住吉雁」から「水無瀬川」「玉江蜚」「湊川納涼」「初島霧」「須磨月」「生田鹿」「芦屋蒙」と続き、第十「布引滝」、追加「羽束山」まで、それぞれ冒頭の発句・脇句・第三のみの三句ずつ、計三十三句が知られる。長慶が発句、城主の久秀が脇句をつとめている。

この連歌会に参加した連衆一八名は、①長慶、久秀はじめ、飯尾為清ら三好氏とその被官、②宗養(孤竹

齋宗牧の子)や元理らの連歌師、③堺連歌壇の中心であった等恵、武野紹鷗の弟子で茶人である辻玄哉らの堺衆、④撰津池田氏の一族で、池田四人衆の一人に数えられる池田紀伊守正秀、⑤「芦屋神主」範与や「兵庫久遠寺」の快玉ら近隣の僧侶・神官、といった人々から構成されていた。堺は之長以来、三好氏が畿内進出の足掛かりにしてきたところであり、堺の有力町衆とは早くから関係ができていたものと思われる。それから堺衆や連歌師に加えて、近隣の有力国人や地元の知識人・文化人が招請されている。これは勿論、久秀による兵庫津や西撰津の支配を背景にすることであり、言うまでもなく彼らと協調関係を取り結ぼうという政治的な配慮も働いている。

注目されるのはこの千句で詠み込まれた名所・景物である。難波、住吉にはじまり、玉江、湊川、初島、須磨、生田、芦屋、布引滝、羽束山といずれも撰津の名所や景物が題材とされている。この五年後、永祿四年五月に長慶が本拠地・河内飯盛山城で催した「飯盛千句」では石清水(山城)、春日野・初瀬(大和)、天野川・交野(河内)など五畿内の名所が読み込まれており、滝山千句と比べると詠み込まれた名所・景物の範囲が飛躍的に拡大しているのだが、これはこの間に長慶の権力が拡大したことの表れと評価されている。連歌は上は天皇・公家から下は一般庶民まで中世に広く行われた文芸であるが、このようにしばしば政治的性質を帯びる。飯盛千句は畿内を支配下においた長慶の権力者としての自負が十二分に表れたものといつてよい。翻って、滝山千句は撰津芥川山城を本拠に畿内支配を進めつつある長慶と、そのもとで撰津下郡の支配を委ねられた久秀の立場を象徴的に表しているといつてよいであろう。



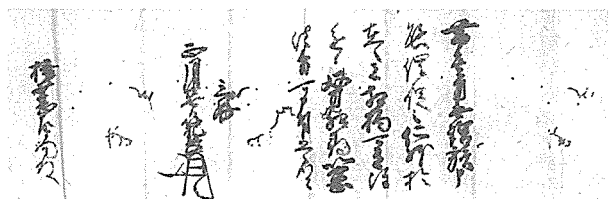


写真128 三好範長（長慶）折紙（榎井文書）

兵庫津の正  
直屋榎井家

久秀が滝山城を拠点とした理由の一つに兵庫津掌握をあげたが、天文年間（一五三三〜一五五五）以降、三好氏と結びついた有力商人の活動が知られる。正直屋の屋号で呼ばれる榎井氏である。

榎井氏は、豊臣政権期には兵庫津の代官下代をつとめ、近世には兵庫津を構成する岡方・北浜・南浜三方のうち岡方の名主として町政にも参与した有力者である。後述するように蔵を保有し、天正年間（一五七三〜九二）の当主安右衛門尉の代には味噌・酒・麴を扱っていたことが判明するから、醸造業のかたわら金融業も営む、いわゆる土倉・酒屋であったのだろう。

三好長慶が越水城にはいった翌天文九年の十二月、長慶（当時の名乗りは範長）は榎井甚左衛門尉に対して「所々買得之地等」を安堵した（『県史』三「榎井文書」一）。これは畿内に残る最も早い長慶発給文書として注目されるのだが、榎井氏はその財力をいかして近隣の土地を買い集め、地主としても成長しつつあったのである。長慶の文書には、松永久秀の文書が副えられ（『県史』一「榎井文書」三）、買得地安堵を確認するとともに、正当な理由もなく理不尽に諸役の催促を加える者があれば糾明・処罰すると述べている。長慶は年未詳正月二十七日付の同人宛書状（同上二）でも、「その方に帯し謂われ無き族申し懸け、催促の仁躰これ在るにおいては、相拘え注進有るべく候、双方に相尋ね、憲法の旨を以て申し付くべく候」と榎井氏に

保証を与えており、これは同日付の家臣三好祐長の文書で確認されるとともに、二月七日には輪田莊東方を知行する細川氏被官の庄丹後守たんののかみに久秀・祐長連名の書状で伝達されている。久秀・祐長連署書状には、極井甚左衛門尉は「範長御目に懸けられ」ているので必要ときには協力するように、とも記されており、極井氏に対して長慶がなみなみならぬ保証を与えていたことを窺わせる。範長から長慶への改名は天文十七年であるから、これらはそれ以前のことである。

ついで天文二十三年四月には安宅鴨冬が、正直与三左衛門尉に対し、藏の永代免許と徳政令の適用免除を認めている(同上)。藏の永代免許とは字義通りにとれば藏の保有・取り立ての許可ということだが、具体的には金融業の営業許可を指すのだろう。安宅鴨冬とは長慶の実弟で淡路の名族安宅氏を継いだ安宅冬康のことである。この年の八月末からは摂津衆を動員しての播州別所氏攻めが、また十一月から翌年二月にかけては四国衆を催して明石・三木城攻めが始まる。兵庫津は畿内と播磨・四国方面を結ぶ重要な港湾都市であり、正直屋らも米銭や物資の調達・輸送に従事し、利益をあげたものと思われる。畿内の支配者三好氏から手厚い保護と特権を与えられた正直屋極井氏は一種の政商と呼べるかもしれない。

のち永禄八年秋以降、三好三人衆と松永久秀が対立・抗争するようになるが、この頃徳政が発令された際にも、三好長逸(日向守、三人衆の一人)と篠原長房の意を受けた坂東大炊助おおいすけが、正直屋に非分の申し懸けをしないよう「郷衆」に命ずべく指示を出しており(同上五・六)、三好氏と極井氏との関係は三好氏の畿内没落時まで維持されたようである。

第一節 戦国の争乱

本庄と芦屋 発端は、芦屋荘二カ村（芦屋村・打出村）の背後、東西一八町に及ぶ芦屋荘の持山を東の一二町を西宮が、西の六町は本庄が押領したことに始まる。当時の人々にとって、山は燃料や田畠の肥料とする柴木を採る日常生活に欠かせない場であったから、それを東西から挟み撃ちするように押領されたとあっては、芦屋荘住人にとってはたまったも

天文年間（一五三〇～一五五〇）の末頃、本庄と東隣の芦屋荘との間で山相論が惹起する。この相論は、実は西宮の広田・西宮社の社家郷も関わる、広い地域を巻き込んだもので、その経緯は元和二年（一六一六）打出村宗運の記した覚書（吉井良秀『武庫の川千鳥』所引抄録）、および寛延三年（一七五〇）二月の大坂城代と大坂両町奉行が連印した山論裁許状（『新修芦屋市史』資料編二「芦屋市役所蔵文書」）などによって知られる。

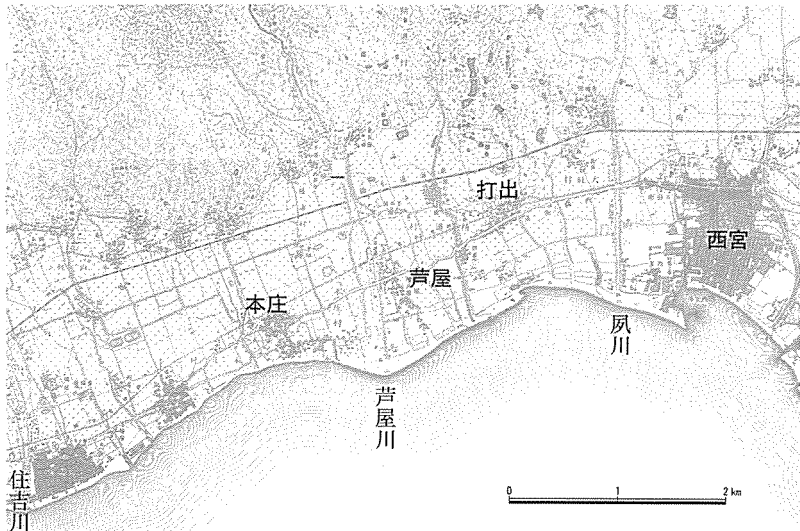


図84 本庄・芦屋荘相論関係地図（陸軍陸地測量部作製正式二万分一地形図西ノ宮・御影をもとに作成）

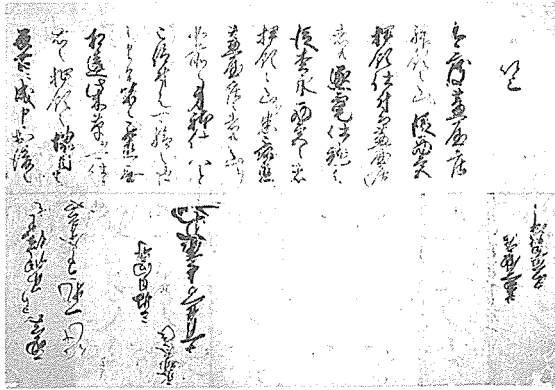


写真129 伝・三好日向守裁許状 (吉田雅一氏旧藏文書)  
(芦屋市立美術博物館蔵)

のではなかっただろう。所伝によれば、芦屋荘二カ村の住民が芥川の三好長慶のもとに訴えた結果、その主張が認められ裁判には勝訴したものの、なお押領が止まなかったため、芦屋荘住民は村を捨てて逐電・逃散してしまった。逐電・逃散というのは支配者に対する消極的な抵抗方法で、中世にはよく見られた。強訴や一揆のように時に暴力を伴う積極的な抗議・抵抗活動ではないが、農民が耕作を放棄して山野に隠れてしまうため、年貢の収納を期待する領主にとってはかなりの痛手となる。

その後も芦屋荘側からの訴えは続いたようで、弘治三年(一五五七)二月十一日に、三好一門の宿老で、のちに三好三人衆の一人に数えられる三好日向守ひつうがのりの名前で再び裁許状が出た(『新修芦屋市史』史料編一「吉田雅一氏所藏文書」)。本庄側が押領している山を芦屋荘に返付し、以前の通り芦屋荘の支配を認めるようにとの松永久秀の仲介を受けて、芦屋荘側に権利を認め、本庄が主張している新儀の境界は無効とする、というものである。永禄三年(一五六〇)には西宮の押領を停止するほど同文の三好日向守の裁許状が出され(同上)、相論はここに一応の決着をみたが、この間芦屋荘は後々まで「五年亡庄」と語り継がれたように逃散によって田畠は荒れ、人々は辛酸をなめる生活を余儀なくされたのであった。

ただし、この裁許状に問題がないわけではない。一通の裁許状の差出はいずれも「三好日向守長康」となっているが、三好日向守の実名は長縁もしくは長逸であり、長康ではない。また永禄三年の裁許状にすえられた花押かぢの形状も長逸のものとは異なっており、この裁許状は正文（原本）ではなく、少なくとも近世の写うつである（弘治三年の裁許状はもともとと写で、花押の位置には「御書判」としたためられている）。しかし、この頃の三好氏における裁判はおもに松永久秀・三好長逸の二人が中心となつて審理・裁許がなされており、久秀の意見に従つて日向守長逸が裁許状を発給するということは十分にあり得る。また永禄三年の裁許の「御使者」は「向州（三好日向守）様御内、両殿の御年寄」である坂東大炊助・金子市之丞二人であつたというが、坂東大炊助（実名は季頼よしのり）は日向守長逸の内衆として実在する人物である。裁許状の文言にやや不自然な表現のあることを勘案すると、近世のある時点までに裁許状原本が何らかの理由で失われたため、芦屋荘の人々が記憶をたどりながら自らの主張を籠めつつ作成したものとも考えられる。

なお近世の寛延年間（一七四八〜五一）の相論では、本庄側も天文二十四年の三好長慶の裁許状と絵図があると主張しているが、審理した大坂町奉行所では証拠として採用しなかつた。また西宮神社には年未詳ながら九月日付で西宮社家中に宛てた三好長慶書状案が伝わっている（『県史』一「西宮神社文書」一）。西宮と芦屋荘の山相論につき、検使を派遣して堺目絵図等を披見したうえで、西宮が主張する境界を認めたものであるが、これが今回の相論とどのように関わるのか判然としない。寛延の裁許では「社家郷より差出書物・絵図等悉く不都合にて証拠ニ難用」と社家郷が提出した証拠書類はすべて却下されており、もしこの長慶書状案が提出されていたとしても奉行所には採用されなかつたのである。

近世以後 芦屋荘背後の六甲山系の用益権および荘境をめぐる争いはこれ以降も再三繰り返され、天正十年（一五八二）には本庄側が提訴したが、同年十二月十二日、池田紀伊守が三好日向守裁許状の相論

を根拠に芦屋荘の支配を認める裁許を下した（吉田雅一氏所蔵文書）。この池田紀伊守裁許状は写で、署判部分は「池田紀伊守忠勝御書判」と記されている。「御書判」とは本来ここには花押がすえられていたことを示す言葉で、それ自体問題はないが、池田紀伊守忠勝なる人物は存在しない。天正十年十二月段階の池田紀伊守は恒興もしくは長男の元助である。池田父子は、山崎合戦後の清洲会議（天正十年六月二十七日）の結果、大坂・尼崎・兵庫一二万石を知行することとなり、恒興は大坂に、元助・照政（輝政）兄弟はそれぞれ伊丹・尼崎城に入ったというが（『池田家譜』）、恒興・元助いずれも忠勝との名乗りは確認されていない。これも写を作成した段階で実名を誤記したか、あるいは芦屋荘住民の主張を籠めつつ作成したのである。

この後も、慶長十七年（一六一二）にはこの山から銀子が出土したとして本庄側が西宮代官であった片桐貞隆（且元の弟）に出訴し、元和元年（一六一五）には高野山悉地院が芦屋荘の持ち山から石塔を切り出したことをきっかけにまたもや本庄が訴訟を言いかけるという事態が惹起しているが、いずれも芦屋荘側の主張が認められ、弘治三年の裁許がくつがえることはなかった（『打出村宗運覚書』）。

さらに寛保二年（一七四二）以降、三荘郷を巻き込んだこの相論がまたも繰り返されるが、最終的には寛延三年に至りようやく決着し、西宮社家郷・芦屋荘・本庄の境界と武庫・有馬・菟原三郡の郡界とが確定された。現在の芦屋市と神戸市の市境はこの時の芦屋荘・本庄の境界を踏襲したものである。

このように、西宮社家郷・芦屋荘・本庄の相論は十六世紀半ばより二世紀にわたって繰り返されてきたこ

とになる。ことに天文から元和年間にかけては、この地域の為政者が三好氏、池田氏、豊臣氏、徳川氏と代わるごとに訴訟が提起されている。有利な判決を引き出そうと提訴を繰り返す民衆のしたたかさが見てとれるのだが、一方で本庄・芦屋荘一帯は戦国期には灘五郷と総称された、摂津下郡のなかでも一定のまとまりをもった地域であった。不断に人や物が行き交い、政治、流通経済、文化など様々な面で共通するところが多かったであろう。同一地域圏内部の相論だけに、いざ相論となると様々な人間関係や権益が絡み、争いが苛烈になった側面があるのではないだろうか。裁許状の残る天文から天正年間の相論について言えば、三好日向守・池田紀伊守の裁許状はいずれも正文(原本)ではないが、これらが地元で大切に守り継がれてきたこと自体が、当該地域に住み暮らした人々の抱えた問題・矛盾と、解決に至るまでの苦悩と葛藤をまざまざと示しているのである。

東播磨へ 話を三好長慶にもどそう。天文二十三年(一五五四)八月末、三好長慶は東播磨へ軍を進める。の進出 当時、赤松有馬氏の庶流で、將軍足利義輝の近習に源二郎重則という人物がいた。天文二十一年四月に長慶が丹波八上城の波多野氏を攻めた折、芥川孫十郎らの寝返りを長慶に注進したのが重則で、「長慶無一ノ味方」(『足利季世記』『改定史籍集覧』)と評されたようにかねがね長慶に誼を通じるところが深かったらしい。『寛永諸家系図伝』など近世の系譜類によれば、播磨国三木郡の満田城(三木市三津田)に居住したとされる。この頃、満田からはど近い三木城には東播磨八郡の守護代をつとめる別所村治がいた。村治は半世紀近く別所家当主の座にあり、守護代として守護赤松氏の播磨支配を支える一方で、この頃には近隣の国人・土豪を支配下におさめつつ独自の支配圏を形成しつつあった。有馬重則との間でも所領をめぐる争い

禁制 太山寺

一 當座守護申し余私懸筆す

一 休探し林竹本三好氏

一 陣取寄富三好氏

一 石壁と管入修り外若松連托

牽去連下三好氏 廟取得る也三好氏

下三好氏

天永三年十月日

書 三好実休

写真130 三好実休禁制(太山寺文書)

林寺文書」一二)が残されている。年内は大きな合戦もなくにらみ合いのまま年を越したが、年が明けて天文二十四年正月には三好実休が明石へ着陣し、十三日には長慶自ら出馬して太山寺に陣を布いたため、衆寡敵せず、明石城の籠城衆は和睦を請うて開城降伏した。その後、長慶は軍を北へ進め、再度別所氏を攻める。しかし三木城はよく持ちこたえ、結局三好勢は二月末に包囲を解いてそれぞれ本国へ引き揚げたのである。

三木別所氏は二度の包囲戦によく耐えたが、しかしこの播磨進攻を機に、東播磨にも三好氏の影響力が及ぶようになった。永禄二年(一五五九)六月に長慶が摂津衆を動員して河内畠山勢を攻めた際、有馬郡衆とともに別所・明石・衣笠・間島の諸氏も三好氏に合力して出陣している(『細川両家記』)。明石氏は明石一郡

が発生したのであろうか、長慶は重則の要請をうけて播磨へ兵を送るのである。一門の重鎮日向守長逸が摂津衆を率いて東播磨へ討ち入り、別所方の城七つを落として、九月半ばには帰陣した。

同年冬にも再度、播磨出兵がなされる。十一月初めに三好実休の家臣で猛将の名の高い篠原長房が四国勢を率いて明石へ渡海すると、他の三好勢もこれに続いた。今回は播磨守護赤松晴政の要請を容れて、細川晴元残党の籠もる明石城を攻めるためで、晴政も嫡男義祐を名代として高砂まで出陣させている。明石郡の太山寺には十月日付の三好実休禁制(『県史』二「太山寺文書」六一)が、加古郡の鶴林寺には十一月四日付の安宅冬康禁制(『県史』二「鶴



に郡奉行的権限を行使した有力国衆（小林基伸「十五世紀後期の播磨における守護・国人・地下」）、衣笠・間島氏も、所伝によればそれぞれ端谷城（西区樋谷町寺谷）、福中城（西区平野町福中）を本拠としたという明石郡の国衆である。別所氏を筆頭とするこれら東播磨の有力国衆たちは赤松氏を国主と仰ぐことに変わりはないが、一方では三好氏の軍事動員にも応じる、三好氏の奇騎（主従関係にはないが、特に軍事面で指揮命令をうける立場）的存在になるのである。

滝山城をめ 永禄年間（一五五八〜七〇）にも、兵庫津は堺とともに三好勢が畿内と四国を往来する際の渡る攻防 海・上陸地点となった。永禄元年九月初め、和泉国打ち廻り（示威行動）に先立って三好長

慶はじめ実弟の実休、安宅冬康、十河一存、嫡男義興らが尼崎で参会した際、実休らが上陸したのは兵庫津であったし、永禄三年四月、長慶が淡路洲本で実休と会谈すべく渡海したのも兵庫津からであった。

その兵庫津一帯が大きな戦乱の舞台となるのは永禄九年のことである。三好家の総帥長慶は永禄七年七月河内飯盛山城で病没し、その後は養子義繼（十河一存の子。長慶の嫡男義興は永禄六年八月に芥川山城で死去）を三人衆と呼ばれた三人の宿老三好長逸、三好釣閑斎宗滑、石成友通が補佐する体制がとられていた。松永久秀は永禄二年八月以降は専ら大和の経略と支配を担当し、拠点をお大和・河内国境の信貴山城（奈良県生駒郡平群町）、ついで南都の北郊多聞山城（奈良市）に移していた。三人衆は永禄八年五月、松永久秀とともに將軍足利義輝を京都の二条御所に襲撃して殺害するが、この後両者の関係が悪化し、十一月には飯盛山城にいた三好義繼を河内高屋城（大阪府羽曳野市）に移すと、十二月には久秀の支配する大和に軍を進めた。これに勢力回復をもくろむ畠山高政・安見宗房ら旧河内勢や和泉国衆、紀伊根来寺衆徒らが久秀方として参戦し

たため、争乱は一挙に畿内全域に拡大することになる。

松永方の滝山城は、永禄九年二月十二日、安宅信康（冬康の嫡男）を大将とする三人衆勢と淡路十人衆と  
呼ばれる淡路勢の攻撃を受け、首一を獲られたという。

三人衆と一進一退の攻防を繰り返していた久秀は、五月十九日にわかにかに大和多聞山城を出ると、河内・和  
泉勢を合わせ、二十三日には和泉堺の玉蓮社に陣を布いた。松永方の滝山衆や越水衆、伊丹衆らも海路堺へ  
入り、その人数は六千騎とも言われた。これに対し、三好義継を擁する三人衆は、淡路衆、池田勝正以下の  
摂津上下郡の国衆を動員し堺を包囲したため、五月三十日には会合衆（堺の町政運営にあたる有力町衆）の調  
停によって久秀は堺の町で幽居することになり、滝山衆、越水衆、伊丹衆らも開陣してそれぞれ国元へ引き  
上げた。

久秀を幽閉状態に追い込んだ三人衆は、義輝殺害後、空位となっていた將軍職の座に、さきに足利義晴と  
争って敗れた足利義維の遺児義栄を就けるべく策動を本格化させ、その先陣として、六月十一日、篠原長房  
が二万五千の大軍を率いて兵庫津に上陸した。長房は松永方の籠もる滝山城を淡路十人衆や別所・明石・衣  
笠・間島氏ら東播磨勢をもって攻めるとともに、自身は西宮に陣取り、越水城を攻めた。これには越水  
城衆もたまたらず、調停によって七月十三日には開城し、籠城していた野間右兵衛尉、河原林三河守、池田丹  
後守、浜越後守、富田氏らは大物道場へ送られた。河原林三河守はもと越水城主であった河原林氏の一族で  
あろう。池田丹後守は教正といい、摂津池田氏の一族で、池田氏の当主長正が三人衆方に属したのに対して、  
教正は久秀方であった。野間右兵衛尉は川辺郡野間村（伊丹市）を名字の地とする国人。その子左橋兵衛尉

長前ながさきは、池田教正とともにのち織田信長のもとで河内若江城主となった三好義継に仕えている。富田氏は川辺郡富松とま荘（尼崎市）近辺に勢力をもつ土豪、浜氏も前述したように灘五郷の土豪であった。これら諸氏は滝山在城期の久秀に仕えるか、あるいは池田教正のように三人衆方の一族・近隣領主と対立して松永方についたものと思われる。同じく七月半ばには西院さいいん小泉城、淀城、勝竜寺城など山城国内の松永方諸城も開城し、篠原長房率いる大軍を得た三人衆方の優勢が決定的になりつつあった。六月以来籠城を続ける滝山衆もよく守ったが、水の手を取られ、八月十七日に開城降伏した。この頃には摂津中島の堀城に拠る細川右馬頭むしかな藤賢（細川氏綱の弟）も開城し、九月半ばには伊丹城の伊丹親興も三好方となったため、摂津はほぼ三人衆方の制圧するところとなった。こうした状況を見届けたうえで阿波を発った足利義榮は、九月二十三日に越水城に入り、ついで十二月には富田とんだ荘普門寺（大阪府高槻市）へ移って、將軍職就任へ向けて朝廷工作を開始するのである。

畿内はこのまま三人衆の制圧するところとなるかに思われたが、永禄十年二月、三人衆に擁されながらも、その傀儡的待遇に不満を抱く三好義継がにわかに堺の松永久秀のもとに奔った。これを奇貨とした久秀は義継をともなって堺を脱出し、信貴山城を経て本拠の多聞山城へ入り、ここであらためて三人衆方と対峙する。境内に陣取る三人衆方との戦火により、東大寺の大仏が大仏殿もろとも焼亡するのはこの年の十月十日のことである。こうして松永方と三人衆方の一進一退の攻防が繰り返されるなか、永禄十一年九月に前將軍義輝の弟足利義昭を奉じて織田信長が入京を果たし、ここに畿内の政治情勢は新しい段階を迎えることとなる。

山田莊原野  
の栗花落家

市域北・西部の山間部には、中世文書を持ち伝える旧家がいくつか存在する。ここでは代表的な三家について紹介しておきたい。

その一つが山田莊原野の栗花落家である。奈良時代の淳仁天皇の頃、矢田部郡司山田真勝が都にのぼり朝廷に仕えたが、故あって政界の実力者藤原仲麻呂(惠美押勝)の兄弟大臣豊成の娘白滝姫と結ばれる。しか

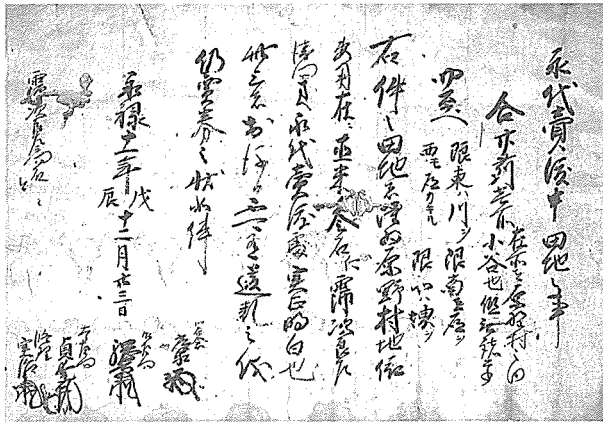


写真131 原野村田地売券 (栗花落文書)

し真勝に伴われて山田に来住した白滝姫は若くして亡くなったため、勅によって弁財天女として社壇をつくって祀った。その墓前には冷泉が湧出したため、この泉を栗花落の井と称し、子孫は代々栗花落を姓としたと伝えられる。中世文書では「墜栗花」「霈」「霈」などと表記される。

同家には十数点の中世文書が伝存するが、山田荘の四至を明記し、押部・淡河の違乱を停止すべきことを命じた応永五年(二三九八)四月十一日付の足利義満下知状案(『県史』一「栗花落文書」一)と、その内容を撰津守護細川満元に伝達した同年四月十五日管領斯波義将施行状案(同上二)が最も古い年紀を持つものである。ついで永享五年(一四三三)十一月十五日付で阿闍梨豪慶が師の丹生寺桜本坊豪俊法印から譲渡された谷上村内の田地一所を山王御燈明料に寄進した寄進状とその案文、

そして文明十七年（一四八五）から永禄十一年（二五六八）までの田地売券など土地証書類が一〇通である。この中には、原野常住坊や如意寺道阿弥あての売券、大町道円なる人物が如意輪寺燈明田に寄進した田地寄進状などが混じっているが、これらと栗花落家との関係は判然としない。栗花落家に宛てられた売券は四通で、文明年間末から永禄年間にかけて、番頭給田を含めた一段前後の田地を四カ所、合わせて一段と一一〇苜（一段は四〇苜前後に相当するらしい）を買得している。

そのほかにも、栗花落家是不作分年貢を代納した見返りに原野村内の矢田ヶ池を山田莊政所佐々氏から宛行われたり、千手院という寺院を開いて壇方となったりしており、栗花落家が原野村内の有力者で、土豪的存在であったことが知られる。

上谷上の 阪田家は上谷上の旧家で、戦国期には板屋姓を名乗っている。志染川北岸の段丘先端に立地す

板屋家 る同家居宅はかつて「阪田の千年屋」として知られていたが、おしくも昭和三十七年（一九六

二）に焼失した。阪田家には天文二年（二五三三）から元龜二年（二五七二）に至る田畠の売券九通と、天文十四年十一月二十日付の下谷上村年寄衆連署置文（『県史』一「阪田文書」二）、永禄十一年（二五六八）二月十九日付の別所安治書下（同上二〇）が伝わる。天文十四年の置文は、上・下両谷上村が入会地としてきた多城・大称比山をめぐって先年若衆らの間で紛争が惹起したため、「上様」の裁定を仰ぎ、従来通り両村立会として山木を採取すべきことを申し置いたもので、皆森永光入道はじめ六名の下谷上村年寄判形衆が連署し、上谷上村年寄中に宛てたものである。これが阪田家に伝わったことから、当時板屋家が上谷上村内の有力者であったことが知られるが、永禄十一年の別所安治書下では板屋と兵衛は安治の「被官」とされ、

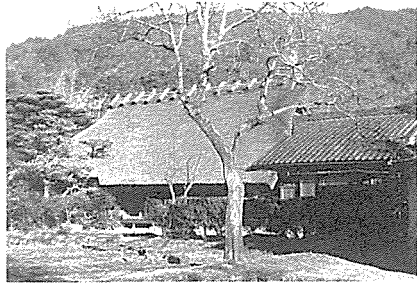


写真132 阪田千年家(焼失前)

「庄内買地分」の安堵をうけ、借錢借米の徳政令適用を免除されている。板屋家は上谷上の土豪といふべき存在であった。

一九通の田畠売券のうち、二二通(同上・五)は下村の田畑を玄尊なる人物に売却したもの、残り七通は板屋与兵衛宛で田畠の在所はいずれも上・下谷上村内である。玄尊は板屋与兵衛の父かとも思われるが、詳細は不明である。板屋与兵衛の買得した田畠についてみると、売り主は六名(新衛門が二度)、売買されたのはいずれも十月末から三月初頭までの日付であるから、作物の収穫が終わり年貢を納める時期にあたる。不作などの理由で年貢・公事くじが納められずに手放すことになった田畠を買得したものであろう。対象となった

田畠は田八カ所、一四七疇分(直米一九・六石)、畠一カ所(直米一・六五石)で、元龜二年(一五七二)十一月に宗春から三カ所計七〇疇の田地を一〇石で買得したのが量的には全買得分の約半分を占める。天文年間以降、板屋家は比較的小規模な近隣の田畠を集積しており、永祿年間(一五五八〜七〇)に別所氏によって安堵される経緯が判明する。別所安治書下には借錢借米の徳政令適用を免除する旨も記されているから、米銭の貸し付けも行っていたようである。米銭の貸し付けと買得によって土地を集積し、有力国衆の被官となることによって経営上の特権を認められ、さらに地主として成長していく様子が知られる。

なお、同家は幕末期には千年宅道場・辻本道場と呼ばれる浄土真宗本願寺派の道場であったらしく、万延まんえん元年(一八六〇)には姫路の龜山本徳寺に向かう西本願寺門跡一行が立ち寄っている(御門跡様御立寄之控「阪

田家文書)。いずれにせよ、村の百姓（農民）層とは距離をおいた板屋家の立場が窺われる。

白川畑の 須磨区白川の藤田家は、近世、八部郡白川村の庄屋をつとめた旧家である。白川村は中世には

藤田家

白川畑ともいい、王家領荘園である兵庫三方荘（上・中・下荘）の一つ、下荘に属した。白川

の南の車村もとは車造、車畑と呼ばれ、同じく下荘に含まれていた。兵庫下荘は須磨区の妙法寺川流域に比定され、車村がその最上流部にあたり、白川村はその北、小丘陵を隔てた伊川谷の最上流部に位置する。

かつては狭い谷筋に耕地が散在していたものと思われるが、現在は大規模なニュータウン開発により、往時の景観は想像し難い。旧集落の周辺にわずかに旧観をとどめるばかりである。貞和四年（一三〇八）九月長

田社供物注文（『原史』一「大中文書」九）によれば、「白河・車両畑出物」として、薪、松、稲、山折敷、栗、柿、白米などを長田社に納めることになっており、谷あいの暮らしぶりが彷彿とする。

この白川の藤田家には、正和四年（二二一五）の兵庫下荘白川・車造両畑田畠数惣目録を最古のものとして、七〇点を超える中世文書が伝わる。その多くは田畠の売券（売買証文）で、ほとんどが十五世紀後半以降のものである。藤田家でも土地集積を進めていたことが知られる。ただ考慮しておかなければならないのは、ある土地が売買される折には、その土地に関するそれ以前の証書類も一括して買主に譲渡されるのが一般的であったから（そうしないと、ある土地について複数の人物が権利文書を所有することになり、トラブルの原因となる）、藤田家に多数の売券が伝わるからといって、そのすべてが藤田家による買得であるとは限らないということである。つまり、どれが藤田家による買得で、どれがその買得に伴い副次的に藤田家の所有に帰することになった売券なのか、区別する必要があるのだが、しかしこれもなかなか難しい。例えば、戦国期



写真133 現在の白川（須磨区）

の文亀年間から享禄年間（二五〇一〜三三）にかけて、白川の源左衛門という人物宛に作成された売券が一二通存在し、源左衛門が盛んに土地を買得集積していることがわかる。源左衛門は藤田家の先祖の可能性が高い。ところで、源左衛門の活躍する前、文明年間後半から延徳年間にかけて、太郎左衛門ならびに左衛門太郎という人物の土地買得も確認できる。太郎左衛門宛の売券は五通（文明十年十一月六日善福寺田地売券も太郎左衛門宛とみなす）、左衛門太郎宛のものは二通確認できる。西の治部なる人物が北の「太郎左衛門殿」に向坂に所在する五升薪の畠一所を、また北の「左衛門太郎」には林前屋敷町の田四束苜を、同じ延徳三年（四九二）三月十五日に売却しており、『県史』一「藤田文書」四一・四二、敬称の差異から左衛門太郎は太郎左

衛門の子ではないかと思われる。この太郎左衛門・左衛門太郎の両名も藤田家の祖と考えたいのだが、永正年間（一五〇四〜二）には太郎左衛門が源左衛門に田地を売却した売券が三通ないし四通存在する。素直に考えれば、親が子もしくは孫に財産の一部を売却譲渡するのは不自然であるから、この三名を親子あるいは親―子―孫とするのは躊躇される。あるいは惣領家（本家）―庶子家（分家）のような関係なのかもしれないが、藤田家の家系を復元し、そのうえで土地集積の在り方、地主的土地支配の展開を考えるのはさほどたやすいことではない。ひとまず、十五世紀後半以降、村内の有力者である藤田家により田地の買得・集積が行われたことを確認しておきたい。

ちなみにこれら売券類にみえる地字名のうち、「檢長垣内」「兼杖垣内」



「けんしやうかいち」は献上替地、「ウハカ林」は姥ケ林、「イモウ」は芋、「すす松」は冷松と、それぞれ旧白川村の地字に比定でき、「奥之谷山西浦谷」の「奥之谷山」は奥谷山、「平」もあるいは平ノ丁ひら、「蛇ハミ」は蛇美じまであろうか。また「向坂」は旧車村の地字に現存し、「平田之谷」も平田という字が残っている。「前田」「中尾」も、車村の西南、多井畑村の地字に西前田・中前田や中尾が確認できる。

白川畑の

惣中

ところで、この白川畑には自治的な村落組織である惣村が成立していた。応永二十六年（二四一九）三月にユヤノムカイ（湯屋ノ向カイ）に所在する四〇疇の田地を平の次郎四郎に売却した

売手は「白川畑惣中」であり、惣が所有する田地を売却したようである（『県史』一「藤田文書」六）。売却に至った理由も「惣中要用有るにより」であった。この売券には道金以下七名が署名しているが、彼らは了源、道覚といった法名（出家名）や治部、大宰たさい介といった官途を名乗っており、惣中の指導者層であるおとな（年寄・老衆）と考えられる。また近世初頭までの多数の売券には、土地を「売り渡し申す処、在地（在所）明白なり」との文言が記され、土地の売買を在地（村落）の住人相互で保証する体制が出来上がっていた。さらに、問題が発生した場合には、「地下・公方（領主）の御沙汰として堅く罪科に行われ申すべく候」という文言が記された売券や譲状も数通見受けられるが、これも村落が領主とともに地域での紛争解決の主体として機能していることを示しているよう。

村落上層

の行方

さて、山田荘内の原野村、上谷上村をそれぞれ拠点とした栗花落家、板屋家は、戦国時代には近隣の田地を集積し、地主として成長していくが、彼らは姓を名乗り、板屋家が別所氏の被官となつていることに明らかのように、いわゆる土豪・地侍と呼ばれる村落内部から成長した武士的存在であつ

た。一方、白川畑の藤田家も、数多く残る売券のうちどれが藤田家によって集積されたものかを確定する必要はあるものの、土地買得を進め地主化していった点では粟花落・板屋両家と同様である。しかし藤田家の場合には戦国時代に姓を名乗った形跡がない。売券にはしばしば「北太郎左衛門」「白川北源左衛門」「北源左衛門」「後ノ源左衛門」という表記がみえるが、白川が白川村を指すことはいうまでもないとして、北や後というのもおそらく村内での屋敷の所在地を指した呼称で、姓とは考え難い。板屋家のように有力武士の被官化した形跡もなく、署判時にしたためる花押（手書きのサイン）も簡略な、いわゆる略押りやくおしに分類されるものである。近世において代々白川村の庄屋をつとめたことから村内での実力は推し量られるが、藤田家の場合は武士化はせず、最後まで有力農民としてとどまったのである。

粟花落・板屋家と藤田家、同じ八部郡内に居住し地主化しながら、片や武士、片や農民と、抛って立つところを異にした。それぞれの置かれた状況がこのような差異を生むのであろうが、中近世移行期における村落上層の動静を考えるうえで、大変興味深い事例と言える。

### 3 三木合戦と西摂・東播地域

永禄えいりく十一年（一五六八）の織田信長の入京から豊臣秀吉による天下統一、さらに慶長けいちょう二十年（元和げんな元年、一六一五）豊臣秀頼の滅亡に至る時期の神戸地域の状況については、すでに『新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世』で詳述されている。ここではその後の新知見をふまえて、市城北・西部の様相を、三木合戦を中心に概

観しておきたい。

別所氏の 別所氏は、文明十五年（一四八三）末の真弓峠の戦いで山名勢に敗れた赤松政則を支持した別所津進出 所則治が、政則の播磨回復後、東播磨八郡の守護代となったことから頭角を現した一族である。

以後、三木城を拠点に、小三郎（実名不詳）、村治、安治、長治と五代・一世紀にわたって東播磨に勢威を張った。守護代として守護赤松氏の播磨支配を支える一方で、十六世紀に入り村治・安治の代になると、本拠三木城のある美嚮郡や加東郡かとうからさらに周辺地域へ独自の支配圏を拡大し、加東郡東条谷の依藤氏よふじや飾東郡御着ちやくの小寺氏と抗争するようになるが、その勢力は東方へものび、やがて神戸市域にも及ぶようになる。

延徳二年（一四九〇）八月、京都相国寺正法庵領であった明石郡押部保三カ村（西区押部谷町の一帯）の下代官に別所則治が任ぜられた（『蔭涼軒日録』同年八月二十六日条）。同保の知行者は宗怡そうい（雲岳宗怡）首座しゅざ。庄主すとして宗栄上座じょうえいがあり、そのもとでの三カ村代官が集丹（鼎材集丹）首座。下代官である則治はさらにその下位に位置するが、現地支配に関わる実質的な権限は則治が握っていたと考えるのが妥当だろう。大永三年（一五三三）七月には醍醐寺三宝院門跡が支配する六条八幡宮領山田荘の代官が伊丹氏、本代官が別所小三郎（村治）であった（『実隆公記』七月二十四日条）。本代官というのは現地で実質的な権限を掌握している代官ということであろう。荘園領主にしてみれば、荘園現地での経営・支配と年貢の納入を期待して代官を任命するわけであるから、別所氏の勢力は播磨国境を越えて、山田荘の所在する摂津国八部郡にまで及ぶようになっていたと考えられる。

天文二十三年（一五五四）九月、有馬重則の要請をうけた三好長慶ながちかが東播磨に出兵した。重則の本拠とさ



写真134 別所長治像（法界寺蔵）

れる美囊郡満田（三津田）が三木から山田荘に向かう、まさに街道上に位置することから考えると、この出兵は、山田荘に勢力を伸ばしつつあった別所氏と重則との間に所領支配等をめぐって対立・確執が生じた結果であろう。

有馬郡湯山城を夜討ちした際に軍忠をあげた飯尾源三に、別所村治が恩賞を与えた閏六月六日付の感状が残されている（『県史』二「飯尾文書」五）。湯山城とは、有馬温泉の西、温泉街を見下ろす落葉山（童子山とも）に築かれた山城を指すようで、山上の妙見寺周辺に曲輪の跡が残ってい

る。「三好家成立之事」（『群書類従』）など複数の軍記物語や地誌類では、三好宗三（政長）が籠もるこの城を三木の別所豊後守が攻めたと記す。別所豊後守なる人物は一次史料では確認できないが、別所豊後守が加賀守村治の誤伝で、飯尾源三あての感状が湯山城に拠る三好宗三を攻めた時のものとすると、宗三・村治の活動年代から考えて、天文八年のこととなるが、ほかの一次史料では確認できない。天文八年閏六月には宗三と長慶の確執が表面化し、宗三が京都を離れるという事態も生じているが、十三日前後のことであり、日付が少々合わない。

別の解釈を試みたい。湯山は、室町期以来の分郡守護である有馬氏の支配圏に含まれる。これまで見てきたように、別所氏が湯山街道（淡河谷）あるいは山田谷沿いに東へ勢力を拡大した結果、湯山を押さえる有馬氏と戦火を交えるに至ったと考えることはできないだろうか。年代も、別所村治が健在であった永禄元年

(一五五八)と考へたい。

村治の跡を継いだ別所安治は、前述したように、永祿十一年二月に山田荘谷上村の土豪板屋与兵衛に對して、自身の被官であることを根拠に買得集積している土地の支配権を安堵し、板屋氏が貸し付けている借銭(借米(債権))も徳政令によって破棄されないことを保証しており、摂津国での国人・土豪の被官化が確認される(『県史』一「阪田文書」一〇)。安治の子長治も、天正年間(一五七三〜九二)、六条八幡宮領山田荘の請負代官をつとめているが(『県史』九「丸岡宗男氏所藏文書」一)、十六世紀半ばには別所氏の勢力が山田谷あるいは湯山街道沿いに有馬郡の足下まで迫る勢いだったのである。

三木合戦と西撰

・東播の国衆

天正六年(一五七八)三月、東播磨の雄別所長治が三木城に拠つて織田信長に反旗を翻した。同八年正月まで続く三木合戦の始まりである。本願寺門跡顕如が紀伊雜賀御坊惣中であてた三月八日付の書状には「三木、高砂、明石、其外之国衆皆々此方へ一味仕候」とあり(「本願寺藏森別院文書」)、三木別所氏はじめ、明石城の明石氏、高砂城の梶原氏など多くの播磨国衆が離反した。『播州御征伐之事』(天正八年正月晦日の奥書を有する。『群書類従』、『別所記』などの軍記物諸本が描くところによれば、この時、印南郡志方城の櫛橋氏、同神吉城の神吉氏、加古郡野口城の長井氏、同高砂城の梶原氏らとともに、美嚙郡淡河城(北区淡河町淡河)の淡河氏、明石郡端谷城(西区櫛谷町寺谷)の衣笠氏も別所氏に与同して籠城抗戦したという。彼らは別所氏の家臣というよりは、なお自立性を残した国衆であり、別所氏からみれば寄騎的な存在ではなかったかと思われるが、この六氏に限らず、播磨の有力国衆の多くが一斉に反織田方へと態度をあらためた一大事件であった。しかし、三木合戦の経緯を信頼性の高い一次史料で跡付ける

ことは、実はなかなか困難である。

四月二十九日から五月一日にかけて織田信忠率いる織田軍が出陣、五月二日に兵庫、六日には大久保（明石市）に進み、先陣は「御敵城神吉・しかた・高砂」へ向かった。このうち六月から七月にかけて神吉・志方両城の攻防戦が繰り広げられ両城は落城する（『信長公記』）。長井四郎左衛門の守る野口城はこれに先立つ四月十二日、早々に降伏開城していた（『県史』二「清水寺文書」四〇九）。梶原平三兵衛（景秀）の拠る高砂城は六月織田方別所重棟に攻められるが、その後も持ちこたえ、兵船で運ばれた毛利勢や紀伊雑賀衆が籠もっていた（『県史』九「釈文書」一・『県史』九「念誓寺文書」一）。これに対し信長は兵庫と高砂、高砂と明石の間にそれぞれ砦を築き、毛利方兵船に対する監視・押さえとしている（『信長公記』）。

この時期の織田軍は、信長の嫡男織田信忠を主将に、織田信雄、同信孝、丹羽長秀、明智光秀、荒木村重ら織田方のそうそうたる武将が参陣しており、三木合戦の帰趨がいかに重視されていたかがわかる。

#### 端谷城出 土の甲冑

端谷城は、市域西部、榎谷川はなだがつくる榎谷の最上流部に位置する。山間の地ではあるが、榎谷川沿いに谷を下れば明石に、山を越えて東南へ向かえば兵庫、西北へは三木、北へは丹生山田から淡河へと出ることができる。しかも北から南に伸びる丘陵の先端部、標高一四〇メートル（比高四〇メートル）の主郭（本丸）からは遠く明石海峡を見はるかすことができ、好立地といふべきである。永正十七年（一五二〇）、宿老浦上村宗との対立により居城置塩城を脱出した播磨守護赤松義村が一時身を寄せたのが「明石ノ奥、ハシ谷ト申所」の「衣笠五郎左衛門館」であったが（『得平記』）、山麓には居館跡とみられる平坦地も存在する。三木合戦当時の城主は衣笠豊前守範景と伝えられ、端谷城の周辺には複数の出城の遺

構も残る。

端谷城をめぐる攻防は、一次史料には見えず、軍記物でも大村由己筆『播州御征伐之事』など三木合戦終結から比較的近い時期に作成されたと考えられる諸本にはみえない。わずかに、岩崎家蔵『別所記』（享和二年（一八〇二）五月の書写奥書を有する）と、これをさらに補筆改訂した『播州太平記』（三木市立図書館蔵）にみえるくらいである。参考までに岩崎家蔵『別所記』では、志方落城の記事に続けて、

斯て羽林信忠<sup>カク</sup>卿<sup>ウツノブ</sup>、滝川<sup>トキガハ</sup>、惟住<sup>タカノミ</sup>、佐久間以下、明石郡端谷<sup>ハシノエ</sup>の城を責めらるゝ、城将衣笠豊前守<sup>キヌガサ</sup>範景<sup>ノリカゲ</sup>力を尽し、防ぎ守りしか共、寄手大勢なれば久しく保<sup>ツモリ</sup>がたく、思ひ切て打て出、目ざましき勇戦して範景<sup>ノリカゲ</sup>終に討死す、今に其塚を端谷に残せり、年三十一才なり、

と記されるが、衣笠範景の華々しい討ち死の様を描くばかりで、具体性に欠け、史実をどの程度反映したものが不明である。一方、『信長公記』には、天正七年九月十日に「播州の御敵<sup>御敵</sup>五着、曾禰、衣笠の士卒一手になり、敵城三木の城へ兵粮入るべき行候<sup>行候</sup>」と、御着・曾根の兵と共に衣笠勢が三木城への兵粮搬入を企てたことがみえる。これを契機としていわゆる大村合戦が起こるのだが、とすればこの時には端谷城はまだ持ちこたえていたとも考えられるが、これ以上に一次史料はなく、決め手を欠く。

ところで、近年の神戸市教育委員会による発掘調査により、大変興味深い事実が判明した。城中の最高所である主郭跡から瓦葺の土蔵とおぼしき建物とそ



写真135 端谷城跡（西区）

の中から一〇両を超える甲冑（胴丸）が見つかったのである（詳細については第十一章第三節2項を参照のこと）。見つかった土蔵の規模はおおよそ東西六メートル×南北九メートル、主郭の物見台に近接して建てられていた。そこから甲冑がまとまって見つかったということは、城内に武器が集積されて、戦時には戦闘員に甲冑が貸与・支給されていたことを推測させる。出土した胴丸は決して高級な品ではないというが、それだけに戦闘を控えて緊迫する城内の様子が彷彿とするようである。また土蔵に甲冑が収められた状態で見つかったということは、武器を移動させる間もなく、端谷城が突然に放棄されたことを示している。恐らくは攻撃による落城もしくは破城の結果であろう。出城の一つ、城ヶ谷岩でも焼土が確認されており、焼き討ちにあったことが推測される。今後の調査の進展を待ちたいところである。

なお三木合戦の当初、三木、高砂と並んで主要な抵抗勢力と目されていた明石城と城主明石則実の動静は、その後一次史料では全く確認できない。戦後、則実が秀吉麾下の大名として存続することから、ある時点で降伏することは間違いないが、その時期等は不明と言わざるをえない。

**荒木村重** 神吉・志方以下の諸城を落としたのち、織田信忠は人数を挙げて三木城へ向かい、付城つりしろの構築の離反 を命じると、八月には帰京する。織田勢が手薄になったのを見すまし、十月二十二日には別所

方が秀吉の陣所・平井山（平山）に奇襲をかけるが、長治の弟小八郎が討ち死するなど別所方の敗北に終わった。神吉城攻めにも加わっていた荒木村重が居城有岡城（伊丹城）に拠って信長に叛心するのはちょうどこの頃である。荒木方の支城花熊城が市内に所在したこともあって、一連の荒木合戦は神戸市域にも様々な影響をもたらすことになるが、詳細はすでに『新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世』で述べられているので、そ





写真136 織田信長像（神戸市立博物館蔵）

らをご参照いただきたい。一言付け加えれば、信長がとった戦術はここでも付城を築いての包囲戦であった。村重説得のため、いったん三木から呼び戻されていた秀吉は、十二月には荒木重堅の籠もる三田城（三田市）の押さえとして道場河原と三本松に砦を築いて人数を入れたあと播磨へ向かい、三木城に対峙する付城に兵糧や弾薬を籠め置いたうえで帰陣している。三田城に対する措置は、有岡城と三田城を結ぶ通路を分断するとともに、摂津と三木を結ぶ湯山街道の確保にあったとみてよい。

この時期、波多野秀治らが籠もる丹波八上城（篠山市）でも明智勢による包囲戦が行われていたから、摂津有岡、播磨三木、丹波八上と、兵庫県東南部の比較的近接した地域の三方所で同時並行的に籠城戦が行われていたことになる。西に毛利、南に本願寺や根来寺衆徒らの敵をひかえ、戦況の行方如何では、織田方の西国経略が崩壊しかねず、信長にとっては正念場であった。

淡河・丹 翌天正七年（一五七九）四月になると摂津・播磨の戦線に動きが出てくる。信長は自身摂津池生山合戦 田まで出陣するとともに、信忠には播磨へ進ませ、三木城の周りに新たに数カ所の付城を構築させた。一方、丹羽長秀ならびに不破光治、前田利家、佐々成政、金森長近ら越前衆は淡河に向かった。地元でかつて上山の城と呼ばれた淡河城は淡河川の南岸、淡河集落の背後の比高約二〇メートルの河岸段丘先端に本丸を置き、土塁と堀切をはさんで二の丸以下を配する。当時の城主は『別所記』などの軍記物によれ

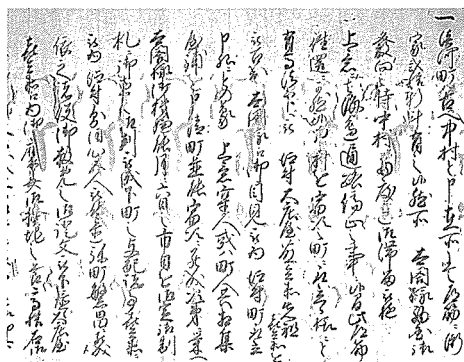


写真137 淡河町由緒書（淡河本町自治会館）

ば淡河弾正 忠定だんじょうのちやう範と伝え、長治の一族別所甚大夫も守将として在城していたという（『村上家文書』）。織田勢は淡河城を押さえるため「取手」（砦）を築いたというが、現在、淡河川南岸には淡河城を包囲するように西・南・東の三つの付城が、さらに対岸にも一カ所（天正寺城）確認できる。包囲網を形成した信忠、長秀らはこの後帰国し、入れ替わりに五月半ばには羽柴秀吉が着陣する（『信長公記』）。

秀吉はさらに包囲網を固めたうえで、『新熊本市史』史料編第二巻「乃美文書」一七三、五月末に淡河城背後の丹生寺を攻撃した。

丹生寺は丹生山上に位置する法道上人の開基と伝えられる真言宗の古刹であり、山上に多数の堂舎・僧坊を擁することから、南北朝時代には南朝方の軍勢が籠もるなど軍事上の拠点としても利用された。丹生山の北麓が淡河城であり、当時は「近辺ノ一揆トモ二千計リ」が籠もり、淡河城と一体となって反織田方の拠点を形成していたのである。さらに海岸部の花熊城から丹生寺・淡河城を経由して三木城に兵糧・弾薬が運び込まれていたといい（『播州御征伐之事』）、秀吉としては三木城を攻略するうえで是非とも落としておかねばならない戦略拠点であった。

『信長公記』には

五月廿五日夜中、羽柴筑前守秀吉、播州海蔵寺の取出へ忍び入り乗取候、これに依つて、次日並

第一節 戦国の争乱

（淡河）  
おぶごうの城も明退くなり、

とある。五月二十九日付の乃美宗勝・兎玉就英あて小早川隆景書状（『県史』九「小早川家文書」三〇）も、「丹生寺不慮の儀、是非に及ばず候」と丹生寺の陥落を報じており、五月末に丹生寺と淡河城が落ちたことは間違いない。淡河定範は自害したとも、三木城へ逃れたともいう。『信長公記』のいう海蔵寺は、丹生山にあった一寺院であろうか。あるいは丹生寺を海蔵寺と取り違えた可能性もある。

この一と月後、六月二十八日には淡河市場復興のために秀吉の制札（せきさ）が交付され、淡河の町の再建が始まっている。別所方に味方した丹生寺は寺領を闕所とされたが、舟井坊のみは秀吉方に協力した功を認められ、山田荘内で一四石余を安堵されている（淡河本町自治会所蔵羽柴秀吉制札。『県史』一「丹生神社文書」二）。

淡河氏の  
別所方の一方の将として軍記物等にその活躍  
こと  
が記される淡河氏であるが、その系譜や活動

の軌跡はさほど明らかではない。鎌倉時代の諸史料にみえ

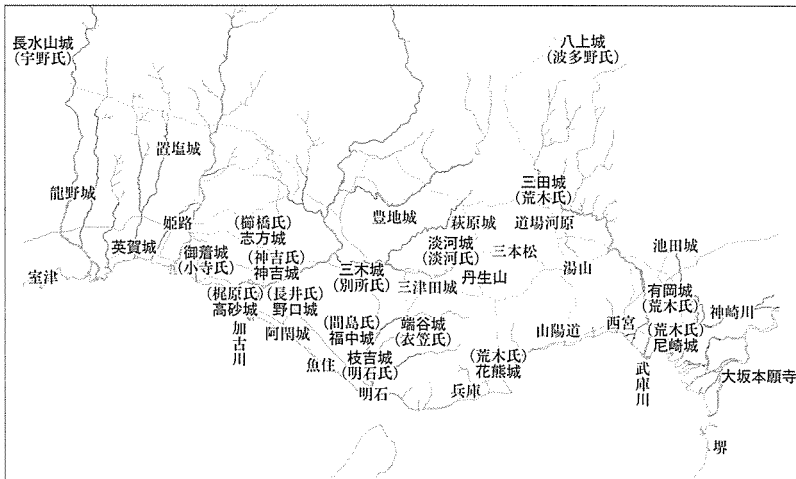


図85 三木合戦関係地図

る淡河氏は鎌倉幕府の重鎮北条氏の一族佐介流であったが、この淡河氏は鎌倉末から南北朝期の混乱の中で滅亡し、南北朝期以降にはかわって佐谷氏が淡河氏を称してこの地域に根を張ったのではないかと推測されている。

南北朝期以降の淡河氏の足跡を一次史料に追うと以下のようなになる（主要史料は神戸市教育委員会『萩原城遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書―第1・3・5次―』に紹介されている）。

① 康永三年（一三四四）四月十六日 平政氏が石峯寺に禁制を出す（『県史』二「石峯寺文書」一一）。

② 文和二年（一三五三）二月一日 「遠江守平」が石峯寺に大般若経料足として淡河荘野世村内の田畠を寄進する（同上二）。

③ 永和元年（一三七五）五月三日 「覚阿弥陀仏淡河遠江入道政宗」（六十五歳）が地藏菩薩を造立する（石峯寺薬師堂地藏菩薩胎内銘『重要文化財石峯寺薬師堂修理工事報告書』）。

④ 永和三年十二月 「駿河守」が「子息幸寿丸出離生死頓証菩提」「法界衆生」のために石峯寺西金堂常行三昧衆膳米料足田として北畑内の田地を寄進する（『県史』二「石峯寺文書」一六）。

⑤ 文正元年（一四六六）三月二十九日 六条八幡宮三重塔の棟札に「願主 平盛俊」とみえる（『県史』四「造像銘・棟札等」〔撰津国〕一三三）。



写真138 淡河城堀切跡（北区）

⑥文明六年（一四七四）三月五日 勅願所たる石峯寺に「淡川越後守方」が臨時課役を賦課したために離山した寺僧の還住が命じられる（『県史』二「石峯寺文書」二六～二九）。

⑦文明十四年十二月二十五日 「平政盛」が石峯寺に管弦講田として中村山崎の田地を寄進する（『平政盛』の横に「淡川殿也」との書込みがある）（同上三一）。

⑧年未詳十月十五日 石峯寺行事坊宛の小寺則職書状のなかで同寺を「淡川殿氏寺」という（同上三九）。

⑨年未詳十一月二十八日 東播磨守護代別所則治が、石峯寺に賦課された諸公事以下を免除することを淡河弥次郎に伝える（同上四二）。

⑩年未詳九月二十九日 東播磨守護代別所村治が、石峯寺に賦課された諸役以下を免除することを淡河弥三郎に伝える（同上四三）。

石峯寺は淡河氏寺（⑧）と言われるように、⑤を除くと、禁制の交付、田地の寄進、仏像造立、課役の賦課・免除（⑨⑩）は淡河氏の取り成しによって免除されている。など、すべて石峯寺に関わって登場していること、①②⑤⑦はいずれも平姓を名乗り、実名が明らかな政氏（①）、政宗（③）、政宗は法名か、盛俊（⑤）、政盛（⑦）は「政」ないし「盛」字が共通しているので、一族と判断した。⑤の平盛俊を淡河氏とする比定が正しければ、淡河氏は淡河谷からは山を隔てて南の山田荘の鎮守六条八幡宮三重塔の造宮願主となっていることになる。

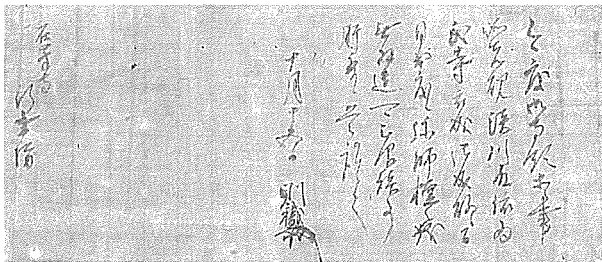


写真139 小寺則職書状（石峯寺文書）



写真140 三木合戦図（法界寺蔵）  
に見える淡河定範

南北朝期においては、政氏（遠江守・遠江入道・覚阿弥陀仏）―駿河守―幸寿丸との系譜が復元できる可能性もあるが、以後の盛俊、政盛、弥次郎、弥三郎の関係は不明と言わざるを得ない。

この後しばらく淡河氏の足跡は途絶え、十六世紀後半・戦国末期に至り、国主赤松氏の周辺に淡河氏の影がみえる。年末詳ながら六月十四日付の安積左近将監あて赤松義祐感状案（『県史』三「安積文書」一五）に、五月二十八日に賀屋要害で淡川左近允が討ち取られたことがみえており、同じく年末詳四月二十八日付の安積将監あて赤松則房書状（同上二九）に「委しくは淡小五・難弥左申すべく候」とみえる「淡小五」が淡河氏の可能性があるが、彼らの系譜上のつながりや政治的立場は明らかではない。そしてこの頃、三木合戦で活躍するのが淡河弾正忠定範ということになる。定範は系譜上、どのように位置付けられるのであろうか。

**三木城干** 淡河落城ののち、毛利方の乃美宗勝・児玉就英らの率いる安芸衆、紀伊雜賀衆が明石浦魚住に殺し 上陸し海岸近くに城を築いて拠点としたため、秀吉は三木・魚住間の連絡や補給を断つため、

君ヶ峯（三木市）はじめ数十の付城を築いて三木城を締め上げた。これに対し、あせりの色を濃くした毛利勢は一挙に攻勢に出る。九月十日、御着（小寺）・曾根・衣笠など播磨国内の反織田勢力を合わせた毛利勢は、織田方の付城群を迂回するように三木城北西の大村砦を衝くと、籠城衆もこれに呼応して打って出たため、大村砦の守将谷衛好はこらえきれず討死したが、その後の秀吉の反撃により別所方も一門の別所甚大夫・



写真141 三木合戦図（法界寺蔵）

同三大夫以下多数が討ち取られる大敗を喫した。これが三木合戦史上最大の激戦である大村合戦である。『信長公記』や多くの軍記物では九月十日のこととする。毛利輝元が家臣の井原元尚に宛てた九月二十七日付の書状には「三木兵糧の儀、去る九日異儀無く差し籠め候、剩<sup>あまた</sup>え敵ノ付城一切り取り、宗徒<sup>むねと</sup>の者数百人打ち取り候、かの口の儀、別して珍しき儀無く候」とみえる（『萩藩閩閩録』巻四〇・井原藤兵衛・二三）。これが大村合戦のことだとすれば、合戦は九日の可能性があり、毛利方では兵糧搬入に成功し、「敵ノ付城一」、即ち大村砦を切り破って数百人を討ち取ったと喧伝していたことになる。ともあれ、この後、別所方の攻勢はやみ、秀吉方はさらに三木城に接近した付城を築き包囲網を完成させた。こうした付城の幾つかは現在も遺構が残っているが、ここに秀吉のいう三木城「ほしころ（干殺）し」の体制がととのう（『豊太閤真蹟集』）。

軍記物によれば、三木城では飢餓が広まり、乗馬を殺して食しても追いつかず、餓死者がでるありさまだったという。

八月には明智光秀による丹波平定が終了し、また荒木村重は九月初めに有岡城を脱出して尼崎城に移りなお抗戦を続けるものの、十一月には有岡城が開城降伏した。兵庫県東南部の戦況は、織田方優勢のうちに終盤を迎えつつあった。

### 三木・有岡合戦後 の新たな支配体制

天正八年（一五八〇）正月十七日、別所長治らの自刃により三木城は開城降伏した。三木城の開城にあたっては織田方による大量殺戮がなされた可能性が指摘されている。小林基伸「三木合戦の経緯」。一年十カ月に及んだ籠城戦の終結である。四月には一向一揆の拠点である英賀城（姫路市）が陥落し、五月には宍粟郡の長水山城（宍粟市）に籠もって抵抗を続けた宇野氏も滅び、播磨国内での反織田勢力は平定された。一方、摂津では同年三月荒木村重が尼崎から海路毛利氏のもとへ奔り、最後まで抵抗を続けた花熊城も守将荒木元清が村重同様毛利氏を頼って没落したため、天正八年七月に開城した。長らく信長を苦しめた石山本願寺とも和議が成立し、門主顕如光佐は四月に寺を出て紀州へ去り、徹底抗戦を主張する長男教如光寿も八月に至りついに寺地を明け渡した。ここに摂津・播磨を舞台とした攻防戦によって幕が引かれることとなった。

戦乱の舞台となった各地では、戦後復興と新たな支配体制作りに向けた動きが確認される。有馬郡湯山の阿弥陀堂に対して、天正七年四月に秀吉が寺領を安堵しているから、湯山は早くに織田方が制圧したのだろう（『県史』一「善福寺文書」七）。荒木方の三田城に近い道場河原では同年十一月に仙石秀久と秀吉が相次いで戦乱で各地に避難した地下人・町人の還住を命じている（『県史』一「道場河原町文書」一・三）。仙石秀久は湯山一帯の奉行である（『県史』一「浅野文書」三）。天正八年三月には、信長が戦乱で避難した菟原・八部・武庫・川辺郡の百姓還住を命じており（同上四）、湯山をはじめ塚口、西宮には朱印状が交付されている。淡河では淡河落城後の天正七年六月と三木合戦終了後の翌八年十月の二度にわたって秀吉の制札が掲げられるが、これについては本節4項で詳説されるので、そちらを参照いただきたい。





写真142 豊臣秀吉像 (神戸市立博物館蔵)

播磨の  
城破り 播磨では戦後不要となった城郭の破却(城破り)と整理が始まった。四月二十六日付で秀吉が  
発給した「国中城わるへき覚」(『県史』九「柳家文書」一)は、かつての守護家赤松氏の居城  
であった「置塩之御城」はじめ御着、高砂、神吉、阿閑(付、梶原古城)、明石、平野、東条の計八城(梶原  
古城を含めると九城)について、「入らざる時分柄にて候」という理由で破却を命じたもので、それぞれに破  
城担当者が指名されている。このうち神戸市域に所在したと考えられるのは「明石之城」と「平野之城」で  
ある。「明石之城」は播磨の有力国衆明石氏の城で、枝吉城(垂水区枝吉)に比定される。先述した通り、播  
磨での有力な抵抗拠点と目されていたが、実際の戦闘の状況や開城時期などは明らかでない。破城担当者は  
一 柳喜介・伊藤七蔵の両名。平野城は西区平野町福中の福中城に比定され、近世の地誌類によれば城主は  
間島彦太郎。破城担当者は服部伝八・大塩正貞(金右衛門尉)であった。

破却対象となった諸城のうち、置塩(城主赤松則房)、明石(同明石則実)、東条・阿閑(東条城は小野市の豊  
地城に比定される。城主はともに別所重棟)の各城は織田方に属した城  
である。摂津・播磨・但馬地域の反織田方勢力がほぼ制圧されつつ  
あるこの時期、播磨支配を担当する羽柴秀吉にしてみれば、かつて  
の敵・味方を問わず、政治・経済上必要な拠点城郭は残し、不要な  
城は破却して、新たな支配秩序を構築する必要があったのである。  
書き上げられた諸城のうち、御着・神吉・平野の三城には合点が  
付けられており、あるいは城破りが実行されたことを示すのかもし

れない。なおこの破城令が出された年代については、三木合戦終結後の天正八年（二五八〇）とみる見解と翌九年とみる見解があるが、本稿では天正八年説に従っておきたい（小林基伸「播磨の破城令について」）。

有馬則頼の

新たな支配体制のもとでの拠点城郭となったのが、かつての淡河氏の居城淡河城である。織

淡河入部

田方によって制圧された後、淡河城には有馬則頼が入った。有馬則頼は代々有馬郡守護をつ

とめた赤松有馬氏の嫡流ではなく、庶流の出身で、父は將軍足利義輝の近習にして、「長慶無二ノ味方」といわれたあの有馬重則である。重則は播磨国美囊郡満田（三津田）城に居住したといい、則頼も三木合戦時には織田方として淡河城東方の萩原城を準備したとも伝えられる。後述するように、重則は永祿九年（二五六六）五月に將軍義輝とともに討死しており、その後の則頼の動静は不明ながら、うまく信長・秀吉と関係をつけることに成功したのであろう。

ただし、則頼の淡河入城の時期は明らかではない。一次史料で有馬則頼の淡河知行が確認できるのは、則頼（中務入道）に「三木郡之内淡川谷」三二六〇石の知行を与えた天正十年（二五八二）八月二十八日付の羽柴秀吉領知宛行状（『兵庫県史』史料編近世一「有馬文書」）であるが、このとき信長はすでにこの世の人ではなく、その覇権継承をめぐって秀吉や柴田勝家が様々な駆け引きを繰り返している時期にあたる。淡河落城以後、この間の事情は判然としない。ただ、播磨では天正八年九月頃に検地が行われており、九月一日には秀吉による知行安堵や新知宛行が始まっている



写真143 萩原城跡（『萩原城跡発掘調査報告書』より転載）

末に至るのである。

有馬氏の

こと

十四世紀の末、赤松義則にかわって弟義祐が有馬郡の分郡守護となつて以来、有馬郡守護は代々守護につぐ外様衆・御供衆といった高い家格を与えられた上級幕臣の家柄であり、將軍家に直屬する家として赤松氏一族の中でも重んじられた。本節でもしばしば引用する『細川両家記』でも、有馬氏（庶流も含む）

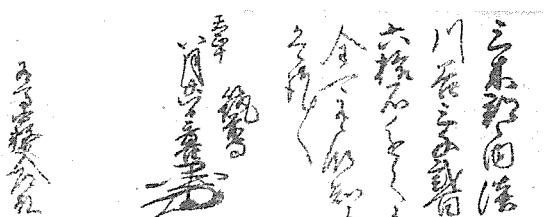


写真144 羽柴秀吉領知宛行状（有馬文書）  
（国立歴史民俗博物館蔵）

『県史』二「太山寺文書」六三、『兵庫県史』史料編近世一「黒田文書」、『県史』二「浄土寺文書」二八、『県史』二「鶴林寺文書」二六ほか。また新体制として八月末には東播磨支配のため三木城に杉原家次が入城しているようであるから（『県史』二「飯尾文書」七）、則頼の淡河入城もこの頃であったかもしれない。武家奉公人の地位を安堵し、町人に従来通りの商売を認め、不当行為を禁じた秀吉の二通目の制札が出されるのは天正八年十月末のことである。

則頼は、天正十三年九月には、三木郡内三三〇〇石（淡河谷）のほかに、河内国内で三〇〇石、加増として神東郡中田原村一〇五〇石、あわせて四五五〇石の知行を得ている（『県史』九「有馬文書」二）。後述するように、則頼は関ヶ原合戦の翌年、慶長六年（一六〇二）に有馬郡三田城に移って翌年死去。当時丹波福知山城主であった子の豊氏がその遺領を継承し、のち元和六年（一六二〇）に筑後久留米二一万石に転封となる。以後その子孫が久留米藩主として幕

は摂津国人衆のうち唯一「有馬殿」と「殿」敬称をもって記されており、門地の高さがかがわれる。応仁の乱後も有馬郡守護は、この有馬氏が世襲しており、則秀―澄則―村則―村秀―(四郎)―国秀と、天正二年頃までは有馬氏嫡流による守護職しきの継承が確認される(第八章第二節参照。なお四郎は庶流出身)。この嫡流は、慶寿丸・又次郎を称し、民部少輔みんぶのしょうぶ・刑部大輔きやうぶのたいぶの官途につくことが多かった。

有馬氏の有 有馬氏嫡流(守護家)による有馬郡支配の様相についてみておきたい。有馬氏の本拠地は三馬郡支配 田市の三田城跡と考えられるが、史料上は明らかではない。

有馬氏は代々有馬郡守護として郡内における裁判権、租税賦課権などの権限を行使していたはずであるが、これも史料上では確認し難く、天文十九年(一五五〇)八月、有馬村秀が本願寺の一家衆寺院という高い寺格を誇る教行寺(西宮市塩瀬町名塩)の要請を受けて名塩村・木下を寄進した際、「月別山手・棟別錢并日役・陣夫」は賦課することを条件にしているから(『県史』一「教行寺文書」七)、おそらく有馬郡内にも山手(柴草を採取するための入山料)や棟別錢(棟数に応じて賦課される税)をはじめ、日役・陣夫といった恒例・臨時の人夫役などが賦課されていたものと考えられる。

興味深いのは、湯山街道に対する支配である。永正三年(一五〇六)九月、有馬澄則は石峯寺寺僧らに「当郡中役所・渡」を滞りなく通過させるよう、三本松、湯山両関、舟坂両関、生瀬渡なまぜの各役所に命じている(『県史』二「石峯寺文書」四一)。ここでいう「役所」とは関(関所)のことで、中世の関や渡・湊では関銭・津料などと称する通行税を徴収していた。この場合は、石峯寺寺僧に通行税の支払いを免除しているわけで、このような関や渡・津を通過する際に通行税の支払いを免除した文書を過書かじょう(過所)と呼ぶ。ここにみえる

各役所は、撰津生瀬（西宮市）から湯山（有馬温泉）を経て、淡河、さらに播磨の三木へと有馬郡南部を東西に走るいわゆる湯山街道上に所在した関や渡であり、三本松（北区八多町屏風）が播磨・撰津国境、生瀬が有馬・川辺郡境で、有馬氏が支配する有馬郡の境界にあたり、湯山・舟坂からはそれぞれ六甲山系を越えて海岸部の灘方面へ出る六甲越、舟坂越の街道が延びている。湯山（有馬温泉）の地は温泉の湧く保養地というだけでなく、撰津と播磨、あるいは撰津の海岸部と山間部を結ぶ交通の要衝でもあったのである。有馬氏はこうしたところに関所を設けて交通路を掌握するとともに、関銭という錢貨収入をも確保していたのである。

時代が降って、大永六年（一五二六）十月には有馬村則が湯山阿弥陀堂に対し所領田畠を安堵し、諸公事を免除している（『県史』一「善福寺文書」一）。阿弥陀堂は蘭若院阿弥陀坊とも称され、温泉寺三院の一つで、戦国期には実質的に温泉寺を差配していたようである。この時村則は「香雲寺殿判形の旨に任せて」と「香雲寺殿」の文書を先例として寺領を安堵しているが、香雲寺殿は澄則の法号と思われる。とすれば、先代澄則も阿弥陀堂に同様の権利を認めていたことになる。阿弥陀堂に対しては、次々代の守護有馬四郎も村秀の例に準拠して諸役免許の特権を認め、元龜二年（一五七二）には有馬国秀も当知行所領ならびに買得地を安堵している。澄則・村秀の安堵文書は現存しないものの、有馬氏の湯山に対する支配は澄則から村秀に至るまで、戦国期を通じて維持されたようである。

以上が守護の地域支配権（守護公権）に基づく有馬氏の郡内支配の在り方を示すものであるとすれば（もちろん、どこまでが守護としての支配で、どこからが在地領主としての志向性に基づく支配かは判別し難いが）、次にみる郡内荘園の代官職請負は、立場を利用した自身への利益誘導と言えるだろう。

上津畑は三田市境にほど近い北区長尾町上津・上津台一帯に比定され、武庫川の支流長尾川が流れる谷あいの地である。応永二十一年（一四一四）には將軍家の子女とおぼしき「御沙弥御所」領であり、のち戦国期を通じて「南御所様御料所」とみえる。代々足利家出身の女性によって継承されたらしい。この地は永享五年（一四三三）には京着二〇〇貫文の年貢銭が納入されるなかなか実入りのよい荘園であり、その得分（収入）を期待して様々な人物が代官職を請け負っているが、明応五年（一四九六）八月には有馬出羽守則秀・又次郎澄則父子が年貢一〇〇貫文、長夫銭月宛で一貫二〇〇文で三年間の代官契約を結んだのを初めとし、永正元年（一五〇四）四月段階には澄則が、同七年四月からは村則が五年間の契約で代官となっている。村則はこの後永正十五年六月には年貢無沙汰を理由に代官職を改替されそうになったが、「御口入」を得て三年間契約を延長され、享祿三年（一五三〇）十月にも五カ年の契約を結んでいる。村秀、国秀も代官を請け負っているが、この頃には年貢の納入を怠り、南御所のもとへは未進となることが多かったようである（『県史』八「宝鏡寺文書」）。

有馬氏の 戦国期になると、有馬氏の家中組織（家臣団）の存在もある程度わかるようになる。

家中

明応五年（一四九六）八月、有馬則秀・澄則父子が上津畑代官職を請け負った際、その請文と同じ日付で松原則貞（長門守）・青海野信重（越中守）が公用銭（上納すべき年貢銭）の納入方法を定めた請文を同じく南御所宛に進上しているが、この松原・青海野両名は有馬氏の被官（家臣）である。同様に、有馬氏にかわって、その意を奉じた文書を発給している者として、澄則期の永正年間（一五〇四～一一）には堀江秀清（大和守）・松原秀貞（近江守）・某高定が、村則期の享祿年間（一五二八～三三）には堀江秀清の名が引



写真145 松原城跡（北区）

き続きみえるほか、青海野忠重（惣右衛門尉）、松原村貞（河内守）らが確認でき、下って永祿から天正年間（一五五八〜九二）、国秀の時期にも青海野重治、堀江久清がいる。彼らは有馬氏の家中を構成した被官の一部であろうが、数代にわたって有馬氏に仕える松原氏や青海野氏、堀江氏は有馬氏譜代の被官である。彼らには有馬氏に代官職請文を提出したり、郡内支配に関わる文書の発給に携わっているという点で、有馬氏家中でも宿老（重臣）と言うべき存在であろう。

松原氏は北区道場町日下部の松原城主と伝えられ、「有馬郡八多庄内松原弥三郎家貞跡」とみえるように（『県史』九「実相院文書」八）、郡内に所領をもつ武士である。青海野氏は三田市下青野の青野城・青野館がその拠点である可能性が高く、堀江氏は文明五年（一四七三）二月二十七日堀江雅久御油田請文（『県史』二「清

水寺文書」二〇二）に「内上堀江雅久」と署名しており、「内上」の遺称地である三田市中内神には堀江氏を城主と伝える内神城跡が残る。内神城、松原城は三田城からほど遠からぬ地である。

彼らには有馬郡内に所領をもつ土豪であり、有馬氏の被官となって所領・所職の安堵・給付を受ける一方、様々な職務を果たしていたのだろう。

傍流でありながら、永祿年間（一五五八〜七〇）に守護の地位に就いた有馬四郎の書状には「馬廻衆宅原又四郎・阿理野又八郎」という表現がみえる（『県史』一「善福寺文書」一四）。宅原・阿理野はともに有馬郡内の地名であり、両氏も有馬氏の被官となった郡内の土豪と思われる。十六世紀半

ばには直轄軍事力というべき馬廻衆（旗本）の存在も知られるのである。

有馬氏は、分郡守護の保有する地域支配のための諸権限を梃子に、郡内の土豪・地侍を被官化して宿老や馬廻衆など家中を形成し、有馬郡内に支配を及ぼしていた。有馬氏は、有馬一郡規模の地域権力へ成長しつつあったと評価できるだろう。

有馬氏の 一方、これら嫡流以外に、傍系・庶流の有馬氏の活動も知られる。

庶流 例えば、『不問物語』には、永正五年（一五〇八）足利義尹の中国地方からの上洛に供奉した旧幕臣のうちに有馬弥二郎の名前がみえる。十五世紀半ばに有馬郡守護の職にあった赤松道衍・直祐父子はそれ以前に守護をつとめた有馬元家とは系統を異にする一族と考えられるが、この直祐は弥次郎を称していたから、足利義尹の近臣としてみえる有馬弥二郎は道衍・直祐の系統である可能性がある。天文末年から永禄年間に幕府の奉公衆・申次としての活動が見られる有馬治部少輔も、道衍と同じく治部少輔の官途についているから、この系統であろうか（『言継卿記』天文二十一年六月二十九日条、天文二十四年正月十日条など）。

先ほどみた有馬四郎は、「代替」によって有馬家家督・有馬郡守護の地位を襲った人物で（『奥史』一「善福寺文書」一四）、時期的には有馬村秀と国秀の間にあたるが、永禄四年に幕府に初めて出仕して式部少輔に任じられており（『後鑑』同年十一月二十八日条所収「伊勢貞助記」）、官途などから判断して別系統の有馬氏らしい。

このように戦国時代には有馬氏は数家に別れ、有馬郡守護や將軍近習として活動していることが確認できるが、室町幕府の崩壊から織田・豊臣政権を経て徳川幕藩体制の成立へと至る激動期を生き延び、大名家と



して存続したのは、意外にも有馬氏嫡流ではなく、庶流の一家であった。

有馬重則

有馬氏のなかで唯一近世大名となったのは筑後久留米藩主の有馬家である。この有馬家が大名

・則頼

に取り立てられる端緒は、先にも述べた通り、三木合戦終結の前後、有馬則頼が淡河に知行を与えられ淡河城主となったことにある。

則頼は、文明から文亀年間（一四六九～一五〇四）頃に活躍した当主有馬澄則から分かれた庶流である（小林基伸「有馬郡守護について」）。江戸時代前期、大名・幕臣諸家から提出させた系譜書に基づいて編纂された『寛永諸家系図伝』（寛永二十年（一六四三）完成）によれば、則頼の父重則は有馬郡守護をつとめ、のち播磨国三木満田城（三木郡三津田）に住したといい、さらにその父与次郎則景は澄則の子とされ、有馬郡を領したとの記述がある。つまり、久留米二一万石の大名となった有馬家は、有馬氏嫡流であることが史料上確かめられる澄則の子孫として、澄則―則景―重則―則頼―豊氏という系譜を示しているのだが、則景は一次史料には見えず、重則についても有馬郡守護であった徴証はまったくない。近世になって、庶流の立場から大名になった久留米有馬家により、系図の改作が行われたのである。

とはいえ、淡河城主になった則頼の父重則は実在の人物である。有馬源二郎重則は幕臣であり、天文九年（一五四〇）二月段階では京都の北小路小川に屋敷地を有していたが、この時は京都にはおらず在国していたらしい（『大館常興日記』天文九年二月二十日条）。永禄年間（一五五八～七〇）、將軍義輝期の幕臣の交名（名簿）「永禄六年諸役人付」（『群書類従』）には「外様・詰衆以下」の項に有馬源次郎とあり、同五年三月、義輝が京都から八幡に退避した折には三好長慶の指示により供奉をつとめ（『厳助往年記』『改定史籍集覧』）、同八

年五月十九日、義輝が松永久秀・三好三人衆らによって二条御所に謀殺された際には、重則は義輝に付き従って討ち死している（『言継卿記』）。重則は將軍義輝の側近であった。

一方で三好氏との関係も認められる。『足利季世記』（『改定史籍集覧』）によれば、天文二十一年四月に長慶が丹波八上城に拠る波多野氏を攻めた折、芥川孫十郎はじめとする諸氏が波多野氏に内通して長慶を討とうとしたが、これを長慶に報じたのが「長慶無一ノ味方」といわれた有馬源二郎で、三好衆・撰津衆は有馬郡へ撤退することを得た。同二十三年には、三木別所氏と抗争する有馬源二郎に合力するため、三好長逸率いる撰津衆が播磨へ進み、別所方の城七つを落としている。有馬氏庶流の出身で、將軍義輝の近習でもあった重則が、その所領支配をめぐって東播の雄別所氏と争っていると読める。『寛永諸家系図伝』では、重則は三木満田城に居住したとされ、その子則頼も生国播磨と記されている。別所氏と抗争していることを考えれば、重則・則頼父子が播磨美囊郡に居住していた蓋然性は高い。

重則の死後、家督を継承するのが則頼で、彼は秀吉に取り立てられ、淡河に知行を得た。『寛政重修諸家譜』などによると、則頼はのち一万石に増増され、御咄衆おはなしとして秀吉に近仕する一方、徳川家康にも接近し、関ヶ原合戦前夜には家康側近としての立場を明らかにしていた。そのため則頼は戦後二万石に増増されて三田城に移り、翌慶長七年（一六〇二）七月に死去。遺領は丹波福知山城主であった嫡男豊氏に継承され、元和六年（一六二〇）筑後久留米に転封となるのである。

南蛮人文 神戸市立博物館には一具の鞍が収蔵されている。もと明石郡押部谷西盛（西区押部谷町西盛）の

絵鞍 旧家に伝来したもので、同郡福住尋常小学校（神戸市立押部谷小学校の前身）に寄贈され、大正



写真146 南蛮人桜花文蒔絵鞍（神戸市立博物館蔵）銘

年間、京都帝国大学考古学研究室の浜田耕作・梅原末治の調査によってその存在が報告された（『京都帝国大学文学部考古学研究報告』第七冊）。長く京都大学に寄託されていたが、平成十九年（二〇〇七）に里帰りが実現し、市立博物館の所管となったものである。

戦国時代に盛んに作られた海無の水干鞍（うみなし）と呼ばれる日常用の軽易な和鞍で、前輪と後輪（しずわ）を居木（腰を握える部分）でつなぐ構造となっている。両輪にはサクラ材、居木にはサワグリ、ミネバリと呼ばれる広葉樹を用いている。前輪の幅三二センチメートル、高さ二八センチメートル、後輪の幅三八センチメートル、高さ三〇・五センチメートル、居木の長さ三七センチメートルで、左居木の内側に「天文七年二月 日」との銘が、右居木の内側に花押（かぜう）がそれぞれ刻まれている。浜田・梅原は「鞍鎧作者系図」という史料により、千秋駿（すま）河守（かみかみ）高末の花押と判断している。千秋家は三河国設楽郡千秋（しきたら）（愛知県新城市）を名字の地とする室町幕府の奉公衆（直勤御家人）で、十五世紀末の奉公衆の交名（名簿）である「長享元年九月二十一日常徳院殿様江州御動座当座在陣衆着到」（『群書類従』）には、三番衆に「越前千秋駿河守」がみえている。この一族は越前を本拠としていたらしい。幕臣千秋家の系譜をひく人物の手になるものということだろうか。

黒漆の上から朱漆で上塗りが施され、両輪の内側と居木には桜花の文様が金の平蒔絵ひらまきえで描かれている。また、両輪部分には金の薄肉高蒔絵という技法で南蛮人が描かれている。南蛮屏風などに見られる、帽子をかぶりマントを羽織って帯剣するカピタンと黒人従者の図柄であり、前輪に五人、後輪に六人。南蛮人桜花文蒔絵鞍と称されるゆえんである。この蒔絵は技法や図柄などから、慶長年間（一五九六～一六一五）頃に施されたと推定されており、「天文七年二月 日」の銘が鞍の作成年代を示すものだとすると、のちに南蛮人文の蒔絵が施されたことになる。現状では表面の蒔絵粉や朱漆が甚だしく失われ、かえって落ち着いた風合いを引き出している。南蛮風俗を意匠化した貴重な作品であるが、この南蛮人桜花文蒔絵鞍はかつて別所長治が使用したとの所伝を有する。天正八年（一五八〇）の三木落城時に、別所長治の男子が落ち延び、のち押部谷で帰農したのがこの旧家の祖であるという。先にも述べたように、十五世紀末には押部谷は別所氏の勢力下に入っている。別所氏所縁の品や伝承を伝えるにはふさわしい地なのである。

#### 4 樂市制札と淡河地域

再発見さ

平成十六年（二〇〇四）、北区淡河町淡河の歳田神社にあった羽柴秀吉（のちの豊臣秀吉）発給の

れた制札

制札せいさ二枚が、神戸大学の調査によって「再発見」された。制札とは領主などが、木の板に命令

や認定する権利などを書いたもので（写真参照）、基本的には立て札として掲示するものである。こうした命令や権利の認定は紙に書かれる場合もあるが、木の板に書かれたものを制札という。二枚の制札は、それ

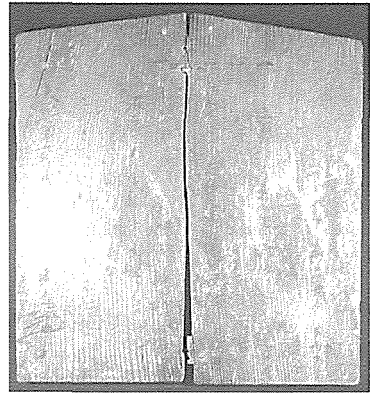


写真147 天正七年羽柴秀吉制札  
(淡河本町自治会蔵)

それ天正七年（二五七九）と同八年に、秀吉が淡河に対して出したもので、天正七年の制札に「らくいち」（樂市）の文言があることが注目された。

これが「再発見」された、というのは、一つには、この制札の内容自体は、江戸時代に制札の文面を紙に書き写したものがあり、それによって知られていた。『新修神戸市史 歴史編Ⅲ近世』第一章第二節1項でも、この写<sup>うつし</sup>によって記述がなされている。ところが、調査によって制札の実物の現存が確認され

たのである。また、もう一つには、制札の現存自体もまったく知られていなかったわけではなく、地元の一部では以前からその存在が知られていた。ただ、これまで本格的には調査されたことがなく、その学術的価値などは十分に知られていなかった。その意味で、この制札は「再発見」されたと言える。

この「再発見」により、改めてこの制札は注目を浴びることとなり、内容の分析も進んだ。その成果には戦国期の都市史研究の重要な論点にかかわる内容が含まれている。その重要性を鑑み、ここでは改めて、この制札を取りあげる。

#### 唯一の秀吉

#### 樂市制札

天正七年制札には「らくいち」（樂市）の文言が見える。秀吉が、淡河市場を樂市として認めたいものである。樂市とは、誰もが自由に商売できる市場のことである。中世には市場での独占的販売権を持つ市座などが存在していたが、戦国大名や織田政権・豊臣政権は、特定の市場に対して樂

市令を出して、座の独占権を否定し（楽座）、都市の振興を図ったのである。織田信長の政策として有名な楽市令であるが、「楽市」の文言がある制札は、現存するものとしては、この淡河の制札を含め、全国で三例（六枚）しかない。一例は、美濃<sup>みの</sup>国加納市場（岐阜市）に出されたもので、織田信長が出したものが二枚と、その後岐阜城主となった池田元助・同輝政が出したものが各一枚の計四枚である。いま一例は関東の戦国大名北条氏が、相模<sup>さがみ</sup>国荻野新宿（神奈川県厚木市）に出したものである。そして三例目が、この淡河市場に出された制札である。

現存する中世制札の事例を網羅的に収集・分析した小島道裕によれば、秀吉が「楽市」の文言を用いているのは、紙に書かれたものを含めても、この淡河の制札が唯一のものである。したがって、淡河の楽市制札は、全国的に見ても貴重な事例と言える。

**制札の外** 制札は野球のホームベースのような形をした五角形の板である。屋外に掲示する方法としては、

#### 形的特徴

寺院の山門などに打ち付ける場合と、柱を付けて立てる場合があるという。柱を付ける場合は、裏面に横木を二本付けるなどして、柱を付けた。さらに上部には屋根を付ける場合もある。淡河の制札は、天正七年制札の裏面に二本の横木が残り、また、天正八年制札には屋根が残っている（一部欠損）。釘穴の存在などからも、これらは柱に付けて屋外に掲示されていたものであると考えられる。現存している制札で、屋根が残存している例は少なく、その点でも貴重な事例である。

天正七年制札は表面が風化して、墨がほとんど消えており、文字の判読は困難であるが、墨があった部分はない部分に比べて風化が遅れるため、文字の部分が浮き彫り状になり、辛うじて読むことができる。江

戸時代に作られた写は、多くの部分で文字を判読できておらず、すでにその時点で風化が進んでいたものと思われる。なお、実物が調査されたことで、江戸時代の写が文字を読み誤っていた点も判明した。

### 三木合戦

#### と制札

これらの制札は、なぜ淡河に出されたのだろうか。その背景には三木合戦がある（三木合戦についての詳細は本節3項を参照）。天正六年（一五七八）、三木城（三木市）を本拠とした別所長治は、織田信長方から離反し、毛利氏（中国地方の戦国大名）などの反織田方についた。このとき淡河城（北区淡河町淡河）の城主であった淡河定範も、別所氏と行動をとともにし、反織田方に転じたのである。羽柴秀吉は当時、織田信長の下で、中国地方の攻略に当たっていたが、この別所氏などの離反を受け、播磨を鎮定せざるをえなくなった。

秀吉は、淡河城を攻めるため、天正寺城など四つの付城（城を包圍して攻めるための軍事施設）を築き、淡河城を包圍した。後世に編纂された軍記物『播州三木別所記』（『別所記 研究と資料』）などでは、天正七年六月、淡河定範は、一計を案じ、牝馬を秀吉方の軍に向かって放し、秀吉方の軍馬を混乱させ、別所氏の三木城へ撤退したと伝える。むろん真偽の程は定かではないが、天正七年に淡河城が落城したことは確かである。淡河城の落城については、六月二十七日とするものもある。天正七年制札の日付は六月二十八日になっているので、その前日である。これが真実とすれば、秀吉は、落城翌日には早くも、市場復興の手を打ったことになり、話としてはよくできているが、実際には淡河城の落城は、その約一カ月前、五月の終わり頃と考えられる。同時代史料ではないが、戦国期から間もない慶長年間（一五九六～一六一五）に成立した『信長公記』では、天正七年五月二十五日の記載で、「おふ（淡河）の城も明け退くなり」（巻十二）とある。同時代の史

料では、別所長治が毛利氏一門の小早川隆景の家臣乃美宗勝に送った五月十九日付の書状に、「淡川（河）之儀、羽筑一兩日以前打越」（『新熊本市史』史料編第二卷「乃美文書」一七三）とあり（「羽筑」は羽柴筑前守秀吉のこと）、また五月二十九日付の小早川隆景書状は、淡河城の南にあった別所方の丹生山（北区）が、織田方に攻め落とされたことを伝える（『県史』九「小早川家文書」三〇）。これらの情勢から、淡河城の落城は『信長公記』の記す五月末頃とみてよいだろう。淡河定範は、同年九月の大村合戦において、「淡河表」で討死にした（久留米市立図書館所蔵『別所淡河系譜』）とも、自害した（久留米市立図書館所蔵『御家中略系譜』七）ともいうが、これも同時代の史料では確かめられない。いずれにせよ、天正七年制札は、この淡河城の落城を受けて、戦後処理として出されたものである。

翌天正八年、別所氏の三木城も落城し、別所氏は滅亡。播磨国は秀吉が支配を任された。天正八年制札は、この年の十月に出されている。同年中には、播磨国内の各所に秀吉の制札が出されているので、新しい支配体制の成立にともなう施策の一環であろう。

### 制札の伝来

これらの制札が、いつ歳田神社の所蔵となったものかは明確ではない。しかし、これらが江戸時代中頃まで、明石藩領淡河組の大庄屋を務めた村上家に伝わっていたことは確実である。

中世淡河荘の中心地は後の淡河本町（現在の淡河町淡河）付近であるが、ここで兵庫津（兵庫区）から山田荘（北区）を通り、吉川（よかわ）（三木市吉川）方面に抜ける南北の街道と、湯山（北区）と三木をつなぐ東西の湯山街道が交わる。村上家は、まさにそれらが交差する場所に立地し、江戸時代には大庄屋であると同時に本陣（大名などの宿泊所）でもあった。「村上家文書」には、秀吉から制札を得た経緯を記す文書が存在する。これは、



貞享三年（一六八〇）、村上藤兵衛が、明石藩主松平直明なおあきらの家臣に提出したもので、それによれば、淡河町は中村と呼ばれ、道沿いに家が二〇軒ばかり建ち並ぶだけのところであった。しかし、三木合戦の頃、時を同じくして、摂津国有岡城（伊丹市）の城主で尼崎などを支配する荒木村重が、織田方から離反したため、織田方は山陽道の通行が不可能になった。このため、湯山街道の重要性が増し、秀吉は、中村を「宿次之町」として取り立てることとし、藤兵衛の先祖村上喜兵衛を召し出して「町取立」を命じた。喜兵衛は町人や牢人を集めて屋敷を建て、次第に町が栄えたため、秀吉から淡河市場の市日を月六日にするという制札が下されたとする。この制札とは、内容から天正七年制札を指すが、前述のように、制札は淡河城落城の一カ月後に出されており、町が繁栄した結果、秀吉から下されたというのは事実を表していないだろう。ただ、江戸時代、村上家が二つに分かれた際、両家の間で、どちらが制札を所持するかが問題となっていたことから、村上家の先祖が制札を受け取り、江戸中期まで所持していたことは確かである。戦国期にはこの村上家のような有力者が、領主から町立て（新宿立て）を請け負うということが、しばしば見られる。村上藤兵衛の主張する由緒がどこまで真実かは検討の余地があるが、村上家が淡河町の発展に大きな役割を果たしたことは、村上家に制札が伝来したことから、ある程度事実と見てよいだろう。

天正七年制 天正七年（一五七九）の制札の文面は次のようになっている。  
札の内容

掟条々

淡川市庭

一当市毎月 五日 十日 十五日 廿日 廿五日 晦日之事、

一らくいちたる上ハ、しやうはい座やくあるへからさる事、

一くにしち・ところしち  事、

一けんくハ(口論)ころん、りひせんさく   す、双方せいはいすへき事、

一はたこ銭ハ、たひ人あつらへ次第たるへき事、

右条々あひそむくともからこれあらは、地下人としてからめをき、ちうしんあるへし、きうめいをとけ、

さいくハにおこなふへき者也、仍徒如件、

天正七年六月廿八日

秀吉(羽柴)(花押)

一行目に「淡川市庭」(淡河市場)と宛所がある。また末尾には天正七年六月二十八日の日付と秀吉の署判(署名と花押)がある。

第一条は、淡河市場の市日を、毎月五日、十日、十五日、二十日、二十五日、晦日と、五の日と十の日の計六日と定めている。中世の市は常設ではなく、特定の日に、市場に人々が集まってきて開催される。このように月六回開催されるものを六斎市という。淡河市場の所在地は、前述の街道の交わる辺りと推定される。第二条が、「らくいち」(楽市)の文言が見える箇条である。淡河市場は楽市であるので、市座が課役を賦課してはならないとし、自由な営業を認めている。

第三条は、文字が判読できない部分が多いが、同時代の他の市場法からすれば、国質や所質を取ること(あるいは「所」)の住人の身柄や財産を差し押さえ、返済を要求する行為で、中世では慣習的に行われてい

第一節 戦国の争乱

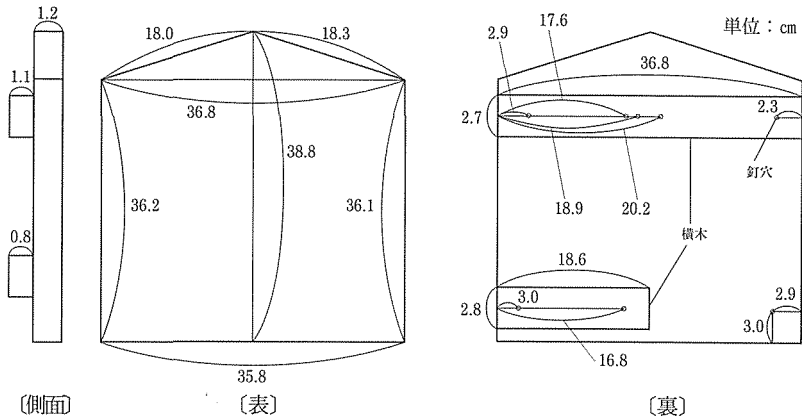


図86 天正七年羽柴秀吉制札の大きさ

た。中世の人々は集団への帰属意識が強く、したがって相手に債務の返済を要求したり、何らかの報復を行ったりする場合でも、当人に対してではなく、当人と同じ集団に所属すると見なされる相手に対して、それらの行為を行うことがある。国質や所質は、それが国や所といった規模まで拡大されたものと言え。ほかに郷質や村質などがあるが、中世後期の市場法では、こうした質取り行為を禁止するものが多数見られる。市場には当然、商品を持った商人や、それを買うための金銭を持った人々が多く集まるため、質取り行為の標的となりやすい。しかし、いつ、預かり知らぬ他人の債務で、質を取られるかわからないような状況になれば、人々は安心して市場を訪れることができないうし、当然、強引な質取り行為は、喧嘩など暴力沙汰を引き起こし、治安の悪化を招く。よって、領主権力は、こうした質取り行為を禁止し、市場の治安を維持して、その振興を図るのである。

第四条は、いわゆる喧嘩両成敗の規定であるが、これもそのような市場の治安を維持する規定である。この制札の江戸時代

の写では、文字の判読が困難であったためか、「けんくハこうろん、りひせんさくの上、せいはいすへき事」(喧嘩口論)、りひせんさくの上、せいはいすへき事」(理非穿鑿)になっていて、制札実物の調査により、「りひせんさくにをよハす、双方せいはいすへき事」(成敗)と喧嘩両成敗の規定であることが明らかになった。戦国大名や織田政権・豊臣政権などは、喧嘩に及んだものは、どちらに道理があり、どちらに非があるかといったことを問わず(理非穿鑿に及ばず)、双方死罪とするという、敵罰をもって喧嘩を強く規制する。理非を調べるのではなく、理非を問わないことが、喧嘩両成敗法の重要な特徴である。中世の喧嘩とは、現代でイメージされるようなものだけではなく、トラブルを實力行使によって解決する行為でもあった。たとえば村どうしの用水をめぐる争いや、山野の利益をめぐる争いで、双方が實力行使に及んだ場合なども、喧嘩と呼ばれた。また、前述のように中世の人々は集団への帰属意識が強かったので、喧嘩は容易に集団対集団の争いへと発展した。このような實力行使で紛争を解決する行為のことを自力救済というが、戦国大名などは、こうした中世の自力救済の慣行を否定しようとしたのである。それが理非を問わず、双方に敵罰を科す、喧嘩両成敗法となって表れる。

ところで楽市が、座の販売独占権が否定される自由な空間であったのは、そこが、世俗の支配関係や人間関係から切り離された無縁の場であったからであるという。このような無縁の場であることは、市場の本来の属性であり、その意味では市場とは本来的に楽市であったともいわれる。このような無縁の場は、外部の紛争とも切り離されるという意味で、同時に平和領域であるともされる。制札の第三条や第四条の治安維持の規定は、このような市場の属性とかわるものであるとも言えよう。

第五条は、この制札のもう一つの大きな特色でもある。旅籠銭(はたご)(宿泊料)は、旅人の注文した内容に応じ

たものにせよ、という規定である。こうした旅籠錢についての規定は、全国的にも類例が少ないという。先にも述べたように、淡河は江戸時代には本陣が存在し、湯山街道の宿場町であり、そうした淡河の特徴をよく示す箇条として注目される。

第五条の後には、以上の箇条に違反したものがあれば、「地下人」(地元の住人)が捕らえ、報告するように、と書かれている。ここから、このような警察行為を行う住民組織の存在も想定される。

天正八年制 次に、天正八年(一五八〇)制札の文面を読み下しにして掲げる。  
札の内容

条々

一 当所奉公人、何れも立て置き候間、先々の如くたるべき事

一同町人、有り来る如く、異儀なく商売すべき事

一下々猥りの族、有るべからざるの事

右条々違乱の輩、これ有らば、堅く成敗を加うべきものなり、仍って件の如し

天正八年十月廿九日

(羽柴秀吉)  
藤吉郎(花押)

第一条は、淡河にいる武家奉公人(武家に仕える下級の従者)については、いずれもこれまで通りの居住を認める。第二条は、淡河町の町人が、これまで通り商売することを認める。第三条は治安を乱す行為の禁止である。基本的には、新たな権利認定ではなく、現状の維持を認める内容となっている。

なぜ、この時点で、このような制札が出される必要があったのだろうか。先にも述べたように天正八年一

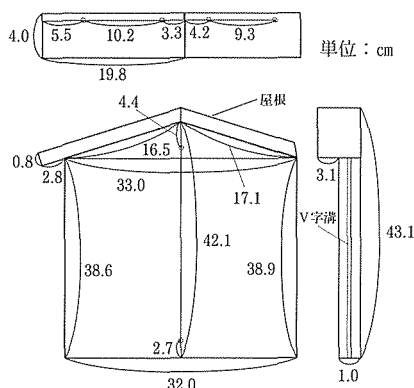


図87 天正八年羽柴秀吉制札の大きさ

月には三木城が落城し、播磨国は秀吉の支配となる。武家奉公人の保証規定が最初に来ていることを考えれば、淡河にもこのとき、秀吉の下で、新たな領主が配置されたのかもしれない。

落城後の淡河城は、淡河城攻めでの功績により、萩原城（北区淡河町萩原）の城主である有馬則頼に与えられたという。この有馬氏は、先述のように摂津国有馬郡守護の有馬氏の庶流であるとされる。この制札も有馬則頼の淡河入城に伴う措置かもしれない。ただ、すでに本節3項でも述べたように則頼が淡河城主となった時期は明確ではない。萩原城主であった事実も、同時代史料では確認できず、天正十年八月に、則頼が秀吉から、淡河に三二六〇石の知行を与えられている（『兵庫県史』史料編近世一「有馬文書」）のが、有馬氏と淡河のかかわりを示す確実な史料の初見である。この新たな知行給与は、以前から淡河に知行を持っていたところに加増したものかもしれないが、天正十年八月とさえいえば、本能寺の変の二カ月後なので、それに伴う体制変化とも考えられ、有馬氏が天正八年段階から淡河城主であったとは即断できない。

ところで、天正七年制札では、羽柴秀吉は「秀吉」と実名で署名しているが、この天正八年制札では「藤吉郎」と仮名で署名している。文書には書札礼というものがあ、差出人と受取人の身分の上下関係や、文書の内容などによって、どのような様式で書くか、どのような署名の仕方をするかが決まっている。では、なぜこのような変化が起こったのだろうか。ここでは、秀吉が播磨国内に出し

第一節 戦国の争乱

表21 播磨国内羽柴秀吉制札一覧

年月日	宛先	署名	内容	出典
天正 6 年 3 月 20 日	広峯社	筑前守	軍勢の濫妨狼藉禁止など	島田清「姫路の古札」
天正 6 年 3 月 29 日	石峯寺	(筑前守)	軍勢の濫妨狼藉禁止など	『神戸市文献史料』第 2 巻
天正 7 年 6 月 28 日	淡川市庭	秀吉	楽市、喧嘩両成敗など	『羽柴秀吉制札及び関連文書調査報告書』
天正 8 年 1 月 17 日	(三木町)	秀吉	諸役免許、借錢借米破棄など	『三木市有宝蔵文書』第 1 巻幕政・町政編
天正 8 年 2 月 3 日	(三木)	藤吉郎	百姓還住、年貢三分の二免除など	『三木市有宝蔵文書』第 1 巻幕政・町政編
天正 8 年 2 月 12 日	柏尾町	藤吉郎	諸商売前例どおり承認など	松井良祐「神崎町柏尾区蔵羽柴秀吉制札について」
天正 8 年 4 月 28 日	惣社	藤吉郎	竹木伐採禁止など	島田清「姫路の古札」
天正 8 年 5 月 12 日	田恵村	藤吉郎	濫妨狼藉禁止など	『天正九年鳥取城をめぐる戦い』増補版
天正 8 年 7 月 28 日	広峯	藤吉郎	竹木伐採禁止など	島田清「姫路の古札」
天正 8 年 10 月 28 日	龍野町	藤吉郎	市日前例認定、諸公事役免許など	『泉史』二「龍野町文書」一
天正 8 年 10 月 29 日	(淡河町)	藤吉郎	商売安堵など	『羽柴秀吉制札及び関連文書調査報告書』

た制札を比較してみる。秀吉が播磨国内に発給した制札で、その存在が知られているものは、淡河の二枚の制札以外に九枚ある（現存が確認されるものは四枚）。このうち天正六年の広峯社（姫路市）宛のものには「筑前守」と署名している（島田清「姫路の古札」）。石峯寺（北区淡河町神影）にも天正六年三月二十九日付の制札を、後世に別の木の板に写したものがあつた。これには署名判がないが、同寺に伝わる文書などを書き写した『微考録』（『神戸市文献史料』第二巻）にも制札の写があり、こちらは「筑前守」の署名と秀吉の花押が写されている（ただし木の板に写したものと『微考録』の写では若干文言に違いがある）。これらは、軍勢の濫妨狼藉

や竹木伐採などを禁じた寺社宛の禁制である。また、三木城落城直後の天正八年正月十七日付で三木町に出されたものは「秀吉」と署名する(『三木市有宝蔵文書』第一巻幕政・町政編)。これは諸役免許など都市法である。その他の六枚は天正八年二月〜十月のものであるが、都市法、寺社宛禁制にかかわらず「藤吉郎」と署名している。したがって、「秀吉」と署名されたのは、淡河城落城直後の天正七年制札と、三木城落城直後のものだけということになる。以後は、天正六年段階で「筑前守」と署名していた寺社宛のものも含め、「藤吉郎」になるのである。書札札の高下から言えば、「秀吉」と実名を記すより、「藤吉郎」と仮名を記す方が、相対的に尊大であるとされる。制札だけでなく、紙で出された文書も含めた慎重な検討が必要であるが、ひとまず制札に限れば、天正八年二月以降、秀吉の播磨一国支配が確立したことで、支配者としてのより尊大な署名に切り替えたものであろうか。

いずれにせよ、天正八年制札が、播磨支配の一環として出されたものであるのに対して、天正七年制札は、全国的にも珍しい楽市文言が見えることに加え、署名の点からもその特殊性が窺える。

**楽市制札** 淡河に出された制札、特に天正七年制札の意義は、単に楽市の文言が珍しいというだけでなく、**の意義** 戦国期都市史研究の重要な論点にかかわる内容を持つことである。

第五条の解釈は、旅籠錢を旅人の注文に応じたものにせよ、という規定だが、これについては、宿の側が旅人の注文以上にサービスを押し売りすることで高い料金をとってはならないという、旅人保護の規定であるとする見解と、逆に旅人が不当に宿泊料を値切ることを禁止し、宿の側を保護する規定であるとする見解がある。些細な違いのようだが、これはこの制札自体の位置づけにかかわる。



そもそもこのような市場法が、なぜ紙の文書ではなく、制札として木の板で出されるのか。それはもちろん屋外に掲示するためである。ところが、美濃国加納市場に出された織田信長らの楽市制札は、最初のものだけ掲示した跡が残るが、その後の三点は掲示された形跡がない。小島道裕によれば、これは、信長が齋藤氏を破って岐阜を支配した直後には、市場には住民がおらず、信長の側が一方的に特権を認める制札を立てることで、そこに住民が定着し、住民の共同体ができた。したがって二枚目以降の制札は、その住民組織に對して与えられ、屋外に掲示されなかったという。いわば加納市場は、信長が政策的に創出した楽市ということになる。小島は同様に、淡河の制札も掲示された形跡があり、また先の村上喜兵衛が町を取り立てたという村上家の由緒から、淡河城攻めによって住民がいなくなった淡河市場を、秀吉が政策的に復興したととらえる。このようにとらえれば、第五条も、旅人を保護して、宿場町に人を集めようとする、秀吉の側の政策意図から出たもので、宿の側を規制するものと解釈されるのである。

一方、中世において、権利を認定する文書や制札などの文面は、それをもらう側が原案を作ると考えられている。すなわち、文書や制札をもらう側が、礼銭を支払って、認めてほしい権利を、領主権力などに対して申請するのである。したがって、こうした文書や制札は、一般的にそれをもらう側の権利を保護する内容を持つとされる。仁木宏は、市場法における市日の規定が、以前からの慣行を追認するケースが多いことから、基本的にこうした市場法は、それ以前からその市場が持っていた権利を追認するものであるとする。したがって、天正七年制札の第五条も、宿の側の権利を保護するものと見る。仁木は第二条の楽市文言についても、「楽市とするので座役賦課を禁じる」ではなく「楽市であるので座役賦課を禁じる」となっている点

に注目し、淡河は以前から楽市としての特権を持っていたものとする。

この二つの見解の違いは、戦国期の都市について、戦国大名など領主権力側の都市を建設する政策を重視するのか、自生的な都市の発展を重視するのかという違いでもある。もちろん、この両極のどちらか一方のみで都市ができるということではない。仁木も、天正七年制札に「らくいち」（楽市）文言が使用されている点に注目する。畿内近国で、実質的には楽市と同じ諸役免許の特権を持つ市場は多いが、「楽市」という文言を含む市場法が出されているのは、この淡河が唯一だからである。文書や制札の原案はもう側が作成するとされるが、つまり、この地域では、もう側が楽市文言を使用することは一般的ではない。仁木は、それをあえて楽市と表現し直したところに、秀吉の政策意図がにじむと考える。世俗の権力による支配から無縁であるという、本来的な市場の属性が純粹に発現されるわけではなく、権力が楽市であることを保証するのである。したがって権力側の政策か、自生的な発展かの二者択一ではなく、どちらを重く見るかということであるが、これは戦国期都市史の重要な論点である。淡河の制札は、単に珍しいというだけではなく、これについて貴重な議論の素材を提供するのである。

その後の 関ヶ原の合戦直後の慶長五年（一六〇〇）十一月、姫路城主池田輝政は、淡河町に対し禁制を  
淡河 発する（『県史』二「村上文書」一〇）。これは制札ではなく紙に書かれたものであるが、従前のよ

うに商売を認め、市日に入りする者が郷質や所質を取ることを禁止し、また喧嘩・口論などを禁じている。関ヶ原の合戦直後であるためか、秀吉制札への言及はないが、基本的には秀吉制札が認めた諸権利を追認するものと言える。権力側の政策意図を重視するにせよ、都市の自生的な発展を重視するにせよ、秀吉の制札



写真148 天正寺跡有馬氏墓所（北区）

が近世淡河町の基盤を固めたことは間違いないだろう。

この後、淡河氏に代わって淡河城主となった有馬氏も転封となり、最終的には九州の久留米藩主となる。淡河は明石藩の支配となる。ところで、この有馬氏や淡河氏が、江戸時代にも淡河と関係を持っていたという興味深い事実があるので紹介しておきたい。

木村修二の研究によれば、江戸時代、久留米藩士が少なくとも四回、淡河を訪れている。確認できる最初の事例は元禄十四年（一七〇二）、雨森伝兵衛の来訪である。淡河の天正寺・長松寺には有馬則頼とその子則氏の位牌があり、雨森伝兵衛の来訪の目的は有馬則頼の百回忌の代香であったが、このとき伝兵衛は、淡河城や萩原城など、有馬氏がかつて城主だった城跡を調査し、それをまとめて藩に報告している。また、寛政

元年（一七八九）頃、天正寺の有馬氏墓所の石碑修復のため、奉行の渡瀬重威が来訪した。このとき、萩原城の二の丸跡に住む石野家に宿泊している。さらに嘉永四年（一八五二）には吉村輝方が、有馬則頼の二百五十回忌の代香のため来訪している。そして、興味深いのが安政六年（一八五九）の淡河正範の来訪である。実は淡河氏は、天正七年の淡河定範の死をもって滅亡したわけではない。『別所淡河系譜』などによれば、定範の弟長範は、有馬氏に仕え、またその長男範春は黒田氏に仕えるが、次男範重はやはり有馬氏に仕え、その後、淡河氏は、有馬氏とともに久留米に移るのである。有馬氏に仕えた淡河氏の

子孫正範は、幕末に先祖の地を訪れ、地元の人々がなお淡河定範の事蹟を伝えていることに感じ入り、定範の位牌を天正寺に寄進している。

村上藤兵衛の語る制札の由緒といい、戦国時代の記憶は、江戸時代になっても、なお地域の人々の間に残されるのである。

## 第二節 南北朝・室町時代の仏教

### 1 大陸との往来と兵庫津の禪院

無本覚心 鎌倉時代後期に律宗と同様に広がるのは禪宗である。特に臨濟宗では京都に建仁寺を開いた栄  
と宝満寺 西、東福寺を開いた円爾えんになど、鎌倉時代の初めから次々と入宋僧が臨濟禅の諸派を日本にもた

らした。また、北条得宗家によって蘭溪道隆らんけいどうりゅうや無学祖元といった大陸からの渡来僧が次々と招かれ禪宗の  
勢いは増していった。

臨濟禅のなかには地方展開に熱心であった門派もあり、播磨国はりまへは臨濟宗東福寺派が永仁えいにんの末（一二九九）  
頃から展開しはじめ、特に飾磨・揖保両郡に展開した（『峯相記』『県史』四「神社縁起類」〔播磨国〕一）。神戸  
市域では兵庫津に禪寺がはやくに開かれ、文永三年（一二六六）、無本覚心が真言宗寺院を再興して禪寺、宝  
満寺（長田区）としたと伝えられている（『宗国家文書』・「摂州矢田郡東尻池邑宝満寺記」『西撰大観』）。

無本覚心は、承元元年（一二〇七）、信濃国しなのに生まれ、東大寺で授戒後、高野山で密教を学ぶとともに金  
剛三昧院にいた栄西の高弟行勇に師事した。建長元年（一二四九）宋に渡り臨濟禅の無門慧開から法を嗣ぎ



写真149 宝満寺（長田区）

帰国した。高野山金剛三昧院に迎えられ、さらに紀伊国西方寺（後に興国寺）の住持となり、この地を拠点に活動した。名声は京都にも聞こえ、龜山上皇や後宇多上皇の帰依も受けた。無本の門派はその国師号から法燈派と呼ばれた。無本覚心の弟子聖薫が編纂した『鷲峰開山法燈円明国師行実年譜』などの伝記史料に宝満寺のことは見えないので、どのような経緯で無本が宝満寺に関係したのかはわからない。

宝満寺には無本覚心在世中の永仁四年（一二九六）の銘のある本尊大日如来が現存しており、この時代の当寺の様相を伝える貴重な史料となっている。像は寄せ木造りで、胎内の前面は金箔、背面は銀箔が貼られるという珍しい造りである。全面に朱書きで経文・梵字・造立の由緒が書かれ、大仏師法眼定蓮ほかの仏師、大檀那沙門幸尊、大勸進三部金剛昨日の名がみえる。また、後宇多上皇の玉体安穩を祈って造立されたことがある。

年号の上部には阿弥陀の種子が書かれており、本像大日如来と阿弥陀如来の同一を意味することから、この像が密教と浄土信仰を融合させた新義真言宗の教義の反映であると考える説もある。十三世紀末時点では、禅宗とのかかわりを見ることができず、無本との関係はもう少し後、無本の弟子たちの時代に、真言宗から臨済宗への転宗が行われた可能性が高い。

現在当寺は臨済宗南禅寺派に属している。京都の南禅寺には臨済宗各派の拠点である塔頭があり、法燈

派も無本の孫弟子にあたる聖徒明麟が南禅寺内に塔頭、禅栖院を創建している。法燈派の神戸方面への進出は事実であるうが、無本を勧請開山としたとも考えられる。

宝満寺の本格的な禅寺として活動は南北朝期以降である。康安元年（一三六二）、天台宗寺院であった須磨寺（福祥寺）は、在地領主とみられる土谷氏、代官の小池入道の讒訴によって、京都の公家方の裁許により高階氏の命で方（宝）満寺に寄附されて、禅僧たちが寺に入ってきた。これに対して須磨寺側は安威入道の口入によってこれを退け、寺家の安堵を勝ち取ったという（『当山歴代』）。この一件からみて、宝満寺が地元武士たちの支援のもと、かなりの勢力を持っていたことがわかる。

明極楚俊と  
後醍醐天皇  
中央区楠町の広嚴寺は、当寺旧蔵の「明極禅師広嚴開基縁起」（『県史』四「寺社縁起類」）（撰津国）三、以下「縁起」と略す）によれば元徳元年（一三三九）、渡来僧である明極楚俊を開山として建立されたという。



写真150 木造明極楚俊坐像  
（岳林寺蔵）

鎌倉時代末には、北条得宗家をはじめ各地の守護など上層武家のなかでは中国の名の知られた禅僧を日本に招くことが盛んになっており、明極楚俊もその一人であった。明極は臨濟宗松源派の禅僧で、徑山寺・靈隠寺・天童寺・浄慈寺などで前堂首座を務め、日本からの招請に応じて、竺仙楚僊とともに元徳元年五月に博多に到着した。鎌倉に向かう途中、京都で後醍醐天皇に招かれ問答を交わしたことで有名である（『明極楚俊大和尚塔銘』、『五山文学全集』、以下「塔銘」）

と略す。

天皇が渡来僧と直に会うことは異例のことであり、北条氏や六波羅探題も知らぬうちにことは進められた。明極の語録や『太平記』のなかでも問答の様が描かれており、その内容からも後醍醐天皇が禅問答ができるだけの禅に対する知識を持っており、この時代、公家・武家ともに禅宗に関心が高かったことが注目される。明極は元徳二年二月には鎌倉に入り、北条高時によって建長寺住持として迎えられた。元弘三年（一二三三）三、鎌倉幕府が滅び後醍醐天皇が京都に帰り建武新政がはじまると、後醍醐天皇はこの年、明極を五山の最上である南禅寺の住持として京都に迎えた。建武元年（一二三四）には建仁寺住持となり、同三年に建仁寺で没した。

明極の伝記では、広厳寺を開いた経緯はよくわからず、元の国清寺住持雲墨うんがくの撰である「塔銘」では、晩年、建仁寺にいた頃に明極を開山として広厳寺が開かれたとしている。これに対して、「縁起」は元徳元年に広厳寺が後醍醐天皇の勅命で開かれたとしており、この時は鎌倉下向の途次であり、現実に広厳寺を開いたとみることはできない。「縁起」は、建武三年仲冬（十一月）二十七日の日付を持ち、作者も鉄堂楚心という人物としているが、はるか後世に作成されたものとみられ、鉄堂なる人物も明極の弟子にはみあたらない。また、「縁起」は、楠木正成が湊川合戦の出陣に際して明極のもとをたずね、禅問答を行い禅の境地を体得して颯爽と出陣していくという後世、世間で流布する話の比重が大きく、この話を流布させるために作られた縁起といえることができる。

広厳寺は建武四年に撰津せんつ守護赤松あきまつ範資のりすけによって律宗寺院を禅宗に改めて再興され、その子光範が伽藍を完



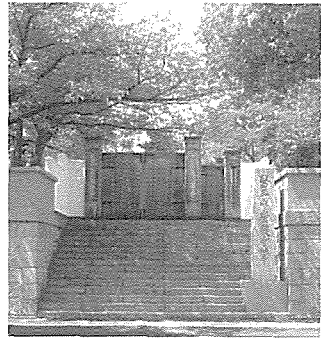


写真151 広厳寺（中央区）

成させたという（『大清録』『大日本史料』六一―一四）。赤松範資は明極楚俊に参禅し、その縁により広厳寺の開山としたのである。広厳寺の造営は明極の弟子で当寺第二世、竺道円じくぢえんが赤松範資の援助のもとに進めたのである。

「縁起」によれば、塔頭として帰源庵・直指院・即心院・祥雲院・見性院・無為庵・天真院・向上庵・龍泉庵・本願庵・瑞源庵・観海院・吟松庵といった名がみえる。即心院は赤松円心の建立といい、京都との往還の際、ここを宿所として参禅に励んだという。吉河貞勝、大富兵部、井遠民部や尼僧など塔頭の建立者の名がみえ、国人領主層こくじんやその妻子の帰依を集めていたことがわかる。

#### 福厳寺と仏燈派の禅僧

次に注目されるのは兵庫区の福厳寺で、鎌倉末期、約翁やくおう徳俊（仏燈国師）を開山とする。約翁は建長寺にいた渡来僧の蘭溪道隆のもとで出家し、文永年間（一二六四―七五）に宋に渡り育王寺・天童寺・浄慈寺・靈隠寺・径山寺などで修学した。宋に八年間滞在し帰国、鎌倉の寿福寺・建長寺・円覚寺で修道生活を送った。蘭溪道隆の法を嗣ぎ（大覚派）、徳治元年（一二三〇）に建仁寺の住持となり上洛、後宇多法皇の帰依を受けた。延慶二年（二二〇九）に鎌倉にもどり、同三年には建長寺住持となった。約文保二年（二二二八）、後宇多法皇の招きで南禅寺住持となり、元応二年（二二二〇）七十六歳で没した。約翁は福厳寺の勧請開山で、福厳寺の実質の開山はその弟子、柏厳はくげん可禅かぜんとされる（撰津名所図会）。

元弘三年（二二三三）、隠岐おきより京都を目指す後醍醐天皇は、五月二十七日に書写山円教寺に入り、二十八

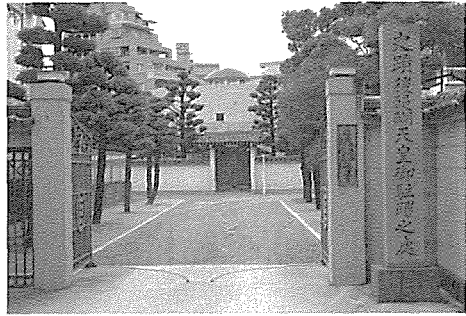


写真152 福厳寺（兵庫区）

日に法華山一乗寺、晦日には兵庫の福厳寺に到着した。食糧を蓄えしばらく逗留して態勢を整えることになり、この地に赤松円心父子、楠木正成が参向している（『太平記』巻第十一）。福厳寺が兵庫で有数の伽藍を構える寺であったことがわかる。

約翁の門下の動向を見ると、寂室元光が観応二年（一三五二）に福厳寺の住持となっている。寂室は詩文の才でも知られ、彼の詩の中には福厳寺にいた時のものあり、門前が町に接し日々喧騒の様を詠んでいる（『永源寂室和尚語録』巻上『大正新修大藏経』八一）。また、平清盛の菩提寺とされ天正（一五七三〜九二）頃に衰退した八塔（棟）寺に遊んだ詩もあり、中世の兵庫津の風景を描写したものととして貴重である。

寂室は後に、近江の佐々木氏頼に招かれ、永源寺を開いた。寂室は入元の折、天目山の中峯明本に学び隠遁の風を宗とした。寂室は足利義詮から、天龍寺や建長寺の住持として招かれるがこれを固辞したことも知られている。

このほかの約翁の弟子たちは各地で活躍し、南嶺子越は、周防・長門などの守護大内弘幸を檀越として永興寺を開き、筑前博多の聖福寺の住持となっている。南嶺の法嗣である仲方円伊は永和年中（一三七五〜七九）に兵庫会下山、龍昌寺を開き、柏厳可禅の法嗣、碩石曇生は応安年中（一三六八〜七五）に兵庫の範圍寺を開いている。

兵庫津と 禅僧たちが大陸との間を往来し、中世社会においてきわめて国際性を持っていたことはよく知  
大陸文化 られているが、兵庫という交通の要所にあつてはさらに大陸との関係は密であり、文化事業も

盛んであった。文和元年（一三五二）、約翁徳俊（仏燈国師）の語録『仏燈国師語録』が福厳寺で開板され  
おり、こうした版本の刊行としても早い時期に属するものである。刊記によれば約翁の弟子、太虚元寿が嘉  
暦三年（一三三八）同志と共に元に渡り師の語録の序跋を求めている。また、太虚は開板の費用を集め、版  
木は長門国守護厚東入道崇西（武実）が提供している。太虚は文和元年に福厳寺住持であったことが刊記か  
らわかる。こうした版木の開板には高度の技術が必要であり、京都や鎌倉の禅僧たちの周囲には大陸から来  
た彫工がいたことがよく知られるが、兵庫にもこうした彫工がいたとみられる。南北朝時代の兵庫はまさに  
国際的な場であった。

福厳寺は日明の交渉の場としても知られ、応永二十六年（一四一九）七月、  
来日した明使呂洩は十九日に福厳寺で、相国寺鹿苑院の僧と対面して書状を  
交換している（『満濟准后日記』七月二十三日条）。相国寺鹿苑院は五山を統轄  
する僧録が置かれた寺であり、外交文書の作成にもかわつた。福厳寺は唐  
人の館駅としての役割を果たしていた（信中以篤「晦菴稿」）。

兵庫区西柳原町の福海寺は、当寺伝来の明暦二年（一六五六）の略縁起  
（福海寺文書）によれば暦応五年（一三四二）、足利尊氏が在庵円有を開山  
として創建したとする。建武三年（一三三六）二月、足利尊氏が北畠顕家・



写真153 福海寺（兵庫区）

新田義貞の軍に打出宿で敗れ九州に落ち延びる際、兵庫に退き、この折に当地の観音堂の下に身を隠した由縁を以て後に一寺を建立したという。

室町時代になると幕府は臨濟宗寺院の保護政策をとり、全国に展開する五山・十刹・諸山の格付けをして寺格を認定した。こうした禅宗寺院の住持任命権は室町幕府が握り、京都相国寺の鹿苑院主・蔭涼軒主によって推挙や事務手続が行われた。兵庫津の禅院では、広厳寺・福厳寺・宝満寺が諸山に列している。禅僧の人事は全国的規模で行われ、これらの禅寺には京都を始め各地から禅僧が赴任してきたのである。

禅昌寺と

兵庫津の西方、板宿の北、妙法寺川をさかのぼると禅昌寺（須磨区）がある。当寺は臨濟宗大一切経 一派の月庵宗光を開山として貞治年間（二二六二〜二二六八）に造営されたという。月庵は幼くし

て美濃国遠山大円寺（岐阜県恵那市）の峰翁祖一のもとで出家、京都の古先印元、渡来僧の竺仙梵僊のもとで参禅した。常陸国法雲寺（茨城県土浦市）の復庵宗已や出雲国雲樹寺（島根県安来市）の孤峰覚明のもとに

参じた後、伊予国宗昌寺（愛媛県松山市）の大蟲全岑の印可を得ている。

貞治六年、月庵は但馬国黒川（朝来市）に庵を構えると弟子となるものが参集したことにより大明寺を開いた。前後して、但馬円通寺（豊岡市）、摂津禅昌寺を創建している（大明禅寺開山月庵和尚行実『統群書類従』。著述として「月庵仮名法語」があり、広範な人々への布教をみることが出来る。



写真154 月庵宗光禅師頂相  
(禅昌寺蔵)



写真155 禅昌寺（須磨区）

月庵は山名時義・時熙の帰依を受けて上記の寺院を開創し、山名時熙は宗源居士として参禅に励み、最初は「一川」のちに「巨川」の道号を月庵から与えられている。『月庵和尚語録』には「示宗源居士」という長文の法語があり、これは山名時熙の求めに応じて祖師の問答などを引用して禅の教えを要約したものである。後に法号は巨川常熙居士きょせんじゅうしとされた。

禅昌寺で注目されるのは、七千巻に及ぶ一切経を蔵したことである。この一切経は、北宋勅版・高麗版初雕本・高麗版再雕本・北宋の東禪等覺院版・開元寺版・南宋の思溪版などと写本などの混在したものである。各経巻の奥書などからみて、一切経の蒐集は応永元年（二二九四）前後から永享七年（二四三五）に到る約四〇年間かけて整えられた。これは有力な檀越一人の力というよりも、様々な人々の支援のもとこの大事業がなつたといえよう。

「大般若経の奥書にある「三宝弟子宗源」は山名時熙のことである。宋版の經典の奥に「鎮西博多慶安」という名がみえ、この人物の詳細はわからないものの、博多の住人がこうした經典を寄進していることがわかる（秋宗康子「禅昌寺旧蔵『南禅寺一切経』墨書奥書について」）。大陸から博多、兵庫津と日明貿易でにぎわう当地ならではのものである。

經典が書写された場所が記されたものもあり、「熊内西牧庵」は神戸市内の寺庵であるし、「天王寺勝鬘院」は大阪四天王寺の勝鬘院である。このほか京都「三条東洞院大隠庵」や「城州三栖庄善福寺」「北野之内慈

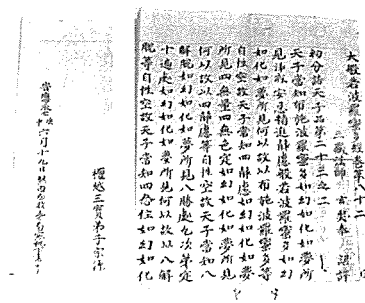


写真156 南禅寺一切經のうち大般若經 (南禅寺藏)

尊院」「尼崎海雲山興禅寺」の名がみえる。尼崎興禅寺はこの頃、臨濟宗東福寺派の仲庵子伯が住持となっていたことがわかる。

禅昌寺は月庵の弟子たちに相続され、後に出た香林宗箇は永享八年に南禅寺住持となり、山名持豊の外護で真乘院を構えた。これにより、禅昌寺は南禅寺末となった。この一切経は江戸時代のはじめに南禅寺金地院に住した以心崇伝によって南禅寺に移され、現在に至っている。

## 2 有馬の禅宗・律宗

### 温泉と寺院

中世には湯山と呼ばれた有馬の地域は温泉を中心に仏教の展開がみられる。建仁三年（一二三二）六月末から藤原定家は湯山を訪れ、上人湯屋（上人法師屋・上人房）・湯口屋・仲国屋（仲国朝臣湯屋）などの温泉屋を記している（『明月記』）。上人湯は薬師堂温泉寺の上人房であると思われる。

南北朝時代、京都祇園社の執行頭詮は応安四年（一三七一）九月二十一日に湯山に到着し、薬師堂長老の指示で谷ノ藤五郎という者が営む湯屋に入った。五山僧の義堂周信が永徳元年（一三八一）二月に湯山を訪れた時も薬師堂長老の指定した一ノ御所を宿所としている。薬師堂は鎌倉時代末の叡尊の教化や長老という

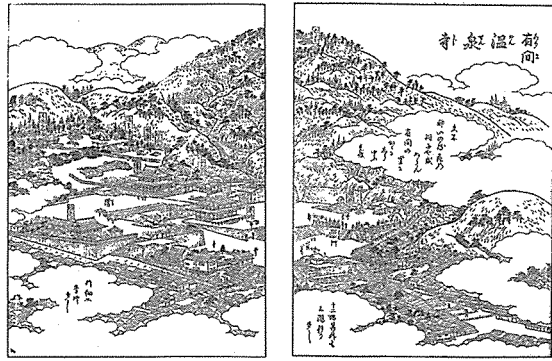


写真157 『撰津名所図会』に見える温泉寺

呼称からも律宗寺院となっていたことがわかる。祇園社の顕詮は、温泉寺で法華経会を聴聞しており、こうした法華経信仰も根強かつた。

また、南北朝・室町時代には、五山の禅僧がしばしば湯山を訪れており、この地域における禅宗の浸透の様相をうかがうことができる。五山文学僧として著名な義堂周信が湯山での見聞を書き記すところによれば、無垢庵という夢窓疎石が諸国を遍歴する修行僧たちのために建てた庵があった（『空華日用工夫略集』。康永三年（一三四四）には赤松円心の帰依を受けたことでも知られる雪村友梅が湯山に來たり無垢庵を再興しており、この庵には渡來僧、一山一寧筆の扁額が掛けられていた（『宝寛真空禅师録』「大正新修大藏经」八〇）。

首あり、阿弥陀堂が廃壊した時にこの和歌を人々に披露すれば修復はすぐになると言い置いたという。長禄四年（一四六〇）十二月八日には、勸進の依頼を受けて蔭涼軒主季瓊真薬がかつての勸進帳を足利義政に見せているが、これには夢窓の和歌と足利義満・義持の御判がすえられており、天竜寺・相国寺は先規として一山あげて勸進に応じたという。寛正二年（一四六一）には足利義政も義満・義持の先例に倣って勸進帳に御判をすえ、馬・太刀を寄進している（『蔭涼軒日録』長禄四年十二月八日条・寛正二年十二月二十三日条）。

「文正元年（一四六〇）一月二十九日、季瓊らは湯山へ湯治に行き、閏二月二十三日京都にもどっている。この間、湯山の様子を事細かに記しているが、温泉寺の住持は年老いた律僧であり、温泉寺縁起を読み聞かせている（同上閏二月九日条）。阿弥陀堂の住持も律僧で、多田院を本寺としていた。季瓊等の五山僧一行は、阿弥陀堂を詩会の場としている。また、彼らが所司代多賀豊後守高忠、浦上美作守則宗、池田氏などの武士たちと共に湯治に来て遊興しており、五山僧と武家の密接なつきあいをみることがができる。

#### 瑞溪周鳳の

宝徳四年（一四五二）四月に湯山を訪れた五山僧、瑞溪周鳳も「温泉行記」（『五山文学新集』）

#### 温泉行記

をまとめ湯山の情景を記録している。武庫川を渡り、有馬郡に入ると律寺があり、十三重の

小塔があつて、この地は文安二年（一四四五）に赤松播磨守満政・祐則父子が自刃したところであつた。温泉寺は、七間の本堂で、本尊は薬師如来、側には不動明王・毘沙門天など多数が祀られていた。本堂北には女体権現・三輪明神・鹿舌明神の廟があつた。如法堂には、小塔があり、第七章第四節2項に紹介した清澄寺の尊恵が閻魔大王から託された法華経を納めた場所である。これら経巻は朝廷・清澄寺（宝塚市）・天王寺（大阪市）・温泉寺の各所に納められ、このほかに朝廷の命で金函経をこの堂に納めたという。同年には、盗賊が堂の下を掘り、この金函経を奪い取ったという事件も起こっている（第八章第二節3項）。如法堂の側には新しい石塔十余があり、その中の大きな塔は足利義教の追善のために、京都の西室大夫が建てたとされる。

近くの羚羊谷（鎌倉谷）には夢窓の弟子、雪江の仏谷掛角庵があり、後に清蓼庵と改められた。夢窓の弟子雪江中梁が庵主を勤め、同じく夢窓の弟子古劍妙快も、一時期ここで過ごした。庵は縦五間横七間半



の建物で足利義持筆の額が掲げられていた。瑞溪周鳳がこの地を訪れた時には、大岳周崇の法嗣梵誕藏主が住んでおり、彼はもともと京都の相国寺に属して中年以後、諸々に住していた。清蓼庵が夢窓派の寺庵であり、五山僧の地方での生活がわかる例である（『温泉行記』・『臥雲日録跋尤』）。

また、貴志荘（三田市）には、明極楚俊に帰依した天台僧、玉林得球が開いた長楽寺があった。この寺には詩文でも有名な惟肖得巖が住した（『東海瓊華集』）。このように、有馬周辺の寺庵は五山僧たちが都の喧騒から離れて過ごす場でもあり、一時の山居を楽しみ湯治に訪れる五山僧たちとの交流の場でもあった。

湯山にはこのほかにも様々な寺庵があり、善福寺は念仏宗の寺で、施薬院は念仏宗の尼道場であった。律宗では菩提律院の名もみえる。

また、温泉寺では律僧が温泉寺の縁起を説き、行基以来の温泉の功德、清澄寺尊恵の法華経の話を絵巻をもって人々に語っていた。また、禅寺に属する出家前の啜食が、禅宗の聖教を人々に読み聞かせたという話もあり、そのなかでは禅宗の祖である達摩が日本に生まれ変わって榮西となり、京都に建仁寺を開いたと語り、日本に禅宗が広がるのは道理であると説いていた（『大山寺縁起巻』）。この縁起は鎌倉時代後期成立とみる説もあるが、湯山での禅宗の展開をみると、南北朝以降の方がふさわしいように思われる。

いずれにしても、湯山では様々な説話が語られ、湯治の場を仏教的に位置づけると共に、室町時代には、こうした絵解きなど人々を楽しませるものもあり、五山僧季瓊などの一行は能楽や小歌、軽業芸の田楽なども楽しんでいる。宗教的な場からより遊興の場への移行をみることができ。

戦国時代になると有馬の地にも戦火は及び、享祿元年（一五二八）十二月、柳本賢治は播磨に退却する途

中、有馬を焼き温泉寺薬師堂も焼失した。この時、本尊の頭が落ちて中から文書が発見され、その記述にしたがって宝塔の下を掘ると尊恵が埋めた金函経が出現した。この情報は本寺である西大寺長老から三条西公条を通じて宮中に伝えられ、経巻が運ばれて女房衆が結縁している。後日、後奈良天皇は温泉寺薬師如来の御衣木に触れ、再興のために奉加し、復興が進められた(『実隆公記』享祿二年正月十八日・三月八日条、『後奈良天皇宸記』天文四年三月十九日条)。

### 3 顕密諸宗と修験

**顕密寺院** 南北朝の動乱期、顕密諸宗の寺院は軍事力としても期待され、太

と武力 山寺衆徒は元弘三年(一一三三)の大塔宮護良親王令旨によって

赤松円心の指揮下に入り兵庫嶋合戦から京都まで転戦して活躍した。切利天上寺がある摩耶山は赤松円心が山寺に城郭を構えたものであるが、六波羅探題軍に対して赤松勢とともに太山寺衆徒が戦っている。同時に不断薬師如来供養法を修して戦勝を祈願した(『奥史』二「太山寺文書」一八・一九・二一)。これにより、太山寺は領域支配の安堵を得、後醍醐天皇の祈禱所とされた(同上二〇)。

丹生山には金谷経氏が城を構え、建武三年(一一三六)には南朝方についてことから攻撃を受けている。丹生山は多数の僧房を構え、醍醐寺三宝院末の真



写真158 天上寺(灘区)

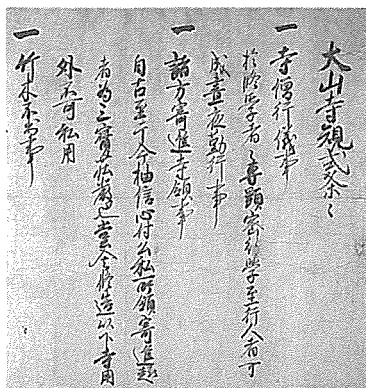


写真159 太山寺規式起請文(太山寺文書)

言宗寺院であった。西区の近江寺は、建武三年二月三日、足利尊氏軍の攻撃に参加している。さらに新田義貞からの軍勢催促に応じて山城国山崎(京都府大山崎町)、摂津国西宮、瀬河南山(大阪府箕面市)等を転戦している。内乱の中で寺社勢力は祈禱という宗教的力と同時に実際の軍事力としての行動を要求されたのである。寺院も新たな政権による保護や恩賞の獲得を目指して内乱にかかわっていった。

顕密寺院と 地域社会  
内乱の過程で室町幕府の支配が進むと、顕密の寺院も室町幕府や守護、守護被官との関係を深めていく。また、在地領主や百姓との関係も保ちながら荘内・地域社会の安穩を祈る寺として経営を行っていた。

太山寺は建武三年(一三三六)八月六日に早くも足利直義から祈禱の命令を受けている。同時期、南朝方の金谷経氏からは山田荘地頭職を寄進されている。また、観応二年(一三五二)には北朝方の藤原(高倉)範仲から城郭を構え祈禱を修し忠勤に励んだとして伊川上荘内布施畑地頭分などを論功として与えられている(『県史』二「太山寺文書」三五)。

太山寺衆僧らは貞和二年(一三四六)に規式を定め、顕密の修学を専らとすること、寺領を私用に流用することの禁、荘園年貢の算用を正月二十日に満山会合の時に行うこと、衆徒の内、十老僧から公文を選び任命することなどを定めている。この規式は藤原範仲の証判を受けており、法としての実効性を高めている。

貞治三年（一三六四）には、赤松貞範が禁制を定め、里法師の寺田への介入を禁じ、常住僧の執務を定めている。太山寺は地域の名利として、播磨国守護の保護を受けていた。

永正六年（二五〇九）には、京都祇園社で十穀聖、徳阿の勧進で千部経供養が行われ、太山寺は末寺の能福寺・頭高山・高家寺・長林寺・善楽寺の僧衆計四〇人で上洛した。この頃の政権の担当者である細川高国の指示により、途中の関銭なども免除されたことがわかる。洛中洛外諸国からの僧衆計一一〇人により法会（ほうえ）は営まれ、天台宗の青蓮院門跡尊応も臨席し、太山寺僧衆にとって晴れの舞台であった（同上五七・「祇園千部経開白法則」）。

近江寺も永享三年（二四三二）には、播磨国守護の赤松満祐から祈願所として祈禱に励むようにとの文書を得ている。祈願所となることにより播磨国内の寺社の中で高い地位を獲得し、守護被官たちの乱暴や押領（りよう）を防ぎ公事の免除を受けることができた（『東史』二「近江寺文書」六・七）。

また、中央の寺社権門との結びつきもみられ、康暦二年（二三八〇）如意寺の僧は延暦寺とかわりの深い日吉十禅師社御油神人に任じられている。延暦寺と結び神人身分を獲得することによって様々な権益を受けたとみられる。

このほか、京都を中心とした結縁（けちえん）作善行のなかに神戸市域の寺院は参加している。応永十九年（一四二二）、讃岐国虚空藏院の覚蔵房増範は勧進を行い北野社に納める一切経の書写を始める。讃岐や摂津をはじめとして二五カ国に及ぶ僧侶の援助を受け書写が進められるが、その中に明王寺（垂水区）・転法輪寺（同上）などの名がみえる。この一切経を用いて北野万部経会が営まれ室町時代末まで北野社の重要な法会として知られ

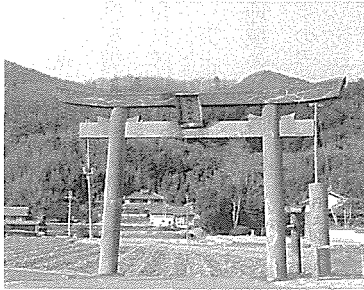


写真160 丹生神社の鳥居（北区）

た。北野一切経の奥書には、転法輪寺の幸盛、明王寺の盛尊・永賢・長清の名をみることができる（『大日本史料』七一―七六）。転法輪寺は延暦二十年（八〇二）、平城天皇の勅願所として建てられたとされ、明王寺も大同元年（八〇六）の創建と伝えられているが、その後の様相はわからないものの、室町時代において北野社一切経の勧進にに応じていることからこの地域の顕密系の有力寺院であることは間違いない。明王寺には寛正四年（二四六三）の棟札のある多宝塔があり、現在は中央区の徳光院に移されている。

戦国期の 顕密寺院のもう一つのネットワークで注目されるのは修験道である。永正八年（二五一一）の「葛城入峯先達注文」は、和歌山市加太の向家にのこされた史料であるが、この家は向之坊と

称し、葛城修験の本山派の御師の家であった。これによれば、撰津・播磨の寺院の名がみえ、神戸市域では摩耶山別当房、須磨大聖院、丹生山中蔵坊の名がみえる。丹生山は明要寺のことで、中世末の参詣曼荼羅もこのこり、山岳修験の寺として有名で参詣者も多かった。

太山寺、近江寺、性海寺など顕密諸宗の寺院は、戦国期に赤松氏の力が衰えると明石氏・浦上氏など地域権力の保護も得て存続をはかっていった。太山寺には明石長行が妻の菩提を弔うために寄進した『曾我物語』『古今集』『拾遺集』などが伝来しており（『県史』二「太山寺文書」六〇）、明石氏の信仰のあり方と、妻女の教養をうかがわせている。

顕密諸宗は祈禱の力を主張することも熱心で、これによって人々の帰依を得ようとした。太山寺では本堂内で「汗」が発見されると凶事が起こる

として祈禱を行なっており、永享十三年（一四四一）から慶長十六年（一六一一）までの記録が残されている。永享十三年正月七日には仏殿の四本柱などに汗が流出、結露かと思われるが、これに対して七日間の護摩を焚く祈禱が行われた。この年、六月に赤松満祐が足利義教を殺害する嘉吉の乱が起るが、こうした現象は凶事の予兆とされ、これに対して被害の拡大を防ぐため祈禱が行われた（同上七二）。

天正三年（一五七五）には明石越前守の命で明石岩屋殿で雨乞いの法会が開かれ、太山寺や如意寺など地域の有力寺院五カ寺が招かれ、太山寺薬師院定昌が導師を勤めている。織豊期においてもこうした顕密諸宗の寺院は地域の安寧を祈る重要な役割を担っていたのである。

#### 4 浄土真宗と法華宗

##### 蓮如と撰津

室町時代の後期から大きく教線を広げ、数多くの民衆を教化し社会的影響力を増すのは、浄土真宗と法華宗である。浄土真宗は本願寺第八世の蓮如の活発な布教活動によって信者を増加させ、一大勢力となった。これに対して延暦寺が蓮如の東山大谷の堂舎を破却したため、彼は近江を経て越前吉崎（福井県あわら市）に拠点を移した。しかし、この地でも門徒と守護が対立したため、文明七年（一四七五）、蓮如は吉崎を退去し若狭国小浜（福井県小浜市）、丹波を経て撰津に入りさらに河内の出口（大阪府枚方市）へ到った。この途中、神戸市域に近接する西宮市名塩に蓮如が立ち寄ったという伝承が残されている。名塩の教行寺は蓮如が広根に来た時に名塩の村民が寺庵を設けて蓮如を招いたのを始まりとする（『県

史』四「寺社縁起類」〔撰津国〕二「名塩教行寺縁起」。この寺庵は撰津富田よんだ教行寺（大阪府高槻市）の兼琇けんしやう（蓮如の第二十子）が蓮如の命で兼務し、教行寺は一家衆寺院として本願寺教団の中で重きをなした。

文明十年、蓮如は京都の東郊山科に本願寺を構えて、ますます門徒を集め勢力を拡大していった。蓮如は文明十五年八月二十九日から九月十九日にかけて湯山（有馬）御所坊で湯治を楽しんでおり、往路は山科から撰津富田、池田を経て生瀬なまげの渡しを通り湯山にいたり、帰路は塚口、加島、三番さんば、出口を経て、山科へと帰っている。道中には門徒たちの多い地域をたどったことがわかる。

蓮如のもとへは仏光寺派も帰参し、尼崎周辺にはやくから進出していた仏光寺派の門徒らも本願寺の影響下に入った。蓮如はさらに播磨への布教も願い、弟子空善を派遣し撰津河内からさらに播磨へと教線は広がった。神戸市域にもこの間、道場が広がっていったと考えられる。西本願寺に所蔵される近世の末寺帳を手がかりにみると、神戸市域には撰津国溝杭仏照寺（大阪府茨木市）や興正寺（京都市）派の寺院が多いが、同じ市域でも明石郡あかしでは姫路本徳寺からの教線が広がっていた。明石郡内の方が天文期てんぶん（一五三二～五五）など、比較的開創時期が早いこともわかる。神戸の善福寺（長田区）は顕如の弟子により、天正元年てんしょう（一五七三）開創と伝えている。この後、織田信長の天下統一の戦いの中で門徒たちはこれに対抗して本願寺を中心にした一揆に参加していくのである。

#### 日隆と港

#### 湾都市

室町時代の法華宗は都市の商工業者や武家、さらに近衛家などの公家にも信者を持ち、特に京みやこ都ではいくつもの本山が成立した。法華宗では法華経の題目口誦（唱題）によって現世での成仏が可能となると説くが、日蓮以来、他宗批判の姿勢は強く、また他宗の信者の布施供養を受けず、信者は

他宗の僧に供養してはならないという原則を遵守するかどうか、すなわち不受不施・受布施をめぐる宗派内も対立があった。これによって法華宗は諸門流が分立することになる。

兵庫県下にも影響を及ぼす法華宗の門派では日隆の一派が注目される。日隆は至徳二年（一三八五）越中（えちご）に生まれ、京都の妙本寺で学ぶが、教義の上で対立を生じて南都北嶺における修学の後、不受不施の方針をとり折伏伝道に努め地方布教を進めた。日隆は教義の上では法華経の後半（本門）を重視する勝劣派に属した。

日隆の門流は、特に北陸、畿内の摂津・河内・和泉、瀬戸内海沿岸、南海路へ教線を広げて、遠く種子島にも末寺を開いた。日隆は尼崎で米屋二郎五郎の帰依を受け、摂津守護細川満元の保護のもと応永二十七年（二四二〇）、本興寺を開いた。京都では米屋・塩屋・小袖屋宗句の外護で本能（応）寺、同様に商人たちの寄進で堺の顕本寺などを創建し、備前牛窓の本蓮寺（岡山県瀬戸内市）、讃岐宇多津の本妙寺（香川県宇多津町）、備中高松の本隆寺（岡山市）、備後尾道の妙宣寺（広島県尾道市）などを創建もしくは再興して門流の寺院を増やしていった。日隆の門流は京都本能寺、尼崎本興寺を両本山として栄えた。

兵庫津の久遠寺は京都妙顕寺二世の大覚を開山とするが、日隆門流の寺となった。久遠寺の檀越は有力商人でしられる正直屋極井氏であった。極井氏は三好長慶と結び、三好政権の港湾や商業支配の一翼を担った。三好氏もまた大阪湾岸一帯に力を持った法華宗に近づき檀越となって保護を加え、久遠寺の快玉は、摂津滝山城で開かれた連歌会に招かれ、この場には城主松永久秀、主君である三好長慶、摂津国人池田氏、芦屋神主範与、堺の等恵、玄哉などが列席していた（本章第一節2項参照）。三好氏は尼崎にみられるように、



法華宗寺院と有力商人を巻き込んで主要都市と流通の支配を志向したのであった。法華宗はこのように商人や新たに台頭する武家勢力の帰依を受け、瀬戸内海交通の要衝に拠点となる寺院を展開していった。

## 第三節 自然災害と社会

### 1 相次ぐ大地震

中世の南 本節では、第四章で取り上げた古代の災害に続く、十世紀以降の自然災害について取り上げる。  
海地震 神戸市域を含む近畿地方に大きな影響を与えたのが、周期的に繰り返す南海地震である。仁和

三年（八八七）の南海地震が摂津国付近に大規模な津波を起こしたことは先述した。これ以後、中世において記録に残る南海地震は、承徳三年（じょうとく 康和元年・一〇九九）の康和南海地震と、正平十六年（しょうへい 一三六一）の正平南海地震の二回である。

康和の南海地震は、承徳三年（八月に康和と改元）正月二十四日の卯の時（午前六時頃）に発生した大地震である（『本朝世紀』）。簡略な記述しか残っていないが、奈良では、興福寺の西金堂の柱が少し損傷し塔が破損したこと、回廊と大門が顛倒したことが記録されている（『後二条師通記』正月二十五・二十六日条）。

奈良の被害に関する記述が多いことから、かつては奈良の内陸地震と見られていた。しかし、鎌倉時代の公家勘解由小路兼仲の日記『勘仲記』の「紙背文書」に、土佐国の記録として「康和二年正月□四日地震之

刻、国内の作田千余町、皆もって海底となりおわんぬ」と書かれており、南海地震の特色である高知平野の沈降が発生していたことになる。近年の研究でこの康和「二年」は「元年」の誤記とされ、承徳三年の地震は、南海地震と考えられるようになった。

神戸市域に関する被害についての記録はないが、やはり津波などの災害があったものと想定される。なお、この三年前の永長元年（一〇九六）十二月十七日にも、京に大きな被害を与える大地震があったが、この地震では東海地方の被害が大きかったことから、南海地震と連動して発生する東海地震とみられている。

次に記録されている南海地震としては、正平十六年六月のものがある。地震規模の大きさ、各地の大津波、土佐の被害などから南海地震と判断されている。近衛道嗣の日記『愚管記』によると二十一日の酉の刻（午後六時頃）に地震が発生し、ついで翌二十二日、二十四日にも大地震が発生し、余震は七月まで続いている。また同書の七月一日条によると、六月二十二・二十四の両日の大地震で、紀伊国の熊野神社の社頭や仮殿、熊野三山の岩屋以下が倒壊・破滅し、河内国が激甚な被害を受け、天王寺金堂も顛倒したという。天王寺の被害は三条公忠の日記『後愚昧記』に詳しく、倒壊した金堂は微塵となり、大塔の空輪が落下して伶人ら数人が圧死したとする。

十四世紀に法隆寺の寺僧が書いた『嘉元記』には、二十二日の地震で法隆寺の東院、南大門西脇築地などが顛倒し、二十四日の地震で御塔の九輪の上が燃え落ちたほか、葉師寺の諸堂が顛倒、唐招提寺の塔の九輪が大破損し、天王寺では金堂倒壊のほか、安居殿御所西浦まで潮が満ちて、その間にある家や人々の多くが損なわれたとある。

表22 記録が残る南海地震・東海地震と地震痕跡

南海地震	東海地震
天武13年（684）	
仁和3年（887）	〈平安時代前期〉
〈10世紀末頃〉	
承德3年（1099）	嘉保3年（1096）
〈13世紀頃〉	
正平16年（1361）	〈14世紀中頃〉
〈15世紀末頃〉	明応7年（1498）
慶長10年（1605）	慶長10年（1605）
宝永4年（1707）	宝永4年（1707）
安政元年（1854）	安政元年（1854）
昭和21年（1946）	昭和19年（1944）

〈 〉は発掘で明らかになった地震痕跡

一方、『太平記』にもこの地震が取り上げられている（大地震并夏雪事）。それによると、「六月十八日ノ巳刻（午前十時頃）ヨリ同十月ニ至ルマデ、大地ヲヒタゞ敷動テ、日々夜々ニ止時ナシ。山ハ崩テ谷ヲ埋ミ、海ハ傾テ陸地ニ成シカバ、神社仏閣倒レ破レ、牛馬人民の死傷スル事、幾千万ト云数ヲ不知。都テ山川江河林野村落、此災ニ不合云所ナシ」という惨状であったという。

むろん発生の日時も貴族の日記と異なるなど、軍記物ゆえの虚構もある。また、「山ハ崩テ：」以下は、『平家物語』巻第十二「大地震」や『方丈記』「大地震」にも類似のフレーズがあるために、大地震を表現する際の常套句である可能性もあるが、当時の人々による大地震による被害の認識のあり方や実状がある程度示すものかもしれない。なお、この地震による神戸地域の被害について具体的に語る史料はないが、海岸部の高潮被害の様子を彷彿とさせる記述がある。

七月二十四日のこと、摂津国難波浦の沖合数百町が、「半時」（一時間）ほどの間干上がって、大量の魚が砂の上であえいでいたので、海辺の漁師たちは網を巻き上げ、釣りを中止し我先にと魚を拾っていたところ、にわかにな「大山」のような高潮が満ちてきて漫々たる海になったので、数百人の漁師たちに一人として生きて帰った者はなかったという。

先述の『嘉元記』にも六月二十四日に大津波があった

ことが見えており、『太平記』の難波浦の大津波に関する叙述もこの出来事を描いたものと考えられる。尼崎付近でこうした大惨事が発生した以上、神戸市域の海岸部も同様な高潮被害に見舞われたことは疑いない。これらの地震のほか、記録には見えないものの、四国地域の地震の痕跡や被害の伝承から、明応七年（一四九八）の東海地震の際には南海地震も発生していたみられる。また、堺市や和歌山県吉備町の遺跡に見える十三世紀の液化化跡から、康和と正平の間にも一度南海地震が発生したと想定されている。このように、南海地震は一〇〇〇〜一五〇〇年の周期で発生し、神戸市域に津波等の被害を与えていたと考えられる。

応永十三年 南海地震以外で、神戸市内にも大きな被害を与えたと想定される中世の地震に、おうえい 応永十三年の地震（一四〇六）の大地震がある。

この地震は、『兵庫県災害誌』『兵庫県地震災害史』『最新版 日本被害地震総覧「四一六・二〇〇一」』にも紹介されていないので、少し詳しく紹介してみよう。

『假名年代記』や「菊亭文書」(西園寺実兼の子兼孝と祖とする菊亭家伝来の文書)、南北朝期頃の公家である山科教言のりともが記した日記『教言卿記』(いずれも『大日本史料』七・八、三三九頁)によれば、応永十三年十一月一日に「大地震」があったと記録され、京都を中心とした地震が確認できる。『教言卿記』では、この時の地震は戌時(午後八時頃)と亥の時(午後十時頃)の二回あったとする。これらの史

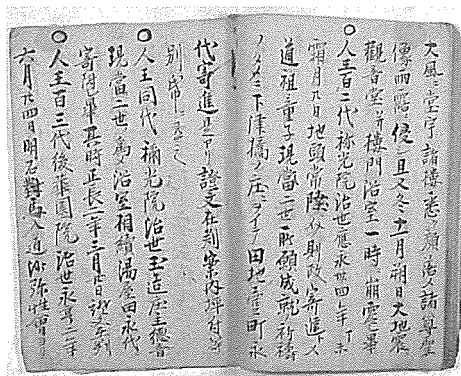


写真161 「如意寺旧記」(如意寺蔵)

料に京の被害は記されていないが、神戸市西区の比金山如意寺にこの地震による被害の記録が残されている。

如意寺は、榎谷川はなだ中流東岸に合流する小さな支流の谷奥にある天台宗寺院である。この如意寺所蔵の『如意寺旧記』（『県史』四「寺社縁起類」〔播磨国〕三二）によると、

人王同代（後小松院―引用者注）応永十三年丙戌秋、大洪水大風ニ堂宇諸楼悉ク頽落シテ、諸尊聖像雨露ニ浸シ、且又冬十一月朔日、大地震ニ観音堂并楼門浴室一時ニ崩零シ畢、

とみえ、応永十三年十一月一日の大地震により、観音堂・楼門・浴室が瞬時に崩れ落ちたという。被害の規模から見て、京よりも神戸市域の被害が大きかったものと考えられる。

しかも、地震に先立って秋には大洪水・大風の被害もあったよう、堂宇・諸楼が悉く倒壊して、諸々の尊聖像も雨露に濡れてしまったとある。なお、この大洪水・大風の記録は、『假名年代記』にもあり、近畿中部に被害を与えた風水害であったのだろう。

## 2 中世の風水害

文明七年 本項では、地震以外の災害についてもみてみよう。神戸市内における津波・高潮被害もいくつか記録に残されている。

応仁おうにん元年（一四六七）五月に大乱が勃発する。後に応仁・文明の乱と言われる乱である。摂津国は東軍の細川勝元の分国であったため、同国の武士は、勝元の手勢として動員され京都の合戦に参加する。しかし、

八月に入ると、西軍の山名持豊（宗全）に属する大内新介政弘が、長門・周防・豊前の軍勢に伊予の河野通春の手勢を加えて摂津国に侵入したため、摂津国の各地は戦乱の中に巻き込まれることとなった。摂津国には、細川の守護代秋庭備中守元明と赤松一族らが派遣され、東西の戦いとなったのである（第八章第二節4項）。

文明五年（一四七三）に入り、三月には山名持豊が死去し、五月には細川勝元が世を去った。東西の両雄を失い大乱はその峠を越し終末を迎えようとしていた文明七年八月六日、戦火に焼かれ数多くの人命を失った西摂の地を高潮が襲った。室町中期の公卿甘露寺親長の日記である『親長卿記』によれば、「細雨下る、夜に入りて大風吹く、構中諸屋顛倒すること有り、近年此の如き風無し、近辺の民屋、大略顛倒すと云々」（八月六日条）とあり、京都でもかなりの強風があったことがわかる。この強風を原因とする高潮による被害の記録が、尼崎海岸部について残されている。

鎌倉公方を中心とした武家年表である『鎌倉大日記』文明七年八月六日条（『大日本史料』八一八、二九〇頁）によると、「八月六日、大風、摂洲難波浦大塩満ち上げ、尼崎難波人多く死す」とある。また『異本塔寺長帳』文明七年八月六日条（同上）には「八月六日諸国大風津浪打ち揚げ、別して摂洲海士崎大津浪にて、家夥しき、人も千人余波に取らる」とある。千人を超える人が実際に波にさらわれたとするのは、多少の誇張の可能性もあるが、尼崎の多くの住民に被害を与えたことは間違いない。記録には残されていないものの、当然東神戸地域にも相当の被害があったのだろう。

なお、応仁の乱では大内政弘が中国・北九州の船団を率いて、応仁元年七月二十日に兵庫津へと上陸した。

幕府は文明元年十月十六日に、東軍は山名是豊・赤松政秀らに命じて兵庫を奪回させたが、この交戦で兵庫両関および津内の寺院・在家が焼亡し、港湾機能も「大損壊」を蒙ったという（『大乘院寺社雜事記』十月十六日・二十一日条）。そのため、兵庫津の繁栄はその後、下降線をたどり、対外貿易の拠点港の地位を和泉の堺に譲ることとなった（『兵庫県の地名』）。この背景には兵庫合戦とともに、文明七年の高潮被害の影響も想定できるだろう。

弘治三年（一四七五）の高潮被害と並び称され、中世の人々の記憶に残っていたのが、弘治三年の高潮（一五五七）の高潮被害であった。『続応仁後記』（『改定史籍集覧』）によれば、この年の五月二十六日から八月九日まで、全国的に大干魃で雨が一度も降らないという状態であったため、諸国の稲や麦などの作物も悪く、悉く枯れ果て、田畑が空しく赤土となり、餓死する者が巷に満ちて、若死にする者も多かったという。この早魃に伴う飢饉は、近年まれなほどの深刻さであり、「金一両ヲ以テ米五斗ヲ交易」するという「前代未聞」のありさまであった。しかも、『公卿補任』（弘治三年条）によれば、七月二十日に「大地震」があったとする。

飢饉や地震で疲弊している人々に、さらに大風とそれに伴う洪水が襲いかかった。清涼殿の御湯殿の上の間に奉仕する代々の女官がつけた仮名書きの日記である『御湯殿上日記』（弘治三年八月二十六日条）によれば、「かせおとろくしくふきて。いつもそんなまいりて。ことのはも候はす候」とあり、京都でも恐ろしいほどかなり激しい風が吹いたことがわかる。江戸中期の公卿である柳原紀光が父光綱の志を継ぎ編修した歴史書である『続史愚抄』（弘治三年八月二十六日条）によれば、



廿六日丙午。大風雨、廬舎及堂宇を倒し、木を抜く。東寺の塔、傾く。亦洪水す。撰津に甚し。文明七年後大風と云ふ

とあり、大風雨により東寺の塔など建物や樹木の倒壊があったこと、またその風雨に伴う洪水が発生し、特に撰津の被害が甚大であったことが記録されている。撰津の尼崎から播磨の明石に至るまでの被害の様子が、克明に描かれているのは、先に見た『続応仁後記』である。

同年ノ八月廿六日ニ朝ニハ、東風類ニ起テ、夕ニハ大南風ニ吹カヘ、急雨盆蓋ヲ傾タルカ如ク、蓑笠ヲ打徹シ、国々数多洪水ス、中ニモ撰州尼カ崎・別所・鳴尾・今津・西宮・兵庫・前波・須磨・明石ノ浦々エ大浪打カケ、高塩サシ上ケ、浦々ノ民屋悉ク引流サレ、死亡ノ者幾千万ト云、数ヲ知ラズ、去ル文明七年八月六日ノ洪水ニモ此クノ如ク有ケル由、古老ノ者共云合ケルカ、其ヨリシテ今年迄ハ八十年ニ当ルト云ヘリ、近年兵革暫ク止ント所々鬪戦ノ沙汰ナケレハ、又此クノ如キ天災ノ横死有リ、如何ナル末世ニヤト皆人はヲ歎キ悲ム

強い南風に変わった夕方から、急に雨脚が強まり、多くの箇所では洪水被害が発生した。中でも、尼崎から明石の浦々まで大波が打ち上げたとあり、家屋が海に流された。死者の数を「幾千万」とするのはにわかには信じがたいが、それでも

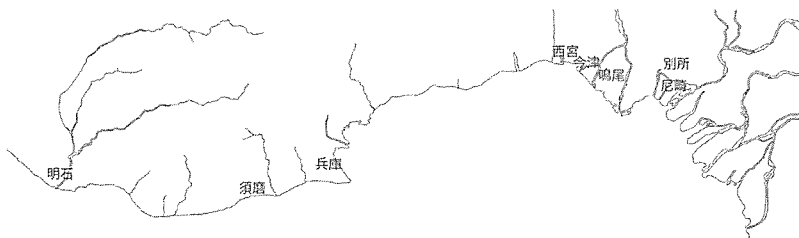


図88 『続応仁後記』に見える高潮被災地

神戸市の海岸部は軒並み被害があったものと思われる。また、特に興味深いのは、文明七年の洪水と今回の洪水を比較しつつ、古老が語り合っているとする記述である。それぞれの地域社会において、古老たちが過去の災害を伝承していくさまがここにかがえよう。

応仁・文明の乱のような戦火がようやく収まったかと思つた矢先の大災害に、「横死」を歎き、「如何ナル末世ニヤト」人々は皆嘆き悲しんだという。

### 3 六甲山系の山津波伝承と土砂災害

永正元年の水害（慈明寺流れの伝承） 急な天井川をなす住吉川は、たびたび氾濫し、流域に大きな被害をもたらしてきた。

一番古く伝わっているのが、永正元年（一五〇四）にあったとされる水害である。これは、観音林（東灘区住吉本町一丁目付近）にあったという慈明寺（壽明寺と記載する史料もあるが、古い史料では慈明寺とある）があとかたもなく流失したという伝承で、「慈明寺流れ」と呼ばれている。以下、『住吉村誌』の記述を参考に、紹介してみたい。

昭和十三年（一九三八）七月五日の阪神大水害は観音林をはじめ住吉村にも大きな被害をもたらし、村内で死者が三三人にもものぼった。慈明寺流れが同じ観音林を中心としていたために、地区の当時の古老の話題に上ったという。

慈明寺は、今の観音林の地にあった禪宗の寺で山号は大智山、七堂伽藍を備えた大坊であったと伝えられ

ている。その位置は必ずしも明らかではないが、近世の絵図に今の観音林の北部の地名を慈明寺と記しており、寺の古跡の碑が描かれている。慈明寺に関する記録としては、元禄五年（二六九二）の寺社帳に次のように記されている。

一、観音堂跡 四十二間  
二十九間半

是は古昔、大智山慈明寺と申し候て、加蓋地之由申伝候えども、建立の年歴退転之時節も相知れ申さず候。前々より村中支配仕来り候

この観音堂が慈明寺そのままの跡であったのか、あるいは慈明寺という大寺の一部に観音堂があったのかは不明である。ただ住吉村の旧家で、同寺とも関係の深い吉田家の記録によると、応永五年（一三九八）に同家の祖幸麻呂入道道澗を慈明寺中に葬るとある。この記載を信用するならば、慈明寺の存在は中世まで遡れそうである。

さて、慈明寺流れが起こった時期については、同寺の寺侍を勤めていた横田五兵衛家に伝わる古記録が参考になる。

横田氏往古を尋に、横田・中島の両家共五百石の郷士の由、然る所次第に衰へ十二代の孫横田甚助山田に住居す。

禅宗常住山壽明寺の土、相勤候而山田新開□役之由、然る処右壽明寺、永正元年洪水にて堂塔一字も残さず流候由、其後天文年中頃江州彦根より禅僧来再建之積にて古跡に庵室を再



写真162 台座に水位を示す線が刻まれた洪水水位の碑(東灘区)

建致され候処、後亦同十四年洪水出流候事、右常住山壽明寺之寺侍寺百姓の子孫今に住吉村・野寄村  
両村にこれ有り候

常住山は現在の阿弥陀寺（住吉本町二丁目）の山号であり、寺社帳にみえる山号の大智山とは異なっている点に問題が残るが、永正元年に慈明寺流れがあったとみてよいだろう。次に天文十四年（一五四五）の洪水について、『住吉村誌』は、「分類本朝年代記」同十三年八月七日条に「畿内洪水、摂津河内其害殊甚」とあり、天文十四年には他に洪水の記事が見えないことから、十三年の誤りではないかと指摘している。確かに、『史料綜覧』によると天文十三年七月九日に「諸国洪水」とあり、同十四年には洪水関連の記事がない。したがって、天文十三年の誤りという『住吉村誌』の見解は首肯できる。ただし、天文の洪水が七月なのか八月なのかは確定できない。いずれにせよ、永正元年に大伽藍の慈明寺が流出し、約四〇年後の天文十三年には古跡に再建された観音堂が流出したのであった。この時、観音堂内にあった観音像が堺に流着したという伝承がある。また当時寺内に建てられていた多数の石碑の大部分がその付近に埋没し、昭和十三年の阪神大水害の際に多数発掘され、五輪の塔の崇りを怖れた住民が、荒神山の無縁墓地に安置したとのことである。

明治まで呼ばれていた慈明寺の字名は、観音堂のあった林という意味の「観音林」に明治以降変わり、現在まで残っている。

一方、もう塚は現存しないが、東灘区の住吉地区に「坊ヶ塚」という字名がある。『住吉村誌』によると、明治初期の頃、人々は「ぼんの塚」と呼び、塚上には雑草が生え、春には弁当持参でこの塚上に出かける者も少なくなかったとのことであった。ところが、明治七年（一八七四）の住吉駅新設のための土砂採集によ

り消滅してしまう。この「坊ヶ塚」の被葬者については、慈明寺流れて亡くなった僧侶等を葬ったとする説と、住吉神社の神宮寺の開基僧の墓とする説が地元には伝わっているらしいが、判断材料となる明確な根拠はなく判然としない。もともと、この坊ヶ塚には古墳時代後半の坊ヶ塚古墳（全長約40メートルの前方後円墳）をはじめ二〇数基の小型方墳群がかつては存在し、一番大きな坊ヶ塚古墳のことを、僧侶の墓として伝承していたのだろう。慈明寺流れの悲惨な記憶がこうした伝承を生んだのである。

永正十四年の水害

（鳴滝明神流出）

妙法寺川は白川の分水嶺を源として、旧の車村・妙法寺村を流下して、東須磨の海に注ぐ本流と、源を梶尾山に発し、中島町で本流に合流する川の総称である。須磨区大手町の「勝福寺記録」によれば、永正十四年（二五一七）六月二十日に大山津波が発生し、付近が悉く流出したとあり、この時板宿村に祀られていた鳴滝明神がこの洪水によって、大手の聖霊権現の森に流れ着いたという。

これは、かつての妙法寺川の氾濫を伝えたものであり、板宿村では妙法寺川のことを鳴滝川と呼んでいたという。板宿村には近世に八幡神社・池之宮神社があった。池之宮神社は鳴滝明神ともいい、祭神は大日靈神おほひるめのみことだった。明治四十年（一九〇七）に八幡神社に合祀され、現在は明神町の名に残るのみとなった。大手村の聖霊権現社（現在の証誠神社）は、かつて大手・板宿・東須磨・駒ヶ林・野田五カ村の氏神であった。

このように、急峻な山岳の麓に位置する神戸市域は、再三河川の氾濫・土砂災害に見舞われており、甚大な被害を被ってきた。神社の移転や犠牲者の墓所といった伝承は、災害の恐ろしさを語り継ぎ、後世に伝える役割を果たしていたのである。

#### 4 災害文化の形成と継承に向けて

それぞれの地域にはその風土に根ざした独自の文化がある。地域がこうむってきた台風、洪水、津波、火山、地震などの災害の歴史の中で、その地域特有の知恵や伝統は形成され、継承されている。これらは「災害文化」と呼ばれている。災害経験が地域に蓄積すれば、自然への理解や防災への心構えとそのノウハウが、地域の人々に広く定着していくこととなる。

近年では災害に強い地域社会をつくるために、また少しでも災害による被害を軽減するためには、災害の記憶を後世に継承する力を持つ文化の存在が不可欠であると指摘されるようになっていく。災害に強い地域づくりが課題となる中で、再度地域の歴史を振り返る必要があるだろう。

阪神・淡路大震災から一五年を経過し、大震災そのものを歴史的にどのように考えるのか、被災地をとりまく全体の歴史をいかに伝えていくのが、課題となっている。また、災害に際し地域の歴史遺産を保全し、次世代に継承していくことも、大震災が我々に突き付けた大きな課題であり、その後も様々な災害の被災地で緊急の対応を迫られている。

過去の災害がもたらした被害とともに、人々の災害に対する認識や災害への対応、復興までの道のりを明らかにし、後世に語り継ぎながら、災害文化の形成と継承に取り組む必要があるだろう。